

558



始



25.7 6

21573

7



326.34
T43

犯罪心理學

寺田精一著

岩波書店刊行

大正
15. 8. 11
内交

~~1589~~
第三版について

著者の不慮の遠逝によりて震災による復興版は再版を踏襲する外なかつた。唯、三八三頁の圖版は明かに書誤りなるを以て訂正して置いた。編者の不注意により初め臺本に用ゐたものが初版であつた爲、印刷後訂正しなければならなくなり、不體裁なる箇所が出来たのは深く故人に謝する。

大正十五年四月

再版について

本著の再版に際しては、組織に何等の変更を試みないで、單に部分的な點に改訂又は増補を加へたに過ぎない。今其主なるものを列擧すれば、第一章第三節二並に三、第二章第二節四(1)、第九章第四節一(1)、第十一章第一節四及び第二節二(1)、第十三章第二節四(3)等の一部分、第一章第三節四、第三章第三節三、第十章第二節四の全部である。

最も著しい改訂を加へた第十章第二節四は、年齢と罪質との關係を述べた項であるが、初版では各年齢期の犯罪者数を平均實数を以て現はし、それに據つて説明を試みたのであるが、再版に於ては、それを各年齢期の人口に對する數を以て現はし、それに據つて犯罪曲線を示した。従つて、初版に掲げた年齢に依る犯罪曲線とは頗る相違したものと成り、其説明も幾分か異なる點を生じたのである。而して再版の此方法に依る調査が、初版のそれよりも正確であることはいふまでもないことである。

大正八年初冬

序

著者が恩師故元良博士から、「犯罪心理に關する研究は未開拓の方面であるから、今後の研究問題にしては如何です」とのお言葉に接して、この方面の研究に着手してから相當の歳月を費した。然るに今日に至つて、かかる不完全なる小著を公にするのは、恩師の靈に對して甚だ申譯のない次第である。只著者は、この小著が著者の講義を聽かれる人々並にこの方面に興味を有せられる人々の參考資料となることが出来れば幸であると思ひ、又世の先覺者諸氏から遠慮のない教示を仰いで、この研究が一層完全に進む媒介ともなることが出来れば望外の喜びであると思つて、敢てこの著を公にした。而してこの種の問題の叙述には、實例を多く示すことが説明上に便宜でもあり又讀者にも都合なことである。けれどもこの方面の實例には、往々慎重の態度を以てしなければならぬものが少くない、従つて本著に於ては好ましくならぬ具體的の實例は、これを避けることにした、これは讀者にお斷りしなければならぬ點である。

元來、犯罪心理に關する問題は、極めて多方面に涉つたものであつて、然も新しき科學なる丈けに歐米の學界に於て公にされたこの種の著書も少くはないが、然も纏まつたものは極めて稀である。の

みならずこれが研究の範圍も方法も未だ一定しては居ない。かくてこの小著も、著者の淺薄な頭腦から組織されたもので、敢て自ら大膽に犯罪心理學と題し得なかつたのである。

著者はこの機會に於て、著者の研究に多大の同情と激勵とを賜つた父上母上、故元良先生、文學博士松本亦太郎先生、法學博士牧野英一先生、法學博士小山溫氏、監獄局長谷田三郎氏に對して感謝の意を表し、又本著について懇篤な注意を與へられた文學士高橋穰氏、武田慧宏氏並に本著出版に關して少からず盡力された文學士上野陽一氏に對して厚くお禮を申します。

大正七年初秋

目次

緒言……………一

一、犯罪心理に關する從來の研究……………一

二、吾人の立脚地……………六

序論……………

第一章 犯罪の發生……………九

第一節 犯罪の意味……………九

 〇一、社會意志……………一〇

 〇二、道德と法律……………一一

 〇三、自然犯罪……………一三

 〇四、人爲犯罪……………一五

目次……………一

五、犯罪に對する反應……………二六

第二節 原始的犯罪……………一八

一、動物界に於ける刑罰類似現象……………一九

二、未開人に於ける犯罪……………二三

第三節 文明社會の犯罪……………三五

一、兒童の不良行爲……………三六

二、異常者の行爲……………三〇

三、文明社會と犯罪の發生……………三三

四、文化の發達と欲望の増進……………三六

第二章 本能と社會適應性と環境……………三七

第一節 本能の種類と其性質……………三七

一、自己保存の本能……………三七

(1) 榮養本能^一 (2) 自衛本能^二

二、種族保存の本能……………四一

(1) 生殖慾^三 (2) 扶養本能^四 (3) 社交本能^五

第二節 社會適應性……………四六

一、社會と個人と社會適應性……………四六

二、社會適應性の養成……………四八

三、本能と社會適應性……………五〇

(1) 本能の現はれる時期^六 (2) 本能の養成の難易^七 (3) 本能の善良な方面と不良な方

面^八

四、社會適應性と環境……………五七

(1) 環境の感化^九 — 一、父母關係^{一〇} — 二、惡友關係^{一一} — 三、其他の條件^{一二}

(2) 環境より受ける危機^{一三} — 一、職業^{一四} — 二、奉公^{一五} — 三、監禁生活^{一六}

○(3) 文明的生活と本能と社會適應性六

本論第一 普通論

第三章 悪性の遺傳……………七三

第一節 隔世遺傳……………七三

○一、隔世遺傳の主張……………七三

○二、隔世遺傳に對する反駁……………七三

○三、同等隔世遺傳說……………八〇

第二節 近接遺傳……………八三

○一、犯罪者と其子孫の犯罪者……………八六

○二、精神病・神經病者の子孫と犯罪者……………九〇

○(1) 精神病の犯罪者に於ける遺傳的關係六 (2) 癲癇其他の神經病の犯罪者に於ける遺

○傳的關係六 (3) 酒精中毒の犯罪者に於ける遺傳的關係九一

三、其他の不健全なる遺傳的關係……………九四

○(1) 身體の虚弱なる父祖五 (2) 精神病・神經病以外の特別なる疾病ある父祖九五

○(3) 生存競争に劣敗せる父祖六

第三節 民族・種族……………九九

一、民族・種族の特徴……………一〇〇

二、民族・種族と犯罪性……………一〇一

三、民族・種族の特性に因る争闘……………一〇四

第四章 知能の異常……………一〇五

第一節 精神薄弱……………一〇六

○一、精神薄弱の意味……………一〇六

(1) 知能低格の標準一〇六 (2) 知能の鑑査一〇七 (3) 知能の低格と他の精神作用一〇八 (4) 知

能の低格なる特徴二〇——一、注意の不定二〇——二、知覚の不確實二一——三、記憶の薄弱二一——四、

觀念の薄弱二一——五、聯合作用の薄弱二三——六、興味の缺乏二三

二、精神薄弱者存在の割合……………二二

(1) 普通人に於ける割合二三 (2) 犯罪人に於ける割合二四

三、精神薄弱と犯罪……………二六

(1) 精神薄弱と社會適應性二六 (2) 精神薄弱と罪質二八 (3) 精神薄弱と虚偽二三

第二節 知能の發達不平均並に變態作用……………二三

一、知能の發達不平均並に變態作用の意味……………二三

二、知能の發達不平均並に變態作用の原因……………二四

(1) 先天的若しくは病的のもの二四 (2) 特殊の經驗に因るもの二五

三、知能の發達不平均と犯罪……………二六

(1) 知能の劣等に因る犯罪二六 (2) 知能の優等に因る犯罪二六

四、知能の變態作用と犯罪……………二九

(1) 錯覺と幻覺二九 (2) 強迫觀念三一 (3) 妄想・空想三三 (4) 病的虚偽三六

第三節 教育……………三六

一、教育と罪質……………三七

二、知能ある犯罪者……………三九

(1) 計畫的犯罪と知能三九 (2) 偶發的犯罪と知能四〇 (3) 知能ある犯罪者と捜査四一

(4) 知能ある犯罪者と社會道德四三 (5) 知能ある犯罪者と一時的的精神異常四三

三、犯罪者の教育程度……………四三

第五章 感情の異常……………四七

第一節 感情の發達……………四九

一、快・不快の起原……………四九

二、感情と先天性……………五〇

三、感情の發達と環境……………五一

(1) 表出運動と其目的一五二 (2) 感情の陶冶一五三 — 一、刺戟の種類一五三 — 二、刺戟の度數一五三 — 三、表出運動に對する結果一五五 (3) 感情陶冶の困難一五五

第二節 感情の活動の異常

一、感情の興奮性

(1) 興奮性の鋭敏に過ぐる場合一五七 (2) 興奮性の遲鈍なる場合一五八

二、特殊なる情緒の興奮性

(1) 劇情に至る場合一五九 (2) 鈍麻せる場合一六〇 (3) 環境の影響一六一

三、感情生活の不調

四、情緒の制御の不完全

五、氣質

第三節 情緒と犯罪

一、情緒の分類

(1) 發動性劇情と受動性劇情一六七 (2) 善良な情緒と不良な情緒一六八

二、情緒と犯罪

(1) 憤怒一七〇 (2) 恐怖一七二 (3) 復讐一七四 (4) 嫉妬一七五 (5) 怨恨一七六 (6) 猜忌一七七 (7) 名譽と羞恥一七六 (8) 虚榮一八〇 (9) 利己心と利他心一八〇 (10) 同情と愛情一八二

三、氣分

(1) 特殊な生活上の出來事より起るもの一八五 (2) 有機的狀態より起るもの一八七

第四節 情操と犯罪者

一、宗教的感情

(1) 犯罪者と信仰一八九 (2) 犯罪者と迷信一九〇 — 一、犯罪者の境遇と迷信一九一 — 二、犯罪行為に對する迷信一九二 — 三、犯罪の原因としての迷信一九三

二、美的感情

(1) 感情融和性一九五 (2) 犯罪者の美的感情の表現一九五 — 一、文身一九六 — 二、落書一九六 — 三、手工品一九六 — 四、裝飾一九七 (3) 犯罪者の美に對する感一九九 — 一、犯罪者の精神狀態と美感一九九 —

二、犯罪者の生活状態と美感一九

三、道德的感情……………二〇〇

- (1) 悖徳狂二〇〇—一、一つの病的形式と觀るもの二〇一—二、病的症狀と觀るもの二〇二—三、特に範圍を限らざるもの二〇三
- (2) 道德的感情の發達二〇三—一、道德的感情と環境二〇三—二、道德的感情と貧富二〇四
- (3) 道德的感情と犯罪者二〇五—一、行爲の善・惡に對する快・不快二〇五—二、後悔の感二〇六—三、特殊なる道德的感情二〇八

四、論理的感情……………二〇七

第六章 意志の異常……………二一一

- 一、反射運動二一一—二、衝動運動二一一—三、意志運動二二二

第一節 動機と責任……………二二五

- 一、動機……………二二六
- 二、豫備意志……………二二八

三、意志と責任……………二二九

- (1) 意志の自由二二九—一、豫備意志の自由二二九—二、意志の相對的自由三〇
- (2) 決意と責任三一一

第二節 意志の不健全……………三二三

- 一、制止力の缺乏……………三二三
- (1) 個性の不確實三二三 (2) 病理的の場合三二三 (3) 制止力の程度三二三
- 二、衝動性の昂進……………三三四
- (1) 一般の場合三三五 (2) 特殊の場合三三五 (3) 病理的の場合三三六
- 三、衝動性不充分にして且制止力過度なる場合……………三三七
- (1) 一時的の場合三三七 (2) 病理的の場合三三八

第三節 行爲の異常……………三三九

- 一、性格と行爲……………三三〇
- (1) 性格と氣質三三〇 (2) 性格の強弱と行爲三三〇 (3) 性格の善惡と行爲三三一

二、衝動行為と意志行為…………… 113

(1)情緒に伴ふ行為 三三 (2)行為に對する習熟 三三 一、選擇と習熟性 三三 二、善良な行為と不良な行為 三三 三、理想 三四 四、修養 三五

三、習 慣…………… 115

(1)習熟と衝動性 三六 (2)年齢と習慣 三七 (3)習慣の養成 三七 一、反覆 三七 二、禁止 三八 三、交代 三九 四、例外の嚴禁 三九 五、生活状態と善良なる習慣 四〇

四、異常の行為を起す特殊なる状態…………… 117

(1)中毒状態 四二 一、酩酊 四二 二、モルヒネ中毒 四三 (2)夢遊 四四 (3)月經・妊娠・産褥 四五 一、月經 四五 二、妊娠 四七 三、産褥 四七

第四節 犯罪と習慣性…………… 118

一、犯罪者の累犯性…………… 124

二、罪質と累犯性…………… 125

(1)累犯者に依つて行はれ又は累犯として現はれること少なき罪質 三二 (2)累犯者に

依つて行はれ又は累犯として現はれ易き罪質 三五 (3)以上二部類の中間に位する罪

質 三五

三、職業と罪質…………… 125

(1)職業に伴ふ風習と罪質 三五 (2)職業の性質と罪質 三五 (3)職業に因つて得られる性格と罪質 三五 (4)特殊な技能と罪質 三七

本論第二 特殊論

第七章 性慾の異常…………… 129

第一節 性慾並に隨伴的情緒の昂進…………… 130

一、年齢と性慾…………… 130

(1)思春期に於ける精神的變態 三〇 (2)早熟 三一 (3)年少の犯罪者と異性關係 三三 (4)老年者と性慾異常 三四

二、性慾昂進の原因…………… 135

(1) 稟性と性慾昂進三六五 (2) 環境と性慾昂進三六六 (3) 病的の性慾昂進三六六 (4) 季節と性慾昂進三六七

〇 三、性慾昂進と不良行爲……………三六七

(1) 直接の場合三六七 (2) 間接の場合三六八

〇 四、犯罪者の生活と性慾……………三六八

(1) 異性よりの慰安三六八 (2) 犯罪者の性慾の程度三六九 (3) 喫宴慾三七〇

〇 五、性慾に随伴した情緒の昂進……………三七二

第二節 性慾的作虐……………三七三

〇 一、性慾的作虐の意味……………三七三

〇 二、性慾的作虐の種類……………三七三

(1) 精神上に作虐を加へる場合三七三 (2) 空想で作虐を加へる場合三七四 (3) 衣服に向つて

作虐を加へる場合三七四 (4) 直接に苦痛を加へ又は負傷せしめる場合三七五——一、大人に對

する場合三七五——二、兒童に對する場合三七五——三、動物に對する場合三七六 (5) 殺害する場合三七六 (6) 屍

姦三七七 (7) 性慾的作虐と不倫行爲三七七

〇 三、性慾的作虐に關する注意事項……………三七七

第三節 性慾的被害……………三七九

〇 一、性慾的被害の意味……………三七九

〇 二、性慾的被害の種類……………三八〇

(1) 空想で満足する場合三八一 (2) 異性に虐待を要求する場合三八一

〇 三、性慾的被害に關する注意事項……………三八二

第四節 展覽狂……………三八三

一、展覽狂の意味……………三八三

二、展覽狂に關する注意事項……………三八五

第五節 竊視狂……………三八五

一、竊視狂の意味……………二八五

二、竊視狂と犯罪……………二八五

第六節 性慾的崇物……………二八六

一、性慾的崇物の意味……………二八六

二、性慾的崇物の種類……………二八八

(1) 身體部位に關するもの二八八 — 一、手二八八 — 二、足並に關するもの二八九 — 三、胸・乳房二九〇 — 四、臀部二九〇 — 五、毛髮二九〇 (2) 服装若しくは物品に關するもの二九一 — 一、肌衣二九一 — 二、手帛二九一 — 三、腰紐二九一 — 四、女性の履物二九二 — 五、指環・櫛・簪等二九二

三、性慾的崇物に關する注意事項……………二九四

第八章 模倣と犯罪……………二九九

第一節 模倣の性質……………二九九

一、模倣者……………二九九

(1) 一般的條件二九九 — 一、稟性二九九 — 二、年齢三〇〇 — 三、男女三〇〇 — 四、知能三〇一 (2) 特殊的條件三〇一 — 一、病的狀態三〇一 — 二、疲勞三〇二 — 三、開放三〇三 — 四、興味三〇三 — 五、態度三〇三

二、模倣の對象……………三〇二

(1) 刺戟の強度三〇三 (2) 刺戟の連續三〇三 (3) 刺戟の反覆三〇三 (4) 利益關係三〇四 (5) 對象の優秀三〇四 (6) 對象の多數三〇五 (7) 豫想的並に投合的對象三〇五 (8) 對象に對する他よりの關係三〇五 (9) 模倣の容易三〇六 (10) 興味と好奇心三〇六

三、模倣の形式……………三〇六

(1) 傳播の形式三〇六 (2) 模倣の順序三〇七

四、模倣の種類……………三〇八

(1) 內的模倣・外的模倣三〇八 (2) 有意的模倣・無意的模倣三〇九 (3) 意識的模倣・無意識的模倣三〇九 (4) 全部模倣・一部模倣三一〇

第二節 犯罪の模倣……………三一〇

一、內的模倣……………三一〇

(1) 想像事實に依るもの三〇〇 (2) 過去の外的經驗に依るもの三二一 (3) 過去の行為に依るもの三三三

二、外的模倣……………三二四

(1) 現在の經驗事實に依るもの三四 (2) 過去經驗と現在經驗との符合する事實に依るもの三五

三、犯罪の流行……………三二六

(1) 犯罪者の性質三七 (2) 犯罪行為の性質三八—一、喧傳された犯罪三八—二、斬新なる犯罪三八—三、捜査の困難なりし犯罪三九—四、興味を感じしめる犯罪四〇—五、容易に行はれ得る犯罪四一—六、利益の多く得られた犯罪四二—七、病的欲望の満足される犯罪四三 (3) 社會狀態三三—一、時代の思想三三—二、經濟狀態三三—三、生活狀態三四—四、風俗・習慣・傳説三四—五、交通・通信の機關三五

第九節 群衆と犯罪……………三三七

第一節 群衆の意味……………三三八

一、群衆と烏合の衆……………三三八

二、群衆と人數……………三三九

第二節 群衆の種類……………三三一

一、群衆の組成に依る種類……………三三一

(1) 同種群衆三一 (2) 異種群衆三一

二、群衆の目的に依る種類……………三三三

(1) 目的あつて起つた群衆三三 (2) 特別な目的のなき群衆三三 (3) 群衆の目的の變化三四

第三節 群衆の指導者又は煽動者……………三四

一、指導者・煽動者と群衆……………三四

二、指導者・煽動者の性質……………三五

(1) 群衆の心の洞察三六 (2) 群衆の動搖に適應した統御三六 (3) 狂熱的性質三七 (4) 自信力の鞏固三七 (5) 實行家三八 (6) 巧妙なる修辭家三九 (7) 威嚴四〇

第四節 群衆の特質……………三四一

一、個人と群衆との關係……………三四一

(1) 個人の本來の性質三四三 (2) 群衆の興奮の程度三四三 (3) 群衆の目的と個人の思想三四四

二、群衆心理の特徴……………三四四

(1) 生理的異常よりする心身の變態三四四 (2) 群衆の情意方面三四五——一、感受性三四五——二、興奮性三四六——三、犧牲的態度三四六——四、活動の繼續と情意の異常三四七——(3) 群衆の知的方面三四七——一、判斷三四七——二、推理三四八——三、想像三四八——四、輕信性三四九——五、錯覺・幻覺三四九

第五節 群衆の危險性……………三五〇

一、衝動性……………三五〇

二、昂進性……………三五二

(1) 群衆の集中三五三 (2) 氣象三五三

三、擴大性……………三五三

四、影響する範圍……………三五三

五、通信・交通の機關……………三五四

六、近代の社會狀態……………三五五

七、附帶的の危險性……………三五六

第十章 年齢と犯罪……………三九

第一節 年齢と心身の狀態……………三九

一、乳兒期……………三六〇

二、幼兒期……………三六〇

三、少年期……………三六〇

四、青年期……………三六一

五、成年期……………三六二

六、老年期……………三六三

第二節 年齢と犯罪……………三六四

一、人口に對する犯罪者の比例……………三六四

- 二、男女犯罪者の比例……………三六七
- 三、年齢と初犯時……………三六九
- 四、年齢と罪質……………三七三
 - (1)殺人・傷害と年齢三三三 (2)詐欺と年齢三五 (3)賭博と年齢三六 (4)放火と年齢三七
 - (5)窃盗と年齢三九 (6)強盗と年齢三一 (7)墮胎と年齢三三
- 五、年齢に依る犯罪曲線の種類……………三八四

○ 第十一章 氣候と犯罪……………三八七

○ 第一節 氣候と心身の狀態……………三八八

- 一、氣候と作業能率……………三八八
- 二、氣候と自殺……………三八九
- 三、氣候と死亡率……………三九一
- 四、氣候と性慾……………三九二
- 五、收穫期……………三九五

○ 第二節 氣候と犯罪……………三九六

- 一、精神病者と氣候……………三九六
- 二、溫度と犯罪……………三九七
 - (1)高溫度と犯罪三五七 (2)低溫度と犯罪三五九
- 三、濕氣と犯罪……………三九九
- 四、氣候の變調と犯罪……………四〇〇
- 五、氣壓と犯罪……………四〇一

○ 第三節 月次と犯罪……………四〇二

- 一、月次と犯罪の分布……………四〇二
 - (1)月次と犯罪の各分布四〇二 (2)初犯時と月次四〇三
- 二、月次と罪質……………四〇四
 - (1)殺人罪の初犯時と月次四〇五 (2)傷害罪の初犯時と月次四〇六 (3)窃盗罪の初犯時と月次四〇七
 - (4)放火罪の初犯時と月次四〇八 (5)賭博罪の初犯時と月次四〇九 (6)嬰兒殺の初犯時と月次四一〇

犯時と月次(四三〇) (7)強盜の初犯時と月次(四三三)

三、月次に依る犯罪曲線の種類.....四三三

餘論

第十二章 犯罪行為に伴ふ經驗.....四三五

第一節 動機に伴ふ經驗.....四三七

一、衝動的に行ふ犯罪の場合.....四三八

二、豫謀的に行ふ犯罪の場合.....四三九

(1)行為其物に對して行為前に得られる經驗(四三〇) イ、犯罪行為を助長するもの——一、興味(四三〇)

——二、好奇心(四三一)——三、冒險心(四三二)——四、空想(四三三) ロ、犯罪行為を制止するもの——一、不安の念(四三三)

——二、恐怖心(四三三) ハ、犯罪行為に附帶して起るもの——一、自暴自棄(四三三)——二、自己的解釋(四三三)——三、社會的反抗心(四三三)

(2)行為の結果に對して行為前に得られる經驗(四三二) イ、犯罪行為を助長するもの——一、利慾(四三二)——二、空想(四三三)——三、對他の特殊感情(四三三)——四、虛榮心(四三三) ロ、犯罪行為を制するもの——一、道德的感情(四三三)——二、社會的制裁(四三三)——三、法律的制裁(四三三)

第二節 犯罪行為に伴ふ經驗.....四四二

一、衝動的に行ふ犯罪の場合.....四四二

二、意志的に行ふ犯罪の場合.....四四三

(1)感情的經驗(四四三) イ、犯罪行為が變化して現はれる場合——一、恐怖(四四三)——二、猜忌・嫉妬・怨恨等(四四三)

——三、虛榮心(四四三)——四、憤怒(四四三) ロ、犯罪行為が中止又は未遂となる場合——一、刑罰に對する恐怖(四四三)

——二、社會的信用に對する憂慮(四四三)——三、道德的感情(四四三)——四、偶然なる出來事(四四三) (2)思考的經驗

四四三——一、犯罪の手段(四四三)——二、罪跡の湮滅(四四三)

第三節 行為の經過に伴ふ經驗.....四五四

一、躊躇(四五五)——二、興奮状態(四五五)——三、沈靜(四五五)——四、不安・動搖(四五五)——五、迷信(四五五)

第四節 行為後に於ける經驗.....四六〇

一、對社會的經驗.....四六〇

——一、恐怖(四六〇)——二、發覺豫防に關する努力(四六〇)——三、一種の反抗的態度(四六〇)——四、贖罪的態度(四六〇)

二、對自己的經驗

- 一、滿足の念四六——二、弛緩狀態四五——三、悔悟の念四六——四、寂寞・孤獨の感四七——五、自己的辯護四八
- 六、自暴自棄四七——七、良心の呵責四七——八、虛榮心四七——九、犯罪者に於ける自殺四七

附録

第十三章 偽名と隱語

第一節 偽名

- 一、姓名と人格……………四七五
- 二、偽名の意義……………四七五
- 三、偽名の種類……………四七六
- (1) 人に呼び違へられた場合四七六 (2) 一時の興に乗じて偽名する場合四八〇 (3) 自己の窮追を逃れん爲めに偽名する場合四八〇 (4) 自己の利慾を達せん爲めに偽名する場合四八〇 (5) 利他的に偽名する場合四八〇
- 四、偽名作成の心理……………四八一

- (1) 知人の名四八二 (2) 場所の名四八二 (3) 文字の變更四八三——一、音の同一若しくは類似せるもの四八三——二、意味の類似又は何等かの聯想よりするもの四八四——三、文字の形の類似よりするもの四八四——四、添加又は省略よりするもの四八四——五、以上の四種の相混せるもの四八五
- 五、偽名と犯罪者……………四八六

第二節 隱語

- 一、言語の分化發達……………四八八
- 二、隱語の意義……………四八九
- 三、犯罪者と隱語……………四九〇
- 四、隱語の作成の心理……………四九一
- (1) 語頭の省略四九二 (2) 語尾の省略四九三 (3) 語音の轉倒四九三——一、發音の變化四九三——二、音の省略四九四——三、音の添加四九四 (4) 聯想よりするもの四九五——一、事物の形の類似よりするもの四九五——二、事物の色彩よりするもの四九五 (5) 事物の形態よりするもの四九六 (6) 事物の發音よりするもの四九六 (7) 其他の聯想よりするもの四九六 (8) 文字の構造から作られたもの四九七

法律の犯罪

五、四人と隠語……………
 (1)形態の類似より來れるもの四六 (2)色彩の類似より來れるもの四九 (3)形態と色彩との類似より來れるもの四九 (4)音の相通せるもの四九 (5)其他の聯想より來れるもの四九

犯罪捜査件數	
明治三九	1 9 2 9 0 0
" 四〇	1 9 8 3 3 9
" 四一	2 0 2 4 7 0
" 四二	2 1 6 2 2 1
" 四三	2 2 5 5 4 0
" 四四	2 4 6 2 9 9
大正 元	2 5 9 9 1 8
" 二	2 7 1 4 8 4
" 三	2 7 6 3 7 5
" 四	2 7 7 6 5 4
" 五	2 9 6 5 7 3
" 六	3 0 7 2 3 6

(刑事統計年報に據る)

緒言

犯罪者に關する研究は、相當に古くからあつたものである。殊に犯罪者を一般人と甚だしく異つた者となし、これを別者扱ひにせんとした思想は、殆んど總べての社會に於て見られた。のみならず何れの國家何れの社會の法律も、其發達の初期に於ては、其國家其社會の秩序を亂し安寧を害する者に向つて、定められたものが主なる部分である。これ即ち其國家其社會の自己防衛の爲めに、當然の結果といはねばならない。

一、犯罪心理に關する從來の研究 けれども犯罪者を對象として、これを科學的に研究し初めたのは、頗る最近のことであつて、一八七六年に伊太利のロンブローゾが犯罪者に關する所見を公にしてからのことである。但し犯罪者の犯罪行爲に關する特殊な部分的な研究は、多少學者に依つて發表され、其多くは犯罪的傾向を、精神病學的に説明せんとするものであつた。(拙著「ロンブローゾ犯罪人論」参照)而して犯罪者の心理若しくは犯罪の心理なる名稱は、多くの學者に依つて呼ばれたけれども、初めて犯罪心理學なる名を用ひたのは、獨逸のクラフト・エービング (Kraft-Ebing, Grundzüge der Kriminalpsychologie, 1872) のことである。

而して今日用ひられて居る犯罪心理學又は刑事心理學 (Criminal psychology, Kriminalpsychologie, Psychologie criminelle, Psicologia criminale) は、決して一樣な内容を持つたものではない、其異つた主なる方面に二つがある。即ち一は、犯罪者の犯罪者たる精神状態を研究するものであつて、犯罪現象に關する原因論的觀察が、其中心をなして居る、二は、犯罪行為に附帶して起る對犯罪者の種々なる精神状態を研究するものであつて、犯罪捜索に關するもの並に刑事裁判に關するものが、其主なる方面である。

後者は、往々裁判心理學又は探證心理學 (Psychology in Court, Forensische Psychologie, Psicologia dei testimoni) と呼ばれ、ハンス・グロース、アーノルド、ミンスターベルヒ、ダッティノ、フィオーレ等の著書は何れもこれに屬して居る。

Hans Gross, Kriminalpsychologie, I aufl. 1898. II aufl. 1905. (拙譯「犯罪心理學」大日本文明協會出版)
G. E. Arnold, Psychology applied to legal evidence, 1901.

Minsterberg, Psychology and Crime, London, 1909. *See* On the witness stand, New York, 1908.
Giovanni Dattino, La psicologia dei testimoni, Napoli, 1907.

Fiore, Il valore psicologico delle testimonianze, Caserta, 1910.

されども吾人が本著に於て述べんとするところは、この方面ではなくて、前者の場合である。

犯罪者の犯罪者たる精神状態を研究するものは、普通の意味に於ける犯罪心理學であるが、然も學者各自の立脚地に因つて、其觀察せられる方面と範圍とに、幾分の相違あるは逃れぬところである。

而して其大部分は、精神病理學的に説明せんとするものであつて、殊に悖徳狂と犯罪者との研究が先づ學者の注意を惹き、次いで一般の精神病理的研究が、盛に行はれるに至つたのである。デスピッ、クラウス、マロ、クレラ、ボンフィリ、ヒール、シレンク・ノッティング、コヴァレフスキ、ゾンメル等の著書は、主としてこの部に屬し、其他多くの學者が、この方面から研究の歩を進めて居る。但しこれ等の著書の中には、身體的方面の叙述が稍精細に涉つて居るものがあるから、狹義の犯罪人類學又は刑事人類學 (Criminal anthropology, Kriminalanthropologie, Anthropologie criminelle, antropologia criminale) に屬するものも少なくない。

Despine, Psychologie naturelle, Paris, 1863.

Kraus, Psychologie des Verbrechers, Tübingen, 1834.

Martini, I caratteri del delinquente, Torino, 1837.

Hans Kurella, Naturgesetze des Verbrechers, Stuttgart, 1837.

Bonfigli, La storia naturale del delitto, Milano, 1838.

Baer, Der Verbrecher, in anthropologischer Beziehung, Leipzig, 1893.

Schrenck-Notzing, Kriminal-psychologische und psycho-pathologische Studien, Leipzig, 1907.

Kowalevsky, Psychologie criminelle, Paris, 1903.

次に、犯罪者の身体的並に精神的方面に、社會的の種々なる條件を加味して、比較的論述の範圍を廣くせるものには、エリス、モリソン、ダールマーニス、アシャップフェンブルグ、ロンブローゾ、ボリッ等がある。けれどもこれ等が、前述のものに比して何れも大著で精密な研究を發表したものといふのではない。只就中ロンブローゾの著書は、最も廣き範圍に涉て、然も詳細な研究がなされて居る。殊にロンブローゾの著書が、犯罪現象一般を對象する刑事學 (Criminology, Kriminologie, Criminologie, Criminologia) に及ぼした影響は、如何なる著述も、これに及ばない。(拙著「ロンブローゾ犯罪人論」参照)。

Havelock Ellis, The criminal, London, III et. 1907.

Dallmagne, Les stigmates anatomiques, histologiques et psychologiques de la criminalité, Paris, 1896.

Morrison, Crime and its cause, London, 1902.

Ashaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, Heidelberg, II aufl. 1906.

Lombroso, L'uomo delinquente, V ed. Torino, 1936-7.

Pollitz, Die Psychologie der Verbrecher, Leipzig, 1909.

尙犯罪者の心理状態を中心として述べたものに、フルリー、ウルフェン、カウフマン等がある。就中ウルフェンの著書は、頗る多方面から觀察されて居り、ロンブローゾの犯罪人論以後の斯學に關する大

著である。

Maurice de Fleury, The criminal mind, 1901.

Erich Wulfen, Psychologie des Verbrechers, Berlin, 1908.

Max Kaufmann, Psychologie des Verbrechens, Berlin, 1912.

其他特別な犯罪を研究したものとては、政治的犯罪に關するロンブローゾとラスキの著書、女性犯罪に關するロンブローゾとフェレロの著書及び性慾的犯罪に關するウルフェンの著書、兒童期・青年期並に其犯罪に關するモリソン、フリアーニ、チェンバーレン、スタンレー・ホール等の著書、犯罪者の個性的研究を主とするヒューリーの著書、群衆の犯罪又は群衆に關するシゲール、ル・ボン等の著書は、何れも看過するべからぬものである。

Lombroso e Laschi, Il delitto politico e le rivoluzioni in rapporto al delitto, all'antropologia criminale, Torino, 1890.

Lombroso e Ferrero, La donna delinquente, la prostituta e la donna normale, Torino, 1893.

E. Wulfen, Der Sexualverbrecher, Berlin, 1910.

Morrison, Juvenile offender, London, New York, 1897.

Ferrari, Minderjährige Verbrecher, Berlin, 1896.

Chamberlain, The child, a study in the evolution of mind, New York, II et. 1906.

Fanley Hall, Adolescence, New York, 1904.

William Healy, The individual delinquent, London, 1915.

Signole, La foule criminelle, Paris, 2e éd. 1901.

Quar Le Bon, *Psychologie de foules*, Paris, 9e éd. 1904.

最後に心理的研究ではないが、然も犯罪現象を観察する上に、最も忽諸に付すべからざるものとして、ガロフアロ、タルド、フェリ、ケトレ等の研究が、一般の學者に注意されて居る。

Garofalo, *Criminologia*, Torino, I ed. 1885, II ed. 1893.

Facel, *Criminalité comparée*, Paris, 9e éd. 1902.

Le li, *Statistia criminale*, Torino, 1900.

Quetelet, *Sur la statistique morale etc*, *Mém. de l'Acad. roy. de Belgique*, 2e sér. *Physique sociale*, 1859.

二、吾人の立脚地　かくの如くに、犯罪現象に關する直接若しくは間接の心理的研究は、極めて多方面に及んで、多くの學者が試みて居る。けれども如何なる方面を、如何なる範圍に涉り、如何なる方法を以て研究するのが、犯罪心理學の本領なりやは、今日の斯學の大勢より觀て、これを明瞭に論斷することは、殆んど不可能な状態になつて居る。且犯罪は、其罪質を異にすると共に其心理的關係も社會的關係も、著しく相違したものと成り、又其社會を異にし且時代を異にすると共に、犯罪に關する意味にも變化を生じ、従つてこの點よりするも犯罪心理學の問題は、頗る區々たるものとなり易い。一部の論者が、犯罪心理學の構成は、寧ろ不可能のものといふべしと述べるのも、一面の眞理を得た説である。

但し普通の場合に於ける犯罪は、或極めて特殊なる場合を除いて觀れば、少くも其時代其社會其場合に生活する上に、一時的にせよ持續的にせよ、必要にして缺くべからざる心身の状態を有しなかつた事が、一致した點である。この意味に於て、犯罪心理學の研究方面が、寧ろ特殊心理的方面を中心とすべきはいふまでもない。尙又犯罪は、獨立した一人に於てのみ行はれるものでなく、常に外社會と關係せる上に於て論せられ、又二人乃至多數の群衆に依つて行はれることもある點は、所謂個性的研究の外に、社會心理的・群衆心理的研究をも必要として居る。且犯罪が、必ずや行爲に現はれた上に於て認められる點は、知能的方面よりも、寧ろ情意的方面に關係ある事實の觀察を多く必要として居る。されども何人も犯罪的傾向ありといふことは、古來の思想であり、且ショーペンハウエルを初め多くの學者が認めて居る、又ネッケやウルフェン等一部の學者が、何人も潜在性犯罪者といふことを得といふが如く、犯罪行爲者と然らざる者が、絶對的意味に於て區別するの頗る困難なる状態にあることは、極端に犯罪者の心身上の特徴を主張せんとする論者の如くに、犯罪現象を吾人の日常行爲より劃然區別することは出来ない。従つて犯罪心理學の論すべき事實も、吾人の生活と別世界に存することのやうに觀ることは出来ない。

これを要するに、犯罪なる規定の下に入るべき總べての行爲、其行爲に伴つた精神的事實、並にかゝ

る行爲をなす人の精神的方面を主として研究するものが、犯罪心理學といふべきである。而してこれが構成は、學者各自の立脚地に據るの外なく、吾人も亦自己の所見に基いて、犯罪心理の叙述に關する特殊の構成を試みたのである。かくて本書の第一章第二章を序論となし、第三章乃至第六章を本論第一普通論となし、第七章乃至第十一章を本論第二特殊論となし、第十二章を餘論となし、第十三章を附録とした。即ち序論に於ては、犯罪に關する心理的概観を、本論第一普通論に於ては、犯罪行爲に至り易き一般の精神的健全の概要を、本論第二特殊論に於ては、犯罪行爲に至り易き特殊なる精神的方面並に犯罪行爲と不可分離の關係にある條件を、餘論に於ては、犯罪行爲に伴ふ特殊の精神的事實を述べ、附録に於ては犯罪者に於て注意すべき二つの事實を説明したのである。

而して犯罪の心理學的研究としては、尙殺人・竊盜・詐欺等各罪質の個々に就いて、特殊な研究がなし得られる道理である、けれども吾人の本著に於ける立脚地は、かゝる各論的のものではなくて、各種の罪質を包含した概論的なものである。

第一章 犯罪の發生

第一節 犯罪の意味

犯罪の意味に關する詳細なる點に就いては、學者必ずしも其説を一にして居ない。マカレウヰチ(J. Makarewicz)は、犯罪の意味を下のやうに分けて居る。即ち一は、惡罪業の意に解くものである。古代の希臘や羅馬時代に、神の意志に反するものを法律上でいふ場合に用ゐた、トーマス・アクイナス(Thomas Aquinas)及び教會記者は、これを罪業というた。通俗にいふ天罰・神罰・佛罰などを受ける行爲は、即ちこれに類した意味のものである。ウイランド(Wieland)は、自然法に反する惡だといふた。二は法律若しくは社會的約束より生ずる軌範の侵害だと解くものである。これには、ホッブス(Hobbes)スピノーザ(Spinoza)、プーフヘンドルフ(Pufendorf)、フランクシエリ(Frangieri)、カント(Kant)、フキエエルマン(Fueerbach)、カララ(Carrara)等のやうに、専ら違法性のものである論者、ルソー(Rousseau)、フヒテ(Fichte)、ベッカリヤ(Beccaria)等のやうに、専ら社會的約束の侵害とする論者がある。三は、公共的侵害行爲だと解くものである。ベンサム(Bentham)、シュルツ(Schulze)、ローレン

(Kohler)ノ、ユート・マイヤー (Hugo Meyer)ノ、イリッング (Thring)ノ、ガロフノ (Garofalo)等は、其論述に於て各特徴を有するものであるが、然も大體この公共的侵害に、其中心思想を認めて居る。四は、國家より罰せらるべき行爲と解くものである。シャッペン (Schapper)ノ、リスト (v. List)ノ、ヨリー (Joly)ノ、ラムマッシュ (Lammusch)等は、この部に屬するもので、單に公共侵害行爲といふのみでなく、多くは責任ある行爲といふ點に注意して居る。

けれども犯罪なる現象の心理的基礎よりせば、これが一般的解釋として、畢竟社會意志に違反せる行爲といふことは、普通に認められて居る。

一、社會意志 吾人は假令個人の性質に幾多の相違を見ることあるも、然も協同生活をなすもの間に於ては、互に相通する特殊の精神と、相融合する特殊の精神とを有して居る、かの同類意識といはれ種族感情といはれるものは、何れもこれである。かくの如き共通し融合する心的状態は、其生活關係の簡單なるものより複雑なるものに進むに従ひ、益々進歩發達し且愈々廣き範圍に及ぶものである。これ即ち吾人の社會生活を示すものであつて、例へば未開の社會より文明の社會に至ると共に、各個人の相互關係は一層複雑となり、未開社會に於て健全なりし社會生活も、これを文明社會に適用して極めて不健全なものたることがある。但しこれは吾人の社會の發達上に於ける相違であるが、今

これを或一つの社會に就いて考へる時には、何れの社會にも其社會に相應した特種な社會生活があつて、これは場合に依つては外觀上頗る不明瞭のやうであるけれども、若しこれを脱した場合には、到底其社會に於て健全なる生活をなすことが出来ない。換言せば何れの社會も、其存立上必要な欲求を以て、其社會をなせる各の個人に臨んで居るのであつて、若しこの欲求と相容れぬやうな態度が或個人に依つて採られた時があつたせば、それは其人が自己の社會の生活から離れた時であつて、又社交上不健全な人として取扱はれる時である。尤も社會のかかる欲求は各個人が相謀つて得たものでなく、人が社會的生活を繼續して行く間に、種族國家社會個人の安寧と幸福と繁榮との爲めに自然に生じたもので、假令長年月の間には幾分の變遷ありとするも、又其社會を作る個人が新陳代謝するに拘らず常に存在して、新に加つたものは何れもそれに順化されるのである、而してかかる欲求は、或特殊なものとなつて現はれることもあるが、又單に一般的傾向として見られることがある、即ち前者は比較的一時性的のもので、後者は比較的永續性のものである。これ即ち吾人の所謂社會意志である。

二、道德と法律 社會意志の表現として最も普通のもの、道德と法律である。これは何れも社會並にそれを作つて居る個人の究極の安寧と幸福との爲めに、社會が得た軌範であつて其何れに違反す

るも罪たることを逃れない。而して道德と法律とは、本來人類の生存に對し相合致した使命を有するものであるが、道德は主に人類を中心として發達し、法律は主に國家を中心として發達せる傾向があるのみでなく、道德は具體的の條件を擧げ、又は具體的の制裁を定めることがないのに、法律は具體的の條件を擧げ、又具體的の制裁を定めて居る。従つて場合に依つては、道德と法律とが多少の懸隔を生じて來ることがある、即ち法律は制定施行に依つて初めて力を生ずるものであるから、極めて特種なる新事實に遭遇する時には、道德上に於てはいふまでもなく、法律上に於ても亦これを罪すべき性質の行爲なるに拘らず、法律の規定不完全なる爲めに、これを罰する能はざることがある。例へば、未だ電氣に關する充分な思想のなかつた時に制定された法律に於て、電力竊盜の場合に、これが處罰可否の論の起るが如きはそれであつて、かかる場合に道德を以て批判せば、其惡行爲なる點に於て、何等論の起る餘地はないのである。それ道德と法律とが、同じく社會意志の表示なるに拘らず、全く同一視し能はざる所以である。

但しここに注意すべきは、狭き範圍に於て發達した道德と、一個乃至數個の個人が自己の爲めに制定した法律とである。前者は或特殊な部分的社會又は政體に於て發達したもので、固より其中には一般の社會に適用して更に矛盾を生じないものもあるが、時にはこれを他の社會又は一般の廣き社會殊に國家に及ぼして頗る不適當なものがある、例へば職業的に犯罪する者の間に見られる變則な道德の如きは、其最も著しいものである。後者は未開部落の酋長又は稀に見られる暴君等が、全く自己の欲望を満足せしめんが爲めに、一般の民衆の意志に反して制定した法律で、それに違反するものは固より制裁を受けるけれども、これを一般の文明國に見られる健全な法律に違反した場合に比較せば、大に區別して考へる必要がある。従つて此種のもの、何れも特別又は除外例として觀察しなければならぬ。

三、自然犯罪 かかる方面の觀察は、吾人をしてガロファロ(B. Garofalo)の所謂自然犯罪に注意せしめるのである。

ガロファロは、人の社會性に反する行爲並に人の本性に違ふ行爲、殊に一には憐憫の情を有せざるもの、二には誠實の念を有せざるものを自然犯罪と呼び、此種のもの、或特定の社會に於てのみ犯罪行爲と認められるのではなく、何れの社會に於ても、又何れの時代に於ても、犯罪と認むべきものであつて、犯罪の根原性を有し、眞に人類の生存安寧幸福繁榮に危害を與へるものとし、それに屬するものを主なる點で分けて、一、殺人、二、竊盜・詐欺・偽造、三、性慾犯罪、四、劇情性犯罪があるとして居る。即ち殺人は、生命の感なきものである。生命の感、人が生物たる以上第一に有すべきもの

で、これなきものは既に生物たるの本性を失つたものである。竊盜詐欺偽造は、誠實の感なきものである。誠實の感は、原始的生活をなせるものより進歩せる生活をなせるものに至るまで、當然存在すべきものである。性慾性犯罪は、羞恥の感なきものである。人が社會的生活を營むに於ては、一面に名譽の感を有すると共に、其反面には羞恥の感を有するもので、これあるが爲めに、社會は圓滿なる發達をなすものである。以上の三者は、何れも人の本性に悖り、人の社會生活に反するものであつて、所謂道德的色盲者といふべく道德の一部に缺陷を有するを以て、吾人の社會に於ては如何なる場合にも、犯罪行爲として却けられるものである。次に劇情性犯罪者は、全然盲目的に行ふものであつて、これが犯罪行爲となり勝ちなるも、亦當然のことである。

但し殺人が必ずしも生命の感なきより起るか、竊盜や詐欺や偽造が必ずしも誠實の感なきより起るか、又性慾性犯罪が必ずしも羞恥の感なくして起るかは問題であつて、吾人は第二節二に述べるやうに、其然らざる場合をも特例として亦認めるのである。ガロファロも、亦學者の批評に答へてこれを認めて居るのであるが、この所謂特例は、殆んど皆他の部落他の種族に向つて行はれ、若しくは宗教的色彩の加味された場合であるから、概括的に觀察して、これ等の行爲が人の社會生活に對して、根本的に危害を與ふるの事實は、これを自然犯罪として觀察するも、當を得たことである。

而して犯罪を科學的に説明するには、其研究の對象となる犯罪事實の性質を明確にしなければならぬ。けれども犯罪は個人と社會とを相對立せしめた時に於て、初めて考へらるべきものであるから此兩者の性質に因つて犯罪の性質も亦頗る複雑になつて来る。従つて一部の學者の間には、何れの社會何れの時代に於ても、犯罪と認めらるべき決定的の自然犯罪を認めて、其處に犯罪研究の眞の對象を置き、これが性質を明かにせんとする傾向があるのである。

四、人爲犯罪 吾人の社會には、互に相共通するところもあるが、又特殊な條件が附加されて、著しく相違したところもある。この特殊な條件の附加は、一面に其社會に特色を帯びしめるものなると共に、他面に其社會に特有なる法律の發生を見るのである。この特有なる法律は、時には數個の社會に共通することもあるも、時には全く然らざることもある。即ち此種の法律は社會を異にし時代を異にすると共に、相違するものであつて、これに違反する行爲は、前述の自然犯罪に對してガロファロのいふ人爲犯罪である。

かくて人爲犯罪は、自然犯罪の如く其形式は不變のものではないから、犯罪の性質を絶對的に論ずる上からは、價值の少ないやうに見えぬでもない。けれども或社會の當該時代に於ける趨勢に依り、其當面の目的を遂行せしめん爲めには、決して等閑視することの出來ぬもので、社會政策に關係ある

方面に於て殊に必要である。而して人爲犯罪が或社會の或時代に於ける社會意志に反せる行爲なることは、其社會の特色を推知する上に頗る興味ある問題であつて、史學研究に關係して主なる一の着眼點である。

五、犯罪に對する反應 動に對する反動の存在は、必ずしも物理現象としてのみ觀るべきものではない、吾人の精神現象に於ても亦これを認めることが出来る。他より侵害された時に、直にこれに向つて反抗せんとする傾向の存在は、第二章第一節一に於て述べるやうに、人の本能的に有するものであつて、此一適例というてよい。かかる状態は、個人間に於て見られるのみでなく、個人と社會との間にも見られ、かの社會意志に反するが如き犯罪行爲に何れの社會を問はず、常に制裁の伴つて居るのは、其著しい場合である。

而して此制裁の形式は、社會の進歩と共に種々に異つて居る。例へば文明程度の低き或社會に於ては、單なる復讐的賠償的欲求から、同等應報主義を採り、人を殺せるものは生命を奪はれ、人の左手の指を傷けたるものは又自らの左手の指を傷けられ、果實一個を盜めるものは自己の果實一個を提供しなければならなかつた。これに次いで法定主義が採られ、一定の犯罪行爲に對しては、それに相當する一定の制裁を規定したものである。即ち人を殺したるものは、加害者並に被害者の事情如何に

關らず、死を以て報いられ、或範圍に於て他人に財産上の侵害を加へたるものは、一定の懲罰を以て報いられたのである。更に進んで、ロンブローゾ(Lombroso)が、犯罪者に關する科學的研究をなすに至つて、一般に個別主義が採られ、一定の犯罪行爲に對しては、加害者の犯罪に至つた事情其他に關して深き注意を拂ひ、それに依つて制裁の輕重を定めた。即ち同じく人を殺して人の財物を窃取せん爲めに行へるものと、甚だしき耻辱を加へられたるが爲めに行へるものと、恩人の緊急なる危害を救はんが爲めに行へるものとは、其情狀に頗る相違のあるのは明かである、従つてこの種の犯罪に對して科せられる制裁の程度も、亦大に相違しなければならぬとするのである。

かくの如く犯罪に對する反應には、種々な形式があるが、要するに社會意志に違反した爲めに生ずる社會的反動といふことが出来る。

次に又、此制裁の行はれる態度にも、亦時代の進歩に因つて種々に相違を生じ、或は應報的に、或は威嚇的に、或は威化的・保護的に行はれることがある。但し犯罪行爲に對する民衆の遺傳的・傳統的・心理としては、これ等が互に加味されて存在して居る。又威嚇的若しくは應報的に行はれるものには、單に行爲者に於てのみされる特殊の場合と、他の一般民衆に對して同時に行はれる一般の場合とがある。

次に又、社會意志が一面に於て道德となり、他面に於て法律となれる點は、社會意志に違反せる犯罪行為の制裁にも、道德的制裁と法律的制裁即ち刑罰とがある。兩者は必ずしも劃然と分ち得ざるのみでなく、其精神生活に苦痛を與ふる點は一なるも、只一は特殊な形式に依らないのに、二は特殊な形式に依るの點に於て相違を有して居る。但しこれ等の犯罪行為に對する社會的反應は、其社會の進歩すると共に、社會自體の安寧幸福の爲めに、特殊的若しくは一般的に犯罪を防衛する刑事政策として發達するのである。

第二節 原始的犯罪

かくの如く犯罪は、社會意志に違反して活動するものであるから、單に吾人の進歩せる社會に於けるのみならず、多少社會的生活をなせるものの中には、應報を伴ふ犯罪に類した事實の見られることがある。而して此種の事實は、未開人の中にはいふまでもなく、人類以外の下等なる動物の間に於ても見られ、頗る興味ある現象として取扱はれて居る。吾人は故にこれを原始的犯罪といふのである。

一つの個體が他の個體に向つて危害を加へんとする時に、被害者は自己の生存上、これに反抗し又はこれを避けんとすることは、自然に行はれる活動であつて、動物の本性として當然のことである。

又個體が常に團體的生活をなせる場合には、一つの個體が個體に對して危害を加へんとする時はいふまでもなく、其團體の一般的傾向に反するやうな活動をなす時にも、團體は其個體に對して應報的活動をなし、恰も外觀上一種の制裁を加ふるが如きことがある。これ亦團體的生活をなせる生物としては、寧ろ當然の發動であつて、此種の團體的活動を全く反射的のものとする論者もあるのである。

一、動物界に於ける刑罰類似現象 人類以外の動物に於て、一種の社會的生活をなせるものは少なく、又これ等の動物の間には制裁類似の現象を伴ふ特殊の活動を見ることがある。

而して或論者は、吾人の社會生活に於ける不健全なる性向を、他の極端に下等なる動物の活動に類似點あるを見て、吾人の犯罪性が既に其動物に於て明かに認めらるゝと述べんとすることがある。けれどもこの種の比論的説明は、充分に注意して行はねばならぬことである、何となれば、動作に現はれた形式は頗る類似して居ても、その目的の本質的に相違したものが少なくないからである。

下等な動物であつて、且外觀上社會的生活をなすものとして一般に注意されるのは、蟻と蜜蜂とである。これ等の動物は、普通に知られて居るやうに、各劃然たる階級を有し、自らの働くべきことを忠實に行ふといふ點に、多くの觀察者は興味を以て研究して居る。

而してこれ等の動物は、極めて下等なものであるから、吾人のいふが如き精神作用の存在せざるは

明白なことであるが、階級的・相互補助的生活をなせる點は、吾人の生活と稍相類したところがある。従つて彼等の間には、自己種族の生存の必要上から、各個體の日常の活動には、彼等に相當して一種の責任ともいはるべきものを負はしめて居る。換言せば個體中心にして放恣なる活動は、許さぬことになつて居る。これは彼等自らに所謂自覺的に行はれるものではなく、一種の自然的發動として或はかかる生活をなせる此種族の天性として現はれるのである。吾人の社會に於ける不良行爲に對する社會應報の如きものに於てすら、各人が皆かの社會應報の原因・目的等を、必ずしも常に自覺して行ふ場合のみとは限らない、全く反射的に行はれることの少からぬを以てすれば、蟻や蜜蜂に於ける上述の自然的傾向が、彼等に自覺的に又は目的的に行はれて居なくとも、生物界に於ける種族保存に伴ふ自然の發動と觀て、差支はないのである。

却説、蜜蜂を研究した人は、蜜蜂の中にて食料蒐集の勞役に服するものが、若し食料を得ずして巢に歸來することあれば、巢の入口を守護する同胞の爲めに追ひ返されるというて居る。又蟻を研究した人は、彼等の中で奴隷となつて居るものが、充分に働かぬ時には、噛み殺されることがあるというて居る。これ恰も吾人の社會に於ける犯罪者に對する刑罰と、頗る相類した現象である。

更に進んで高等の動物になれば、一層多くの此種の事實が、動物學者に依つて報告されて居る。尤

も高等の動物にても、生殖期以外には殆んど孤獨的生活をなす猫屬の如きものもあるが、團體生活の形式を採つて居るものには、犯罪に對する刑罰に類した事實が見られる。

象は群居生活をなし、其中の或者が常に見張番をなし、若し外敵の襲ふことを知れば、特殊の鳴聲を發して、自己の群に警報を與へる性質を有して居る。けれども彼等の間に於て、所謂無賴漢と目されるもののある時には、其者が假令危険に瀕して居ることがあつても、他の者は決して警聲を發しないといふことである。

猿類殊に類人猿には、未開の人類と殆んど相撰ばぬものもある。彼等の多くは簡單ながらに一種の部落的生活又は家族的生活を營み、其間に制裁若しくは刑罰類似の活動をなすことがある。例へば常に十數頭づゝ集まつて生活するチンパンデー屬の類人猿の間には、一雄一雌の制が比較的によく行はれて居るが、若し其制を犯して他の雄に屬する雌に接せんとするが如きもののある場合には、他の多くのものは、これに對して打ちかかり噛みついて制裁を加へるといふことである。尙この種の事實は屢動物學者に依つて報告されて居る。

而して復讐的動作は、高等の動物に見られるものにして、これに關しては特に例を示して説明するまでもないことである。又復讐が畢竟自己防衛・迫害者排除に因ることも明かであつて、これが團體生

活をなせる場合に、團體的の復讐として發展する場合もあるも自然の勢であつて、何れの生物も生れながらに有する自己保存の本能よりするものである。かくてこの種の現象が、人類に於て初めて發現せるものではなく、既に早く人類より下等な動物に於て其原始的基礎を見、人類に至つて最もよく發達せるものたるに過ぎない。社會學者は、これを社會的反動と云うて居る。即ち吾人の社會に於ける犯罪に對する制裁又は刑罰は、この社會的反動の進歩せる發現に外ならない。これを反面より觀する時には、人類以外のものに於ても、團體的生活をなせるものの中には、吾人が呼ぶところの犯罪に對する原始的事實の見られるは明かであつて、所謂原始的犯罪はそれである。

二、未開人に於ける犯罪 人類は如何なる種族にても、團體的生活を營むものであつて、只其文明發達の程度に因つて、比較的簡單なるものと、複雑なるものとの相違があるに過ぎない。かくて如何に未開なる種族に於ても、各、それに相當した特殊な生活上の形式と内容とを具へて居る。其主なるものは、言語・宗教・藝術・風俗・習慣等であつて、これ等が其團體生活の基礎をなし又特色を得せしめるもので、其團體をなす個人はこれに順化され、新に生れたる個人も亦これに従ひ、比較上永續的意味を有するものである。只未開の種族は、これ等を簡單なる状態に於て有するのみであつて、これを中心として其種族の社會精神は發達し、其團體を全體として、この希望・意志を生ずるに至るのである。

ここに團體としての統一ある意味ある意識ある目的ある生活が遂行される。従つて若しこの團體としての希望・意志に違反するが如き行爲をなす個人あれば、其團體は恰も他の團體よりの侵害者に對するが如き應報的行爲を以てし、所謂制裁又は刑罰が加へられる。これ即ち上述の社會的反動の發現である。

但し、未開の種族に於ては、この刑罰行爲が、純粹の復讐的・應報的思想より加へられるのが普通であるが、刑罰行爲をなす當事者自らが、其目的を知れることも又知らざることもある。即ち時には全く反射的行爲として、其種族を犯すものを見る時には、直にこれを除き去らんとするが如き場合もあるのである。固より刑罰を加ふべき行爲として目されるものは、其種族・其部落に依つて一様ではないが、其團體生活に危害を加ふるものなるは共通した點である。けれどもかのガロファロが自然犯罪として擧げた殺人・竊盜・性慾性犯罪・劇情性犯罪は、殆んど何れの社會に於ても、刑罰を與ふべきものとして、注意されたやうである。然れども他の部落を犯したる場合には、假令それが自己の部落に於て行はれたる場合には極刑を受くるが如き行爲でも、これを承認し、時には却つて賞讃されたことがある。殊にこれは遊牧又は商業を以て生活した多くの種族に於て適例がある。例へば、ギルムール(Gilmer)は、蒙古では掠奪が社會上の尊敬すべき行爲とされて居ると云うて居る。ヴァニツェック(Vanicek)

は、これを言語學上より研究して興味ある事實を擧げて居る。例へば、海賊 *Privateer* の語源なる希臘語の *Peirao* は、冒險するとか敢行するとかいふ意味である。實際上、往古の希臘人は、海賊を働くを以て一の高尙な職業としたのである。其他この種族でなくも、ブルトン (*Bourton*) は、東亞弗利加のバラントス族は、自己の種族のものから物品を掠奪した時には其行爲者を殺害するのに、他の種族より掠奪することは却つて奨励されて居る、のみならず其最も巧なるものは、掠奪の行爲を兒童に教へる爲めに、他種族遠征の時の先導者に選ばれるというて居る。又スノー (*Snow*) は、バタゴニヤ人は他の部落から何か掠奪して來たものでなければ、妻帯するの榮譽が得られないというて居る。これ等の事實は、恰も吾人の社會に於ける漁獵に際して、獲物の多きを誇るのと、殆んど相撲ばないのである。

且又吾人が犯罪と目するが如き行爲が、特殊の條件の下に承認されて居つたこともある。窃盜が人の知能を要することより、スバルタではこれを國民教育の一の手段として利用し、窃盜の爲めに捕へられたものは其愚にして不熟練の爲めに却つて罰せられたことは、有名な話である。古代のカーセーデ人は、神に捧ぐる爲めに、高貴な立派な子供を火中に投じて犠牲にした。ブッシュメンやホッテントット等の種族では、嬰兒殺を人口調整の一方法として行つて居る。黒人の高等階級なるナイルス族の間

では、一人の婦人が五六人の夫を有し、十人までは増すことが出来るやうになつて居る。

かくの如くに、吾人の社會に於て犯罪行爲と見做される行爲も、未開人の間にはこれを全然承認し又は或條件の下に承認して居るから、未開人に於ける犯罪行爲は、文明社會に於けるものと、一見性質を異にして居るやうである。けれども自己の社會の保全と其社會を組織せる個人の安寧とに反するものに對して、制裁を加へて居る點は同一である。只其社會の成立並に性質に相違を有するより、外觀上の相違を與へたに過ぎない。即ち素樸にして未開なる社會の犯罪を、純化され文明化されたる社會に於ける犯罪と比較せば、其社會の原始的なる丈、其犯罪もそれに對する刑罰も、共に原始的であるが、社會意志を標準として認定されて居ることは相撲ばない。換言せば犯罪發生の根柢に於て、何等の相違はなく、社會生活に伴ふ自然の現象といふべきである。

但し、極めて特殊な思想から、一般に犯罪と目されることが公認されて居ることがある。古代の埃及に於て、窃盜を一つの職業と認め、これを行はんとするものは、公の帳簿へ其姓名を記入し、被害者は加害者に相當の賠償を提供して、贖物を取返した如きは其著しい一例である。

第三節 文明社會の犯罪

以上は、下等な動物より未開人に至るまで、社會的生活をなせるものの中には、假令形式と内容とに多くの差違を有するも、必ず原始的若しくは素樸的な犯罪の存在することを述べた。然らば文明の社會にはこれが如何なる状態に於て見られるか、尤も未開といひ文明といふのは程度上の問題であつて、これを劃然と區別することは出来ないが、社會の運営上に整頓せる機關を有し、進歩せる學藝・宗教・生活状態を有する場合に、これを文明社會といひ、其然らざる場合に、これを未開というてよいのである。

而して文明社會に於ける犯罪を、發生的に觀察するには、一に遺傳的方面より、二に偶發的方面よりすることが出来る。前者を主とする論者は隔世遺傳的發生を重要視し、兼ねて近親の遺傳に注意し個人的方面を深く研究し、後者を主とする論者は、境遇的發生を重要視し、主に社會的關係を深く研究して居る。この兩者は、何れを主とし何れを從とすることも出来ない、兩者相俟つて初めて完全なる研究のなし得られるものであるが、かかる研究は、前節に述べたやうな發達せざるものに對する觀察よりも、寧ろ未發達より發達に至る個體の一代に就いての觀察に、多くの興味がある。殊に、兒童期に於ける社會に對しての種々なる日常活動は、犯罪の發生に關して頗る注意すべきものがある。

一、兒童の不良行爲 教育學者又は兒童研究家は、屢兒童を未開人と比較して居る。而してこの論

が、かの個體發生は系統發生の全部を繰返へすとの説、即ち吾人の一代は吾人が進化的に漸次に發達せる跡を一一經過して成人するものであるといふ思想に基いて居るは明かであつて、兒童期の精神生活は恰も未開人の精神生活に該當するものと觀るのである。

而して兒童は、發達しつつある經路に居るから、成人を中堅として組織されて居る社會生活に加つて、健全な生活をなし得ないのはいふまでもなく、人其者としてよりも寧ろ其社會に特有な生活關係に、未だ順化して居ないから、其社會に對しての健全な行爲をなし得ないのも、亦當然である。けれどもこの社會の特有な生活關係に、未だ順化しないで居ることは、兒童をして頗る赤裸々にして素樸なる状態を呈せしめ、爲めに未開人類の所謂文化に染まぬ一面を示して居る。

ロンブローゾは、この點に於ける兒童の研究を、犯罪發生の説明の一に加へて居る。即ち兒童は、假令文明社會に生れたものであつても、未開人に共通に見られる犯罪性本能を有し、若し道德的教育と例證とに依つて影響されなかつたならば、未開人と相撰ばぬ觀がある。ロンブローゾは、憤怒・虚言・残忍・不節制・著しき虚榮心と自己心・淫猥傾向・酒精に對する癖性を、兒童の生來の犯罪的傾向として擧げて居る。

エリス(Havelock Ellis)は、性格の偏僻・家庭習慣の厭惡・虚言・狡猾・不良な色情癖・動物や友達に對

する残忍等を、兒童に於ける犯罪の早熟であるというて居る。尤も、教育的影響がなければ、總べての兒童が悉く犯罪者となるといふのではないが、從來これ等の性質は、兒童に於ける普通の性質として、一般に等閑視されて居つた。然るにペイン(Pain)やモロー(Moreau)やパーン(Parn)などが、これ等の點に注意を拂ふに至つて、漸く兒童の危険性が、研究すべき興味あるものとされたのである。

而してこれ等の論者は、兒童を其悪性の存在する點より、進化の中途にある状態と観るのであるが、マニヤン(Magnan)は、悪性に見ゆる子供は常態ではなく、變質性のものであるといひ、ドーテル(Dortel)は、犯罪者は兒童の或種の特性を有するも、兒童は犯罪者に關する何物をも有せずといひ、タルド(Tarde)は、兒童には利己的にして悪性の性質あるも、其反面には溫和・寛大・清廉等の美點もあるというて、兒童を過度に悪性視する論者に反對して居る。

又ペールン(Baer)は、兒童の悪性は、一は社會的の、二は病理的原因に因るものとした。

チャムバーレン(Chamberlain)は兒童の不良性を、一に都會生活より、二に模倣より説明し、殊に前者は生存競争の劇烈と精神の動搖多きと家計補助の勞働とより、早熟せる思想・自己的狡猾と敏捷・生活に關する方面の異常な早熟・感情の壓迫と不注意と不啓發との爲めに起る精神の一面的發達を得、後者は機會と社會的環境が主な對象となつて不良性を得るのであるというて居る。

次に又バーンス(Earl Barnes)は、兒童に往々見られる惡意的破壊・虚言・竊盜・飲酒・色情等は、直接に遺傳するものではなく、これが犯罪行爲となるには、稟性と境遇に注意すべきものであつて、かの犯罪者が十二歳乃至十八歳にて不良行爲を始めるのは、其大部分は両親の不注意に因り、兼ねて住居の不良・食料の粗悪・遊園地の不足・其他貧困を伴ふ條件に因るに過ぎないで、要するに兒童の自然的に饒多に過ぐる精神力が、或程度に壓せられて居る時には、彼等の性格破壊に導くべき不規則なる経路を逃れ得るものであるというて居る。

かくの如くに兒童の間に存する犯罪性の萌芽と見られるものは、其起因に就いて學者の説明を異にして居る。従つてこれを發生的に觀察する場合には、一は主に先天的發生を力説し、二は、主に後天的發生を力説する二つの傾向がある。殊に後天的發生を主張する一條件には、文明の裏面たる不健全な社會生活が、注意すべきものとされて居る。而してこれは、假令先天的發生を主張する多くの論者も、亦注意するところであつて、文明は一方に於て人の社交性・道德性の發達を得せしめることあると共に、他方に於てはこれを偏僻にして不健全なるものたらしめる傾向のあることは、何人もこれを否定することが出来ない。これ今日の所謂文明社會の生活が、必ずしも人々の圓滿にして健全なる生活に適合するものでなく、殊に精神並に身體の發達の中途にある兒童に對しては、所謂文明社會となれ

ばなる程、益、不良なる影響を與へて居る。かくて今日の都市の兒童の問題は、社會問題の中最も注意すべきものの一と見做されるに至つた。されば所謂文明生活が、本來は人の社交性・道徳性を益、發達せしむべきなるに、事實上は殆んど全くこれと相反する結果となつて居ることが少なくない、殊に兒童の不良行爲を観察する場合に於て、一層この矛盾を見出すのである。

何れにせよ兒童の生活が、複雑に組織されて居る文明社會に於て、頗る多くの危機を有し、且其日常に於ける行爲を成人の行爲として觀る場合には、犯罪として制裁すべきものが少なくない。然るに文明の社會に於ては、何れも兒童の行爲に對して特殊な酌量をなし、一定の年齢以上に達したるものでなければ、これが責任を問はぬことになつて居る。これはいふまでもなく、兒童が未だ成熟せざるものであつて、成人に對するが如くに責任を科すべき人格を認め得ないからである。かくて兒童の不良行爲其物が、直に文明社會に於ける犯罪の發生といふことは出来ないが、其稟性と其環境とに因つて、或は單に兒童期の一現象たるに過ぎないこともあるが、或は又それが成人の後まで繼續して、眞に犯罪行爲の萌芽となることもあるのである。尙この種の事實に關して吾人は、拙著「兒童の惡癖」に於て委細に述べて置いた。

二、異常者の行爲　ここにいふ異常者は、一に病理的のもの、二に偶發的のものを包含した廣義の

ものである。病理的のものの中には、先天的若しくは後天的に、精神上に異常を有するものと、身體上に異常を有するものとの二つがあつて、何れも社會上の劇烈な複雑な生存競争を、健全になし得られぬものである。偶發的のものは、病理的のものに異り、主に外社會の原因から、心身の發達上に不健全な影響を受けたもの、若しくは普通の程度に於ける精神と身體とを有するに過ぎないものならば、恐らく生活上の健全な態度と手段とを採り得なかつたと思はれるやうな偶然的機會に臨んだものである。但し實際上の事實としては、この病理的のものとの兩者が、明かに區別されないことも、又相互に關係して居ることもあるのである。而してかかる異常者は、死亡者や疾病者の割合が、突然の原因なき限り、大凡一定して居ると相類した意味に於て、甚だしき増減はないものといふことが出来る。

フエッ(Enrico Ferri)は、この點に注意して、犯罪飽和の法則を立説した。即ち社會に於ける犯罪者は、大凡一定の數は必ず存在し、且其數は社會の状態を變化すると共に増減するといふのである。換言せば、犯罪をなすやうなものは必ず何等かの特殊な遺傳的傾向と欲望とを有するものであるが、これ等は氣象や社會状態の特別な大變動を除いては、時々には又は根本的に變ずることはない、この意味で犯罪するやうなものは何時も其社會に相當した數だけ存在するのである、但し其數は社會の各種の

條件に因つて相違するのは當然であつて、只其社會には其時の其社會に相當した一定數の犯罪的異常者の存在を見るのが自然の傾向であるといふのである。

而してフェアリアニ(Fairian)のいふが如く、犯罪は社會生活の不變的表示であつて、吾人の所謂異常者も亦必ずしも文明社會の特産ではないが、文明社會に於ける犯罪の發生は、皆この部類のものに依つて見られるといつてよい。即ちこれ等のものは、文明社會に於ける生存競争の劣敗者であつて、生活上の特別なる條件、例へば確實なる保護者・善友・財産・堅固なる信仰等を有せざる限りは、犯罪者たるの運命に陥り易きものである。

三、文明社會と犯罪の發生　のみならず所謂文明的生活は、人類の自然的生活に矛盾せる多くの事情を有し、間々變則にして不秩序なる生存競争をなすことあるが故に、上述の如き異常者を發生せしめる機會に富み、従つて所謂文明程度の進むと共に、假令其罪質上の關係に於ては、幾分相違するところあるも、犯罪者の總數に至つては、漸次に増加するの傾向を有して居る。ここに於て何れの文明社會も、これを未然に豫防せんとして、各種の運営機關を起すに至つた、廣義に於ける救濟事業は何れもそれである。のみならず文明生活に伴ふ重大問題の一つは、常にその文明生活の爲めに増加しつつある異常者、即ち生存競争の劣敗者たるべきものの處遇の問題であつて、文明社會に於ける犯罪發

生の問題も、亦其多くをこの點に有して居る。

尤も病理的の異常者の中、犯罪發生上其程度の著しいものは、精神病・神經病者であつて、これは道徳上並に法律上責任を問ふ能はざるものであるが、これに依つて受ける社會の危害は、他の病症若しくは境遇よりする犯罪者よりも、却つて恐るべく又甚だしいはいふまでもない。而して複雑なる文明生活は、心身の過勞の結果、何れの國に於ても精神異常者は漸次に増加する傾向があるといはれて居る。

次に文明社會の犯罪に就いて注意すべきは、其社會的生活が未開社會の生活に比較して、形式の上にも内容の上にも、頗る多くの相違點がある、のみならず文明社會は未開社會に見られない多くの新しき事實を有して居る。かくて犯罪は、同じく社會意志に違反せるものであるが、其社會意志の範圍と程度とは、文明の進むと共に擴張されて居るから、之に違反する行爲の性質も、亦自ら異つて居る。即ち一には未開社會に於ては何等の制裁をも受けないやうな行爲も、文明社會に於ては嚴重にこれを處罰して居る場合が、頗る多い。この事實は、未開社會の法律が極めて簡單なるに反し、文明社會の法律が極めて複雑になつて居るのでも知られる。従つてガロファロの所謂自然犯罪に對する人爲犯罪が、文明と共に増加する趨勢を有して居るといはれる。二には犯罪行爲の形式や内容から考察して、

文明社會でなければ、見ることも行ふことも出來ぬ新犯罪の多くがあるといはねばならない。今文明に伴つて犯罪發生の條件たる主なるものに就いて觀れば、大凡次の數種がある。

交通機關即ち汽車・汽船・電車・自動車・自動自轉車・自轉車・飛行船・飛行機・潜航艇等は、何れも近代の發達であつて、これが吾人の社會生活に如何に大なる影響を與へたかはいふまでもないが、これ等に聯關して起る刑事問題も、亦極めて多種多様といはねばならない。

通信機關即ち郵便・電信・電話等も亦近代の發達であるが、これに關係した犯罪、殊にこれを悪用した犯罪の如きは、決して未開の社會に於ては見られぬ種類のものである。印刷術の進歩は、新聞紙其他通俗的印刷物の發達を來さしめ、社會の人々の心理に影響を與へること極めて著しく、殊に紙面の少からぬ部分を占めて居る犯罪に關する新聞紙の報道の爲めに、これが模倣者を出すことは、最も注意すべき近世の問題である。

商工業の發達と共に起つた都會地への人口集中も、異常者に犯罪の機會を與へ、犯罪の流行・模倣を生せしめること多く、群衆の犯罪殊に危険性の同盟罷業等の如き亦これに伴つた近代の一特徴である。商工業の發達は、又一面に不正商品の製造販賣に關する特別な色々の犯罪を起さしめた。衣服其他の流行物も、決して古き時代よりの事實として取扱ふことは出來ないが、製造工業の發達と都會の發達

とに伴つて殊に注意すべき問題となり、一部の犯罪發生には、離しては觀られないものである。これに附帶して、商店の飾棚も亦近代の傾向にして、然も或種の犯罪を誘起することは少くない。

其他特殊なものとしては、近來最も普遍的のものとなつた活動寫眞の如き、劣悪小説の如きは、犯罪殊に少年者・青年者の犯罪と極めて密接な關係をなすに至つた。而してウルフマン(Wolfman)などは、法廷に於ける陳述の如きを、又この種のものとして注意して居る。

これと共に忽にないのは、文明社會に於けるものの知能の發達である。學術の進歩が、文明社會の各方面に甚大の影響を與へて居ることはいふまでもないが、犯罪現象に向つても、亦注意すべき關係を生じて居る。即ち學術の進歩は、各方面に専門的の知能を發達せしめ、各人の知能は各其得たる方面に向つて秀れたる位置に進ましめ、結局は文明が富の分配を不平等にしたと同じやうに、知能の發達に甚だしき不平均を生ずるに至つた。これ等の結果は、知能を悪用したる所謂知能犯を多からしめた。知能犯とは、情意の活動に依るといはんよりも、寧ろ知能の優秀を以て犯罪行爲の手段方法並に罪跡の湮滅に努むるもので、其多くは、詐偽・横領等に見られるが、窃盜・殺人・偽造其他殆んど總べての罪質に、この種の犯罪を多からしめるに至つた。爲めに一方これが捜査若しくは裁判に關係ある方面に於て、殊に犯罪探證學の發達を要求し、事實上これが勃興を見るに至つたのである。

最後に法人若しくは團體機關に關する各種の犯罪は、最近の文明社會に於ける特殊な發達した犯罪として、世人並に學者の注意を促して居る、例へば會社や組合の犯罪がそれであつて、行爲者は中流のもの若しくは上流者である。

四、文化の發達と欲望の増進 文明社會の犯罪をそれが發生上から考へるに際して、等閑視されないのは、文化の發達に伴ふ欲望の増進といふことである。いふまでもなく欲望満足の要求は、今日の文化を生んだのであるが、或程度の文化に浴して、その文化に因る欲望を満足し得るに至ると、更に新なる方面の又は其文化に伴つて生ずる特殊な欲望満足の要求となつて、進むものである。従つて文化の發達と欲望の増進とは、相關關係に於て漸次に昂進するものである。この點は、素樸な欲望のみ有して居る社會に高い程度の文化を見得ないと共に、又高い程度の文化に觸れて居るものが、素樸的欲望の満足のみでは厭き足らなさを感ずるに至ることを示すもので、現代のやうな急速な文化の發達は、種々複雑にして特殊な欲望を起さしめつつあるのである。

のみならず文化の發達に因る現代の人工的な不自然な動搖した餘裕の少い生活は、現代の人々を特殊な状態に導き、精神並に身體の過勞や衰弱から、一には過敏に二には鈍麻に向はしめ、變態的娛樂や刺激的事實に對する感興及び特殊な變化に對する要望に到らしめる。然も發達した文化は、これ等

の感興や要望に満足を與へるやうな材料と施設とに富んで居り、且各種の事業家は、かかる方面の心理に對する迎合を企てて、益、其程度を昂進せしめて居るのである。

これ等の事實は、直接間接に文明社會に特殊な欲望と其の満足を發生せしめ、やがてそれが文明社會にのみ見られるやうな様々な犯罪や不良行爲をも起さしめるのである。

かくの如くに文明社會の犯罪は、未開社會の犯罪に比して、其發生上に相異つた條件を有し、従つて未開社會若しくは文明程度の高からぬ社會に於けるが如き犯罪の解釋は、今日の吾人の社會に於ける犯罪の解釋としては不十分なものたることが多い、即ち單純なる惡性の隔世遺傳等のみ以てしては、徹底せる説明のなし能はぬ場合が多くなつた。けれども假令知能犯を行へるものであつても、其個性上には假令偶發的・一時的なるにせよ、何等かの異常を有するものであつて、社會意志に違反せるものたるの點は、決して變らない。

却説、犯罪行爲は、それが行爲たる以上、假令それが全く社會的・外的事情に因るものとするも、吾人の精神活動を中心として見なければならぬ。此意味に於て犯罪の心理的研究は、極めて多方面に涉るべきものであるが、其行爲に異常なる性質を帶びしむる點を主として觀察すれば、概ね以下の諸點に就いて研究しなければならない。

第二章 本能と社會適應性と環境

第一節 本能の種類と其性質

吾人が一定の刺激に對して先天的に反應する作用には、其種類が甚だ多い、而して一般にこれを概括して本能と呼び、其分類も學者に依つて一様ではないが、要するに自己保存の本能と、種族保存の本能との二つに大別することが出来る。これ本能は、其性質上生物の存続に缺くべからざるものであつて、若しこれが自然に行ひ得ざるものなるに於ては、其生物は必ずや絶滅に歸すべき運命を持つて居るとしてもよい。従つて一方には自己を保存し、他方には子孫を設くる作用を中心として發達したものである。

一、自己保存の本能 自己保存とは、生物が自己の生命を保存するの意味であつて、生物は生れながらに生命の保存に努力する傾向を有し、假令自ら心づかざるにせよ、自然この方面に活動するものである。而してこれは生物の本能として寧ろ當然のことであつて、本能の中に於ても最も強いものである。吾人の如くに心身の複雑に發達せる生物に於ては、他の生物に見えざるが如き欲求の生ずるこ

とあるも、然も此本能の如くに人を支配する力の大きなものはない。此本能は又分ちて榮養本能と自衛本能との二とすることがある。

(1)、榮養本能 生物は生命を持続するには、必ず先づ其材料が必要である、これ榮養なる事實が、生れ出づるより死に至るまで最も強く生物の活動に關係して居る所以である。但し吾人が普通の生活をなして常に一定の榮養を供給され居るに於ては、此本能が如何に強烈であるかを、経験することが困難である。然るに若し或事情の爲めに、榮養を制限され、又はこれに缺乏し來る時には、初めて此欲求の甚だしき勢を以て吾人に迫るを経験するのである。貧窮者が食を得るの途なくして、饑餓の爲めに盲目的に此欲求を満足せしめんとするが如き、又胃腸病の爲に食を制限されたものが、假令事理を辨へたる人なるにせよ、尙其恢復期に於て食物に對し賤しき態度を取るが如き、何れも其一面を語るものである。かくて生物の日常生活は、或意味に於て此本能に其大部分を左右され居るものといふてよい。

榮養本能に附帶して、蒐集本能といはれるものがある。これは物資を蒐集せんとする生來的の傾向であつて、其起源は主に生活物資に對する蒐集である。即ち生物は季節・天候・土地の状態等の爲めに、何時も同様に自然界より生活物資を供給され居るものにあらず、従つて生物は何等かの方法と形式と

を以て、常に生活物資殊に榮養物資を蒐集し貯蓄して居る。發達せる人類に於ては、これが種々なる状態に現はれて居る。例へば、物資交換の媒介物たる金錢の貯蓄となり、趣味生活の満足を得んが爲めに美術品・骨董品の蒐集となり、或は學術研究の爲めに種々なる材料の蒐集となるが如き、何れも其形式上に相違は生じて居るが、其發生に溯つて觀れば、生活物資の蒐集が其根本をなして居る。只其必要な場合又は心身に餘裕ある場合に、それが他の方面に向つて現はれるのに過ぎない。かくて吾人は、現在に於て必要ならざるものも、これを蒐集せんとする性質を有し、或特種なる物に接する時には、何等の思慮もなく殆んど衝動的にこれを取らんとすることがある。かの盜癖を有すといはれるものには、生れながらに此種の本能が著しく昂進して居ることが少なくない。或は又特別の目的もなく、只眼に觸れたものは何にても拾ひ集める行爲が、精神病の一症状として現はれることもあるのである。

(2)、自衛本能 生物は何れも自然界の複雑な圍繞界に生存するものであるから、單に榮養を攝取したのみで安んじて居ることは出來ない、外來の種々な刺戟に對して、なるべく自己に好都合のもののみ接近し、自己に危害の及ぶやうなものには遠ざかつて、其生命を全うすることに努めねばならない。而して此種の活動は、吾人には色々な形式に於て現はれる。例へば、頭に何か觸れることあれば

直にこれを拂ひ落さんとし、眼の前に落ち来るものあれば、忽ちに眼を閉ぢ、寒き時温かなるものに接すればそれに手を出し、歩きよきところを自ら選んで足の進むが如き、何れも自己の身體の安全を謀つて居るものである。尙これは假令自覺せざる時にも行はれ、睡眠中に手を蚊に刺されることあれば自然に引込め、又泥酔中にも街路に於て車を避けて歩むが如き、何れも其例である。而して此自己を防衛せんとする本能が、最も明白な形式に現はれて居るのは、憤怒と恐怖とに於ける表情である。即ち憤怒は、自己に都合悪しきものに對し積極的に出でて威嚇し、恐怖は、自己に都合悪しきものに對し消極的に退いて逃げんとするもので、何れも自己の安全を得んとするに外ならない。

自衛本能に附帶して注意すべきものに、争闘本能がある。これは異種族若しくは同種族の間に於て相争闘せんとするものであつて、何れの動物も多少に拘らずこれを有して居る。即ち自己に對抗し反抗するものと争闘して、自己の安全を謀らんとするものであつて、生物が孤獨の生活をなさざる以上當然の結果起り來たるものである。尤も此本能は、文明程度の著しい吾人の間では、赤裸々に現はれないことがあるが、所謂生存競争の一面として、頗る痛切に經驗しつつあるもので、各種の競争・競技の行はれ優勝慾の存在するものも、其主なる起因はここにあるのである。

又射倖慾と稱して、勞を避け巨利を倖倖に依つて得んとするものも、この争闘本能から派生した優

勝慾の加味されて居ることは争はれない。

これ等は、何れも吾人の生活に密接な關係を有して居るものである。

二、種族保存の本能 自己保存に對する欲求と共に、生物が最も強き欲求を感じるものは、種族保存に關するものである。生物はこの欲求を満足せしめんとする活動を、その本能として生來的に有し、常に自己の種族の存續に對して、日常生活の少からぬ部分を費して居る。而して此欲求の最も強く現はれるのは、自己保存の本能が常性的なるに反して、或期間即ち成熟期より老衰期に達せざるまでに於て殊に強く存在し、且此期間中も亦種々なる條件に因つて、其程度に強弱の相違を有して居る。但し人類に於ては、其生活状態の極めて複雑なる丈けに、他の動物に於けるやうに、單純なる形式に於て現はれて居ないが、人類がこの本能に支配され居ることは極めて廣い範圍にまで關係し、吾人の日常行爲の殆んど總べてが、これに依つて着色されて居るとまでいはれる程である。けれどもこれを概括的に觀察すれば、其直接のものとしては生殖慾、其間接のものとしては扶養本能となり、尙これ等のものより社交本能を派生するのである。

(1)、生殖慾 これはグントなどのいふ生殖本能の狹義に於けるものであつて、此中には又異性に對する愛着の念、及び性慾を含んで居る。これも人が其發育すると共に、自然に得られるものであるが、

其最も強烈に現はれて來るのは青年期である。尤も之は其四圍の境遇に因つて、其現はれ方を異にすること多く、溫暖なる地方のものは寒冷なる地方のものより、都會生活をなせるものは田園生活をなせるものより、榮養可なるものは不良なるものより、淫靡なる境遇のものは然らざる境遇のものより早く成熟に達し又其人の性質・體質に依つて、高齡に至るまで永續するものと、然らざるものもあり、比較的強く現はれるものと然らざるものがあつて、これを一樣に論ずることは出来ないが、何人も成熟期以後の生活が、著しく異性に關係深き状態となり、これに依つて個人的・社會的に、種々複雑なる關係を生じて來るのは、今更述べるまでもないことである。而して生殖慾は、他の慾望と同じく、常に等しき力を以て現はれるものでないが、その昂進する時には最も強く吾人の感情生活に變調と動搖を與へ、或は愛情の追及となり、或は失戀・嫉妬・怨恨・復讐等となつて、慘劇を演ずるに至ることも稀でない。

生殖慾に附帶して、飾身慾が起つて來る。これ亦何人に教へられるのではなく、又強ひられるのではなく、相當の年齢に達せば自然に起つて來るものである。かの粉色を事とし、衣服の選擇に心を勞するが如き、其一面を示すもので、殊に婦人に於て著しく見られる。

所謂虛榮心は、多く生殖慾を中心として發達せるものであつて、眞價以上に自己を誇張して發表せ

んとするもので、飾身慾は實に其一方面なりといふことも出来る。但し飾身慾が、主に外觀的の身體上に關するものなるに對して、虛榮心はそれのみならず内面的の精神上に關するものをも包含して居る。虛名を博せんとして種々なる手段の講せられることは、社會上の觀察に於て常に吾人の注意を惹きつつあることである。尤も虛榮心は、其根本は生殖慾であるけれども、今日の複雑なる社會生活に於ては、これに依つて生存競争の優者たらんとする慾望の満足を得、以て自己保存の一面の務をなして居る。

(2)、扶養本能 生殖の結果、子孫が出来れば、次にはこれを扶養して自己の後繼者としなければならぬ、これ扶養本能換言せば親たるの本能を、生殖の本能の中に入れる所以である。この本能は亦子に對する親の愛情となつて現はれ、種族の發展上最も肝要なもので、吾人の社會生活に一の基礎を與へるものである。即ち生殖慾と共に家族生活を發生せしめるものである。これ又其人の境遇と性質とに因つて、其現はれ方に幾分の相違を有して居るが、人の親となつて最も明かに發達して來るのが普通である。但し女性に於ては、極めて幼少の時より子供を取扱ふ動作を、一つの遊戯の形式として行つて居る、これ即ち此本能の自然に發現し來つた端緒である。けれども眞に親たるの境遇に至らなければ、徹底せる扶養本能を發揮するものでなく、かの自己の自由を叫び、兒童の愛に溺れつつある人

を見て嘲笑せるものも、自ら父となり母となるに於ては驕然として世の常の父たり母たることが常であるのは、明かにこれを證明して居る。

(3)、社交本能 生殖慾と扶養本能とは、派生的に社交本能を起して来る。即ち生殖をなし、子孫を扶養せんとするには、畢竟同種族の集合を要する道理であつて、各の個體は生れながらに、互に相接近せんとする欲求を有し、ここに社交の基礎を生ずるのである。かかる互に相接近せんとする傾向を、群居本能なる特別のものとして観る論者がある。但し群居と社交とは、根本的に相違するものでなく、前者が只漫然と相集合するを意味するのに反し、後者はより密接なる關係に於て相集合するを意味するのであつて、従つて前者は、一般の動物の場合に用ひられ、後者は發達せる人類の場合に用ひて居る。而して社交的傾向は、頗る幼少の時期より見られるものであるが、少年期より青年期に至る頃には最も強く現はれ、極めて親密なる交友の得られるのは此頃である。但し社交本能の最も原始的なるものは、家族的生活であつて、これを中心として村落となり都市となり國家となるのはいふまでもなく、此點より推察するも、社交本能が生殖本能より自然に派生せることは明かである。

社交本能に關聯して注意すべきは、優勝慾である。これは社交本能に對して相反的傾向を有するものであつて、自己保存の本能の加はれるが爲めに、他よりも自己の優勝を欲求し、同種族中に於ける

生存競争並に男女相互選擇に於て、優者の境遇にあらんとするものである。吾人はこの欲求の爲めに一面には虚榮心・名譽心、反面には羞恥・沮喪の感を生じ、又前述の射倖慾の發生の一原因を得るのである。

社交本能に隨伴する一つの本能に、模倣本能がある。これは乳兒期より既に現はれ或刺戟に應じて其通りに活動するものである。けれども吾人が稍長するに於ては、自ら其目的を知りつつ模倣せんとするものである。而して模倣は吾人が發達すると共に、其社會の生活に必要な言語・習慣・道德等を習得せしめ以て其社會生活に順應せしめるものである。のみならず吾人は社交に於て、他人の行動の意味を眞に理解するには、自らもこれを行動に現はして観ることが必要であつて、此意味よりせば模倣は、他人の行動の意味を解釋する上の手段となるのである。従つて社交は模倣に依つてなし得られ、又模倣は社交に依つて完成せられるといふべきであつて、社交本能と離るべからざる關係を有して居る。以上は吾人の有する主要なる本能であつて、尙此外にも生れながらに行ひ得られるものが少なくない、けれどもこれ等は何れも上述の本能の何れかに屬するものか、若し然らざれば派生して出來たもので、根本的のものとしては要するに自己保存の本能と種族保存の本能とである。

而して本能は、或目的を自覺して然る後に行はれるものでなく、自然に活動に現はれるものである。

から、これが吾人の日常生活に最も重要な關係を有するはいふまでもなく、如何に文明の社會に生活せりといふも、吾人が生物たる境を脱する能はざる間は、當然此生物界全般を支配しつつある本能に左右される運命を有して居る。されども吾人の社會生活は、極めて複雑なるものであるから、單純に生れたる儘に得られる赤裸々の本能のみを以ては、健全な生活をなすことが出来ない。これ即ち吾人には特に廣義の教育を要する所以である。

第二節 社會適應性

人は生れながらに有する社交本能に因つて、社會的生活をなすものであるが、文明の發達と共にこれに複雑なる條件が加はり、爲めに或社會には其社會に相當な心身の訓練を経なければ、健全に生活することが出来ない、此相當な心身の訓練に依つて得られたものは、即ち社會適應性である。

一、社會と個人と社會適應性 従つて甲の社會に於ける社會適應性は、必ずしも乙の社會に生活して適應性となるとは限らない、例へば未開の社會に健全なる生活を爲し得るものも、文明の社會に入りて健全なる生活をなし得ないはいふまでもなく、文明の社會に健全に生活せるものも、未開の社會に生活しては、健全なる日常を送ることが出来ない。又同じ一つの國民であつても、都會のものは都

會に於て、田舎のものは田舎に於て、健全なる生活をなし得、若し其境を異にするに於ては、相當の訓練が必要となるのである。

而して文明の進歩せる社會程、此適應性を要求すること多く、野蠻未開の社會に於ては、生後特別に複雑なる教授訓練を受くることなくも、只稟性腕力のあるもの智能の秀れたるものなれば、充分に相當の慾望を達し得る生活をなすことが出来る。然るに人文の發達著しき社會に於ては、生後特に充分なる教授訓練を受くるにあらざれば、安固なる生活をなし得ないのみならず、自己の慾望を満足せしめんとすれば、却つて他の人々の意志に反するが如き行爲となり、若しくは社會上の劣敗者となるのである。従つて文明の結果、社會の組織の複雑なる程、一面には程度の高い社會適應性が必要であると共に、他面には救濟事業等の完備せざる限りは、生活上に於ける劣敗者若しくは犯罪者を出すことが多いのである。かかる事實は、純樸なる田舎と混雜せる大都市とを比較しても、直に知られることである。

以上は主に社會生活を發達の上から觀察したのであるが、次に社會を組成せる各個人間の關係に就いて研究しなければならない。吾人の社會は、生活に對して略、同様なる慾望を有せる多數のものが、或範圍内に集合して生活するのであるから、自然相互の間に於て幾分の讓歩をなし、又各個人の意志

を總括したる社會意志に調和して生活しなければならない。讓歩及び調和は、即ち個人の其社會に對する適應性であつて、此適應の如何は、要するに人が其境遇に支配される程度を定めるものである。而して各個人の其社會に對する適應性は、必ずしも同様な程度にあることを要しない、只各個人が何れも自己の境遇を標準として、それに相應した程度に社會適應性を有すればよいのである。若し自己の境遇に不相應なる社會適應性を有し、これに依つて急劇に邁進するに於ては、必ずや其人としては健全な適應性を有しないと同一結果に達するのである。何となれば、何人も生れるや一定した境遇上の相違がある、此相違は或程度まではこれを打破することが出来るが、それ以上は相當の經路を以て進むにあらざれば、社會意志に適合しないことになるのである。但し文明の社會に於ては、教育に依つて覺醒されたる結果、自己の境遇に對して不相當なる願望を懷き易き爲めに、不滿の念に堪へざる一種の階級を生ずるに至るのである。

二、社會適應性の養成 而して吾人の社會生活として先づ現はれるのは家庭である、此時には自己に極めて密接なる關係の人々の間に於て、最初の社會適應性が養成されるのである。

稍長するに及んでは、家庭外に交友を求めて小規模の社交生活をなし、家庭に於て許される事も許されぬ事實を経験し、又新しき適應條件を習得して、ここに第二段の社會適應性が養成される。更に

長じて交友以外の人々と交渉を生ずるに至れば、一層規模の大なる社交生活をなし、交友の間に於ては許されて此社會には許されぬこと、又は今迄に見出さなかつた新しい適應條件を習得するのである。

かくて第二段・第三段と漸次に廣い範圍に通すべき社會適應性が養成され、遂に一國民として健全なる生活をなし得るに至るのである。即ち吾人は其心身の發達と共に、各其小社會より大社會へ至る適應性を發達せしめて行くものとなるが、特殊な事情の爲めに、これをなし能はなかつたものは、或は家庭の人としては安全に生活し得るも、村落の一人としては充分なる社交をなし能はぬことあり、或は村落の人としては相當に生活し得るも、大都市の一人としては不可能なることがある。

而して此種の社會適應性は、一般には精神的方面を主として論ずるも、身體的方面も亦同様に論ずべきものである。

且又、これは各個人の先天性と、生活に於ける境遇とに因つて種々なる相違を生じ、兩者相俟つて健全なる影響感化を受くるにあらざれば、よく健全なる社會適應性を得ることは出来ない。尤もこれが養成される状態は、何時も同様なるにあらず、其最も肝要なる時期は、人の有すべき種々なる性能が、最も活潑に出現する生後より青年期に至るまでである。これ此時期は、いふまでもなく、人が社會人として生存するに必要な性格の基礎の定まる時であるからである。若し此の肝要なる時期に於

て、充分に其發達を必要とする同情・愛情・正義の感・勤勉・體力等が發達せず、加ふるに其發達を制御抑壓すべき残忍・憤怒・嫉妬・争闘等が却つて強く發達するに於ては、殆んど社會適應性を失つた人となり終るのである。これ即ち人の家庭に於ける状態・交友の關係其他四圍の境遇等が、其人の社會的運命を定めるものと觀られる所以である。

三、本能と社會適應性　かくの如く社會適應性の養成並に社會適應性に對する環境よりの影響には、頗る注意すべき多くの點を有して居るが、要するに吾人の本能生活と種々なる交渉を有して居る。

(1)、本能の現はれる時期　吾人の本能は、生れ出づると共に一時に悉く現はれるものではない、其發達に伴つて必要なるものが、漸次に相次いで活動を始めるに過ぎない。例へば、乳を吸ふ作用の如きは、生れて最初に現はれる本能の一であるが、若しこれが生後十數日を経て初めて現はれるに於ては、其乳兒は殆んど生活し得ざりに至るのである。或は社交の慾望は、幼兒期・少年期より現はれるものであるが、若し此時期に現はれることなければ、此時期に於て養はるべき精神作用の多くの部分は發達することなく終らなければならぬ。これに反して若し青年期に於て現はるべき生殖慾が、少年期に於て著しく昂進し來たりたりとせば、他の心身の作用が未だ充分に發達しない爲めに、決して健全なる生活をなすことは出来ない。かくて本能は、如何なる時期に於て出現するも可なりといふも

のではない、各の本能は何れも適當なる時期に於て出現しなければ、其本來の健全なる任務を果すことが困難である。

されば若し或本能の出現すべき時期に、或條件の爲めに適當に養成されない場合には、假令普通の境遇に於ては當然發達すべきものも、發達せずに終らなければならぬ。何となれば、其以後に於て此本能の養成を欲しても、種々なる障礙があつて容易に行はれないからである。例へば同情・愛情等の感情は、人の社交上最も大切なものであつて、社交本能の發達と共に現はれ出づるのは明かであるが、若しこれ等の養成される家庭・交友等に於て、不健全なるものあらんには、これを圓滿に發達せしめることが出来ない。かの繼母に虐待されたもの、父母を喪つて冷淡なる他人の間に生育せるもの、特殊なる事情の下に常に交友より迫害を受けたるもの等に、この同情・愛情等の健全なる發育を有せるもの少きは、寧ろ當然のことである。而してかかる状態に於て経過したるものは、普通の努力を以てするのみでは決してこれを一般の發達状態に進め又矯正することは出来ない。

次に又或本能が、其出現すべき時期を誤つて、或は早く或は遅く活動を初めたる時には、外部よりの教化訓練に依つてこれを適當に現はれるやうに努めねばならない。若し然らざる時には、必要な本能も爲めに他の心身の發達に障礙を與へることが少なくない、のみならず其本能の健全なる發達を

期することが出来ない。例へば異性に關する慾望が、少年期の頃に於て昂進したりとせば、これは決して常態のものでなく、其四圍にあるものの周到なる教化訓練を待つて、適當に處置されなければ、只に健全なる生活のなし得られないのみでなく、人生に於て最も重要な生殖慾を變態ならしめる虞がある。或は少年期・青年期の頃には、社交本能の著しく發達する時であるが、若し此時期に於て更に此種の傾向現はれず、全く孤獨的な生活を樂しむやうなものがあつたならば、これ又其四圍にあるものの綿密なる注意を以て指導することなければ、社會適應性の基礎をなす精神作用を發達せしめないで、此時期を過ぎなければならぬ。

要するに吾人の種々なる本能的活動は、各或一定の時期に於て出現するものであるから、一には其時期に現はれた場合に、これを適當に助長し、二には其現はれる時期を誤つた場合に、これを其時期に應じて教化訓練することが必要である。而してこれ等の注意すべき時期は、少年期乃至青年期である、従つて此時期に於ける境遇は、人の本能をして健全に發達せしめ得るや否やに最も深き關係を有し、これによつて個人の社會適應性は定まるというてよい。

(2)、本能の養成の難易 上述の如く吾人の本能は、其現はれ出づる時期に關して、これに注意することも大切であるが、これと共に若し本能の現はれ方に不健全なるものありたる場合には、これが

助長並に矯正は其初期に於て行はねばならない。何となれば本能的活動は、何れも其現はれた初期に於ては、相應に若しくは充分に、これを助長し抑壓し矯正することを得れども、その漸く發達したる時に及んでは、殆んどこれを如何ともなす能はざるが如き程度にまで、固定するものである。これは精神上的の活動のみでなく、身體上の活動に於ても、亦同様である。

かくて幼兒期乃至少年期の頃より發達する争闘本能・蒐集本能・同情・殘忍的傾向等が、健全なる社會適應性に違反するが如き程度に於て發達し、其儘青年期乃至成年期に至りたりとせば、これが矯正は頗る困難である。例へば、幼年の頃より人と争ひ易く、盜癖を有し、同情心なく、殘忍である等の習慣を有し、其儘成人となれるものは、決して容易に感化されるものではない。従つて人の惡癖・惡行を觀察する時に、若しこれが長年月間永續したるものなるか、或は比較的近來より現はれたるものなるかの點に注意することが肝要である。此意味に於て、若し或犯罪者が、幼兒期乃至少年期より犯罪的傾向を有したりとせば、假令其他の方面に善良なる性質を持つて居つても、これが改善は極めて困難である、これに反し或犯罪者の行爲は頗る惡性のものであるが、その種の傾向が極めて最近より現はれたりとせば、寧ろこれが矯正は容易なる場合が多いのである。

而して健全なる社會生活に不適當なるものは、多くは本能生活の養成に不完全なる點の存在したも

のである。換言すれば本能の出現する時期に於て、適當なる教化訓練を経なかつた爲めに、其當時には極めて容易に健全なる養成をなし得たる本能も、其儘に經過したる結果、假令自他に於てこれが改善を謀らんと努めても、容易にこれをなし得られないのである。かくて幼児期乃至少年期に於て、不健全なる境遇にあつたものは、健全なる社會適應性を持つて居ないのみでなく、これが矯正も極めて困難なる運命を有して居る。習慣性に不良行爲をなして居るものは、固より種々なる原因があつて概括的に論ずることは出来ないけれども、此幼児期乃至少年期の頃に於て、よく健全なる社會適應性を得なかつたものに多いのである。

且又、同一人が幾多の悪性を有する場合に、其何れもが同様なる程度に於て矯正し難しといふにあらず、其古くより有するものは、最近に得たものよりも、矯正に困難なのは當然である。例へば窃盜の癖と異性に對する惡癖とを有する青年ありとせば、盜癖は一般に少年期の頃より現はれ、性慾に關するものは一般に青年期に於て現はれるものであるから、性慾を制御するは比較的出來易きも、盜癖を改めんことは困難であるのが普通である。犯罪者の取扱に於て往々盜癖の矯正不可能なることが論せられる、これは頗る理由の存することであつて、かの蒐集の本能は幼児期の頃より既に現はれ出づるものであるから、若し此時期にこれを適當に指導することなきに於ては、極めて固定的な癖とな

り易く、最も根柢の深いものとなり終るのである。又犯罪者に於て時々見られる殘忍・冷酷なる性質の如きも、多くは其幼時に於ける境遇より得られ、これ等を抑ふべき同情・憐憫等の活動が、充分に發達せず終つたものである。かくの如きは、これ等の悪性を有するものの、幼児期乃至少年期を觀察して、明かに知られることである(拙著、「兒童の惡癖」参照)。

(3)、本能の善良な方面と不良な方面 本能的な生活は、動もすれば人の健全なる社會生活に適合せぬ所謂動物的慾望を中心とした生活のやうに、思惟されることがある。けれどもこれは只其一面を觀たるのみで、未だ其反面に注意せざるものである。本能はいふまでもなく其生物の生存に必要なものであるが、吾人人類の如く發達せるものにあつては、本能的活動が極めて種々なる方面に分化して居る爲めに、本能相互間の關係に於て一が他を抑壓して、充分に活動せしめざることがある。かかる場合に一が社會生活上最も肝要な作用で、他が社會生活上に障礙を加へるやうな作用であると觀て、若しも前者が後者を制するが如き状態にあれば、社會適應性を充分に得ることが出來るが、これに反して若し前者が後者に壓せられるが如き状態にあれば、社會適應性は失はれることになるのである。これ即ち吾人の本能の中には、自己のみに好都合なるものと、寧ろ他人の爲めに好都合なるものとがあつて、兩者がよく相調和して活動するものでなければ社會適應性を得つつ生活することが出來ないからで

ある。

次に、同一の本能であつても、其活動の仕方によつて、それが社會適應性の一條件となることもあるが、又社會適應性に障礙を與ふる一條件となることもある。例へば同じ恐怖の表情でも、眞實自己に危害の加へらるべきものに接して、恐怖の結果これを避けるのは適當な活動であるが、他人と相共に事をなすべき場合に、人中へ出づることに一種の恐れを懐くに於ては、健全な社會適應性に反するものといはねばならない。又饑餓に對して攝食せんとするは、吾人の生存には最も肝要な本能であるが、若しこれが昂進して現はれ、必要以上の分量を攝食せんとするに於ては、却つて自己の健康を害するものといつてよい。

かくの如くに吾人の本能生活は、數個の本能が相共に活動する場合にも、又個々獨立して活動する場合にも、其現はれ方に因つて或は其人の社會適應性を得せしめるものとなり、或は社會適應性を失はしめるものとなるのである。のみならず本能は、其活動する場合に因つて、社會生活上の價値に著しい相違を生じて来る。例へば恐怖の如きは、人をして畏縮せしめ、發動的・進取的・向上的な活動を遲鈍ならしめる虞のあると共に、不良な行爲・道徳上の制裁等に恐れることは、即ち健全なる社會生活に缺くべからざるものである。又同情・愛情等は社會生活上、最も主要な作用であるが、これが如何なる

場合に活動しても可なりとはいはれない、複雑なる社會の事情は、同情し愛情すべき場合と然らざる場合とを生じて居るのである。或は又蒐集の本能は、子孫の爲めに財貨を貯蓄し、學術研究の爲めに必要な材料を集める場合には最も必要なことである、けれども他人の權利をも侵害してこれを行ふに於ては、遂に窃盜・横領等の犯罪行爲となり終るのである。

四、社會適應性と環境 幼兒期より青年期に至る頃に、一度得られた性癖は、假令それが社會の適應性に反するが如きものであつても、容易にこれを除き去り若しくは矯正することが困難である。のみならず此時期には、病理的等の特殊なるものを除いては、容易に何れの方角へも發達し得るものである。此意味に於て環境と本能との關係は、最も注意すべきものである。

(1)、環境の感化 犯罪の原因を研究する學者が内的又は個人的要素よりも、寧ろ外的又は社會的要素を重要視するのは、吾人の日常の行動が社會的環境に因つて、偶然的に規定されるのはいふまでもなく、幼時より生活せる環境は、吾人の本能の現はれ方を漸次に規定して、比較的固定的な性質とならしめるものであるからである。

例へば、一面に於て、天災・地變・經濟界の變動・戰爭・革命・暴動等の社會的事情の爲めに、偶發的に人の社會適應性を失はしめることはいふまでもないが、他面に於て、溫度・濕度・都會生活・田園生活・

宗教・家庭・職業・交友等の環境の條件は、殆んど必然的に人の社會適應性に一定の特色を帶ばしめるものである。

近來比較心理學的研究から、團體生活に伴ふ本能の變化が、色々な動物に就いて興味ある結果が得られて居る。例へば、コンラデー (Conradi) は、雀の雛をカナリヤの群の中へ入れて育てる時には、カナリヤに類した美しい聲を習得するけれどもその雛を雀の群の中へ入れると、程なく習得した美聲を失ふ。但し普通の雀よりも、尙幾らか美しい聲を持つて居る。のみならず再び元のカナリヤの群に入れると、今度は失つた美聲が直に回復されるといふ結果を得た。これに似た研究は尙多くの學者が試みて、同様な成績が擧げられて居る。これ等は下等な動物に就いての實驗であつて、これを以て直接に吾人の場合の論證とせんことは問題であるが、然も吾人が自己の社會生活に關する觀察をなす時、寧ろ吾人の行動に於ても亦これを肯定すべき多くの事實に遭遇するのである。

ロンブローゾは、溪谷・河流の相交るところ、或は人々の多く相接する地勢の地方に生活するものは、改新や革命に傾くものであつて、かのポーランドに於ける叛亂は、實にスラブとチュートンとビザンチンとの民族の相交通する點に起り、又フランスに於ける革命的思想も、亦實にセーヌやローンやロアの流域に於て起つたものであると述べて居る。

尙、職業に就きて見るも、屠殺者・鑛山工夫等に自ら殺伐の性質を生じ、園藝・教導職等に從ふものの、自ら穩和の性質を得ることは、普通に認められて居るところである。

其他、都會生活をなせるものが、機敏・狡猾に傾き易く、田園生活をなせるものが、遲鈍・素樸に至り易い。又圓滿なる家庭に生活せるものが、圭角なき穩順な性質となり、不健全なる家庭殊に寂寞・冷酷・不快・無娛樂・不規則等の性質を有する家庭に生活せるものが偏狹・冷酷・猜忌・懶惰等の特徴を得易きことは明かなことで、殊に人の社會適應性を得せしめる上に最も肝要なものは家庭の父母である。

一、父母關係 いふまでもなく父母は、生れてより成人に至るまで、常に接觸して居るものであつて、殊に其養育關係は最も注意すべきものである。ヒーラー (Heiler) が、累犯者一千人に就いて兄弟關係を調査したところに據るに、兄弟のなかつたものが、この中百十九、二人以上の兄弟であつて、然も其全部が犯罪者であつた場合が四十八、同じく二人以上の兄弟であつて、其中一人のみ犯罪者であつた場合が五百二十五であつた。即ち一人のみで兄弟のなかつたものが、一割以上あることは頗る注意すべきことである。尙ヒーラーが、累犯の青年一千に就いて、父母關係を調査したところに據ると、其中四百九十八は、兩親を完全に有しないもので、更にこれを細別すれば、一方の親主に父の行先不明のものが八十六、兩親の離別して居るものが百十四、兩親の死亡せるものが五十七、父の死亡せ

るものが八十七、母の死亡せるものが百五十四であつた。即ち犯罪青年の中には、母を有せぬものが頗る多くて、一割五分の多数を示し、次には両親の離別せるものが、又一割以上を占めて居ることは、最も注意すべきことで、母の存在が兒童の社會適應性を得る上に、如何に必要であるかを示し、又夫妻の離別を要するやうな不健全な家庭から、如何に多くの犯罪を出すかを示して居る。且又全體として觀て、両親を完全に有しないことが、如何に犯罪者の大多数を出す原因たるかも、大凡推察され得ることである。

尙巢鴨監獄に收容された二十歳未満の男性犯罪者一千五十一人に就ての調査を見るに、其中四百二十一のみが父母を有するもので、残餘の六百三十は、何れも父母を完全に有しないものである。但しこれはヒールリーの調査と異り、初犯者をも含めてある。今これを細別すれば、父のみを有するものが二百十六、母のみを有するものが二百二十三、両親を有せざるものが百九十一である。但し父若しくは母を有しないといふものの中には、特別な事情の下に、生別して居るものをも包含して居る。而して五歳未満で父に別れたものが百八、母に別れたものが百二十五、五歳以上七歳未満で父に別れたものが四十一、母に別れたものが四十四、七歳以上十歳未満で父に別れたものが五十七、母に別れたものが五十六、十歳以上十二歳未満で父に別れたものが三十六、母に別れたものが四十四、十二歳以上

十五歳未満で父に別れたものが六十七、母に別れたものが七十である。即ち社會適應性を得る上に、最も大切な十五歳未満に於て親を失つたものを合計すれば、父に別れたものが三百九、母に別れたものが三百三十九である。殊に五歳未満で父に別れ又母に別れたものが、各一割以上あることと、父に生別したものが二十九、母に生別したものが五十三あることと、生別の大多数がこの時期であることとは、頗る注意すべき問題である。これ亦ヒールリーの調査と同じやうに、母に別れたものが父に別れたものよりも多数を占めて居る。

更に、富士瓦斯紡績會社に於ける女工二千九十六人の作業成績と其生育關係とに關する調査の結果を見るに

兩親關係	成績				計	不良工百分率
	優	良	並	不		
實父母有	四九五	七七二	四八	一、三二四	三・六五	
兩親無	三九	七六	二一	一三六	一五・四四	
實父のみ有	六一	八一	九	一五一	五・九六	

實母のみ有	實父繼母	繼父實母	養父母有	繼父のみ有	繼母のみ有	計
一〇七	二六	二〇	七	一	二	七五八
一一一	三一	三二	九	三	三	一一、二二七
一三	七	九	一	二	一	一一一
三四一	六四	六一	一七	六	六	二、〇九六
三・八一	一〇〇九	一四・七五	五・八九	三三・三三	一六・六七	

即ち作業成績の不良なるものの最も少いのは、両親を有するものであつて、これに次いで實母のみを有するものである。繼父のみ又は繼母のみを有するものの数は極めて少数であるから、これを除外例として観る時には、両親のなきものに於て成績不良者を最も多く見るのである。この事實は、恰も上の犯罪者に關する調査の結果を反面的に立證するものといふことが出来る。即ち両親若しくは實母を有しないものは、家庭に於ける心身の訓練の不完全なる結果、工場に於ける作業成績の不良なもの

が、其他の生育關係のものに比較して、比較的多数あるのであつて、これを實際の活社會に及ぼして考ふれば、要するに生存上の劣敗者たるべきものを、頗る多く有して居るのである。

これ等の事實は、如何に父母關係が、人の社會適應性を得る上に、重要な關係にあるかを示して餘りあるものである。

二、惡友關係 次に惡友の影響は、犯罪現象を社會的關係に於て考察する人々の、最も重要視するところである。けれども惡友には種々なものがあつて、決してこれを一樣に論ずることは出来ない。ヒールは、惡友の種類を次のやうに分けて居る、即ち一は、家庭に於て見られるもので、これには家庭の父母を初め兄弟姉妹等を包含し、其影響の最も大なるものである、二は、學友で、三は、街路に於て得られるもので、これには遊蕩者・偶發性窃盜・其他不良團體がある、四は、工場・會社等に於て得られるもので、道徳上最も不良なるものがかかるところに見られることは少なくない、五は、犯罪をなして居るもので、これは主に年長者である、六は、異性で、これは性慾を中心とした不良の影響を受けることが多い、七は、種々な興行場に於て得られるもの、八は、精神薄弱者で、これは上述のものとは稍異つて居るが、かかるものから恐るべき不良行爲が習得される場合は決して稀有でない。

三、其他の條件 環境の一條件であつて、近時最も注意されるのは、前章第三節三に於て述べた、

新聞紙、活動寫眞、劣惡小説である。これ等に關しては、ヘルウィック(Hollwig)やフエントン(Fenton)などが、興味ある研究をなし、年少者の犯罪に於て殊に等閑視すべからざる關係あることを見たのである。のみならず我邦に於ける實際家も、亦これ等の社會的事實が、如何に年少者を誤らしめるかを實驗上から述べて居る。殊にかかる社會的事實は、心身に異常あるものに向つて、著しく不良な影響を與ふべき性質を有して居る。

かくて吾人が無意識的・無意的又は本能的の行動として觀て居るものも、其素質には既に環境的條件に影響され規定された根柢を有して居るものと考へねばならない。従つて吾人の有する社會適應性の養成は、常に有意的若しくは無意的に行はれて居るものであるが、假令吾人が環境の影響に關して、何等の注意を惹かなかつた場合にも、自然環境から影響を受けて居るものであつて、殊に一定の環境に永續して生活する場合に最も著しいのである。これ一部の學者が人の性質・行動等に就いて説明するに際し、後天説を主張して先天説を比較的輕んぜんとする所以である。

而して又吾人の本能には、同じ對象に向つて全く相反したものがあつて、例へば、愛情と嫉妬・同情と猜忌・冒險心と臆病・羞恥心と高慢心・社交性と争闘性等は、其主なるものであつて、これ等の相反的性質のものは、吾人の日常生活に際して相互に抑制し、過度に涉つて生存上の危険に至らないやうにな

つて居る。但しこれ等の相互的抑制は、何れも其社會並に其場合に適應した程度に於てなされねばならない、然もこれが環境の影響を受けることはいふまでもない。この意味に於て、吾人は後に少しく詳述しなければならない。

(2)、環境より受ける危機 次に又吾人の環境は、それが吾人の日常行爲に對し危機を與へる程度に於て、著しく相違して居る、この點は社會適應性を考へる上に、頗る注意すべきことである。

一、職業 即ち同じやうな職業に従事するものであつても、自ら取扱ふ事實の性質に因つては、大に相違した關係を生じて來る、例へば同じく商家に雇はれ居るものでも、物品をのみ取扱ふものと、帳簿をのみ取扱ふものと、金錢をのみ取扱ふものとは、假令先天的並に後天的性質に於て、殆んど異なるものとするも、或は同一の人でありとするも、偶發的機會から誘惑に陥る難易には、著しい相違がある。

かくてこの問題は、前の(1)に述べたものに比して、一時的の社會適應性の問題である。ロンブローゾが、料理人・旅館の番頭・酒屋の雇人等の酩酊し易きもの、僕婢・馬丁・馭者等の比較的上流の者に接し易きもの等は、何れも犯罪をなすこと多く、これに反して、同輩と接觸する機會に乏しい農夫や舟子等には割合に犯罪をなすものが少ないといへることも、等閑視すべからざる事實である。(拙著「ロン

ブローゾ犯罪人論「職業の項参照」。何れの國に於ても、職業に因つて犯罪者を出すことの比例が相違して居るのは、一には前述の(1)の關係もあるが、この職業に因る危機の程度に關係して居ることが、寧ろ多いといふべきである。其他職業以外の環境的狀態が、健全なる社會適應性を完からしめる上に、難易あることは、少しく異つた事情の下にあるものを比較して觀察せば、容易に知られる事である。

二、奉公 ここに奉公といふのは、幼少の時より父母の無き爲めに、家庭の貧窮を救ふ爲めに、繼親・里親・不良なる親等が疎外せん爲めに、他家に雇はれの身となる意である。かかる奉公が、必ず不良な結果を與へるとは固よりいはれない、けれども今日の一般の狀態より觀て、少くも望ましいことではないのは明かである。殊に其兒童が精神上に又は身體上に何等かの缺陷を有するか、幼少にして尙家庭團欒の中に生育すべき時期のものなる時には、奉公といふ境遇に因つて得られる危機は極めて多い。いふまでもなく奉公なる境遇は、單に監督指導の不完全なるのみならず、温情に満ちた家庭生活と異り、寂寞孤獨の感・不安の感・悲哀の感を味ふこと多く、従つてこれを慰めんとする欲求に至り易く、雇主の態度の冷淡・酷薄なるに於ては、猜忌・反抗・失望・自暴自棄等の念を起すことが稀でない。かくて少くも健全なる社會適應性を離れる危機に富んで居る、而してかかる關係は雇はれるものの年少なる丈け、又それが心身に缺陷を有する丈け、顯著なるはいふまでもない。犯罪者や不良兒童の中に、奉

公に出て居つた經驗あるものの極めて多く、殆んど其半數以上の多數を占めて居ることは、上述の如き事實の一面を語るものというて差支ない。

三、監禁生活 次にこの場合の特殊なものとして、監禁生活を擧げねばならない。固よりこれは一般の人々に對するものではなく、犯罪行爲・不良行爲の行爲者並に其嫌疑者に對する問題であつて、留置場・監房・法廷等に於ける影響である。

ロンブローゾは、犯罪の主要な條件の一として監獄を數へ、獄中生活は惡人の知識を發達せしめ、累犯を多からしめるものであるというて居る。タルド(Tarbo)が、犯罪者は一には自己の犯罪に因るのであるが。又一には刑事裁判官にも因るといふたのは、頗る興味あることである。又、カウフマン(Kaufmann)やエリスもタルドのやうに何れも犯罪の原因の中に、刑罰に因る拘禁を極めて重要視して居る。デヴァン(Devon)は、自己の廣き經驗から、拘禁が犯罪者を作ることとは疑ふべき餘地のないことで、拘禁された者を良くしないのみでなく、積極的に悪くするものであるというて居る。又トーマス・ホルムス(Thomas Holmes)は、何故に長期拘禁の間に其面貌が變化するのか、何故に其音聲が難澁となり不自然となるのか、何故に其眼が瞞着・狡猾・粗野になるのか、これ等は苦役の爲めではなくて、精神を破壊する長期間の單調なる制度の爲めであると述べて居る。ゴータイユ(Gauthier)も、拘禁

が精神上の變化のみでなく、變つた特殊な型を得せしめるものだといひ、カウフマンも、フロント(Flynt)の觀察に賛して、監獄容貌といふことを述べて居る。

吾人の當面の問題として、容貌の變化等を論ずる要はないが、比較的に變化し難い容貌に於てすら尙長期の拘禁生活に因つて變化するものとされて居る、況して環境の状態に因つて機微に影響を受け易い精神が、長期の拘禁生活に支配されることはいふまでもないことである。而して拘禁生活といふ特殊な生活状態に適應し得たといふことは、拘禁されたもの自らも又これを取扱ふ者からも好都合なこと、且善良な者として見られるのであるが、然も實社會の生活状態はこれと頗る異つて居る適應性を要求して居るのである。これ今日の犯罪者處遇上に於ける已むを得ざる一つの矛盾である。(拙著「囚人の心理」第三編第四章第五章参照)

但しこの種の點は、比較的長期刑のものに於て見られることであつて、必ずしも一般の問題となすべきではないが、假令短期にせよ同類の犯罪者・不良者と共に居ることは、道徳的感情を遲鈍ならしめ、悪友を得せしめ、犯罪に關する技術を知らしめ、新に知り得た犯罪の方法に對する好奇心を起さしめる等、犯罪行爲・不良行爲に至る直接の媒介を與へるものである。これが前述の留置場・監房・法廷等に於ける不良な影響の、最も注意すべきもので、不良者をして益、不良ならしめ、累犯的傾向を

得せしめるものである。而してこれ等の制度は、相提携して完備するでなければ、十分な効果を擧げることには出來ない。例へば監房のみを獨居にして置いても、それに至るまでに既に留置場・法廷等に於て、不注意な雜居状態にあらしめたならば、決して期待する丈の成績は得られぬものと觀ねばならない。かくてこの種の問題は、特殊のものではあるが、一度犯罪行爲・不良行爲をなし、又は其嫌疑者として捕へられたものの社會適應性を、その環境に關係せしめて考へる上には頗る重要な問題である。

(3)、文明的生活と本能と社會適應性 文明の進歩すると共に、社會の事情は益々複雑となり、社會適應性も亦これに伴つて發達しなければならぬ。これを反面より觀察するに、單純なる社會に於ては、個人を取締る法則の極めて少いのに、發達せる社會に於ては著しく繁雜な法則を規定して居る、これいふまでもなく社會の事情の複雑なる結果、社會生活の秩序を破るものが自然多く生ずるからである。換言せば、所謂文明的生活は、吾人の生れながらの本能の現はれ方に特殊な改善を加へて、其社會に適應するやうに要求して居る。この要求は、即ち個人の生れてよりの廣義の教育に依つて訓練された結果、初めて達せられるのである。従つて或一つの社會に於ては、其社會に對する特殊な適應性があつて、これは他の社會に對して必ずしも適應性たることは出來ない。これ甲の社會に生育せるも

のが、乙の社會に入るに於ては、多少に拘らず相當の教化を経なければならぬ所以である。郷に入つては郷に従へといはれるのは、この點である。

而して文明の進歩は、一面に於て同一國家の中に極めて相違した條件の下に成立せる多くの特種な社會を生じて來る、例へば貴族社會・貧民社會・資本家の社會・労働者の社會等は、其最も主なるものである。されども多くの場合に國家の法律は、これ等の相異つた特色ある種々な社會に向つて、殆んど同一の規定を與へて居る。是に於て文明社會の適應性は、其内容頗る多様なるに拘らず、國家の法律の下に至つては相類似した適應性を有しなければならぬ。これ即ち文明社會に生活せるものが、特別なる社會的若しくは國家的設備を有せざる限りは、益、社會適應性に不健全なる點を生じ易き所以であつて、犯罪者の減退の容易ならざるも、亦此點に其根本的問題を持つて居る。

最後に社會適應性の得られる難易は、個人の生後に於ける境遇に因るは勿論であるが、尙其稟性に因ることも忽にされない。即ち生來心身の不健全なるものは、假令生後の境遇が恰も其社會に對する適應性を得るに好都合であつても、よく健全なる社會適應性を發達せしめることは出来ない。而して吾人の社會に於ける不健全なる社會適應性の所有者には、先天的に心身に缺陷を有するものが少なくない。

殊にかの犯罪者に見られるやうに、一時的若しくは永續的に社會適應性を缺いて居るのはいふまでもなく、彼等の本能生活が、其社會の生活に適應し順化しない爲めであつて、これを吾人の精神活動の他面から視察する時は、要するに吾人の精神の全體の活動を變態ならしめる悪性の遺傳と、知能の異常・感情の異常・意志の異常とに歸することが出来る。但しそれが道德生活に關係深き犯罪行爲を中心とするの點は、道德性に異常を來す方面に、特別の注意をしなければならぬ、これ當然のことである。

第三章 悪性の遺傳

遺傳に關する研究は、ダーズイン (Darwin) が西曆一八五九年に「種の起原」(Origin of Species)なる著述を公にしてより、學者に依つて種々なる研究結果の報告が頻々發表されて居る、従つて遺傳に對する世人の知識は、著しく進歩して來た。けれども遺傳の微細なる經路、殊に吾人人類に於ける各種の性質が、如何なる程度に迄遺傳するものなるか等の問題には、未だ充分解決し難き點が少くはない。但し刑事學上に遺傳學の及ぼした影響は、極めて著しいものであつて、これが爲めに犯罪の研究に刺戟と進歩とを與へたことは極めて大である。

而して刑事學上遺傳學から與へられた問題は多岐に涉つて居るが、其主なるものは悪性の遺傳に關するものである。其研究は、これを大別して二種となし、一は隔世遺傳的研究であつて、二は近接遺傳的研究である。

第一節 隔世遺傳

一、隔世遺傳の主張 隔世遺傳とは、一に「先祖歸り」といはれるものであつて、遠き祖先の心身の

性質が、現代の者に於て出現する場合をいふのである。

隔世遺傳に關する思想は、相應に古くからあつたのであるが、殊に伊太利のロンブローゾが、西曆一八七六年に出版した「人類學・法律學及び精神病學より見たる犯罪人」(L'uomo delinquente in rapporto all'antropologia, alla giurisprudenza ed alle discipline carcerarie. 初版には二百五十四頁の小冊子であつたが、一八九六年より一八九七年に涉つて出された第五版は、六百餘頁の大冊三巻と、百二箇の圖表を有する附録一卷となつた。尙此書は一般に「犯罪人論」と呼ばれて居る)に於て、自己の研究結果を發表して以來、世人は漸く此學說に耳を傾くるに至つたのである。ロンブローゾが、初め其専門とする法醫學・精神病學の研究の傍、或一人の強盜犯人の頭蓋骨を測定して居つたところ、偶然にも普通の人には殆んど見られないで類人猿其他下等の動物に於て見られる中央後頭窩を發見し、從來進化的思想を有して居つた彼は、電光に打たれたやうに、隔世遺傳なる思想に思ひ至り、それ以來此方面に特別の興味を以て益研究の歩を進めたところ、次第に此思想に論據を與へるやうな多くの材料に遭遇し、上述の著書に於てこれを公表した。かくて同書の第五版を出す迄に、其研究した頭蓋骨が六百八十九個の多數に上つた。ここに於て彼はかかる一種特別な頭蓋骨を有し、其上身體並に精神に、下等動物に見られて今日の吾人には見られないやうな特質を有し、然も犯罪行爲をなすものを總稱し

て生來的犯罪人(Delinquent nato)と呼んで、大に一般の刑事學者をして注意を惹かした犯罪定型論(Tipo criminale)をも主張して、或種の犯罪をなすものには、それに特有な精神並に身體上に特質を有して居るものと説明するに至つた。尤も彼は第五版を出す頃には、明かにかかる心身の特質のみで犯罪の原因を説明しないで、大に社會的・風土的・氣象的其他の方面に重きを置いて、説明するに至つたのである。然し彼が犯罪者の隔世遺傳的思想は、牢固として居つて、其主に力説した頭蓋骨の異常・大なる顎骨・高き顎骨・殺げた前頭部・外縁の内方へ卷込まざる耳輪等の身體上の特質、並に残忍・掠奪・氣象に對する鋭感等は、原人・野蠻人・類人猿・其他の下等動物に於て見られるものに相類似して居つたのである。かかる材料を多く蒐集して、生來的に不良行爲をなすが如き者の説明に、悪性の隔世遺傳を以てしたのである。

ロンブローゾと殆んど同時に、佛蘭西に於てはポルディエ・(Portier)が、犯罪者の頭蓋骨とプロカ(Broc)の研究した洞窟にあつた古代人の頭蓋骨とを比較して、犯罪者の隔世遺傳説を考へた。

更に此頃に、ヴィンの精神病學者ベネディクト(Benedikt)は、斬首された犯罪者の腦髓に就いて研究したのに、普通人のそれとは餘程形態を異にし、却つて類人猿の腦髓に類似せる多くの點を發見して、かかる犯罪者の精神状態は、其發達程度が普通人以下に位して、野蠻人若しくは原人の再現したもの

と考へた。これ等は、何れも悪性の隔世遺傳的説明である。

かくて隔世遺傳説に據れば、犯罪者は進歩的に對する逆行的若しくは退歩的のものであつて、これを有機體の醇化論上より觀れば、人類を或所に留め置かれたるもの、即ち進化の中斷せる状態にあるものである。又これを有機體の啓發論上より觀れば、兒童の状態に留められたるものである。即ちこれはミューラー(F. Müller)やヘッケル(Häckel)の所謂個體發生の中に系統發生の經路が繰り返されるといふ思想に據つたものである。其兒童と比較することは、ロンブローゾ等の好んで行ふところであるが、かの生來的犯罪人といはれるものが、性強情で・道德を完全に理解せず・衝動的で・先見の力なく・動搖の著しい等の性質を有する點を、兒童と相類似した點であるとして注意して居る。

而して一般の隔世遺傳の法則は、身體的方面も精神的方面も、相共に關係するものとして居るが、コラジヤニ(Colajanni, *La sociologia orininale*, 1889)は隔世遺傳説より身體的方面を抜き去つて、單純に道德的要素のみに歸せしめんとして居る。即ち彼は、道德的性質のみが退歩的遺傳を形成するものであつて、犯罪者は唯道德的に一種の新しき野蠻人となることを得て、身體上には然る能はざるものである、されば若し身體上に新しき野蠻人的のものありとせば、それは寧ろ病理學的のものといはるべきであると述べて居る。

二、隔世遺傳に對する反駁　かくの如く一方には、大に多方面より蒐集されたる材料を論據として隔世遺傳の力説せられると共に、他方にはこれに反對する説を見るに至つた。

佛蘭西のタルドは犯罪人と原人との相類似するといふ單純な説明には、大なる矛盾があると述べ、かの考古學者が言語・宗教・法律及び藝術に就いて古代のケルト人・希臘人・ヘブライ人・支那人等に於て研究せるところに據れば、彼等は博愛心あり、所有物・家族等の關係及び宗教的・道德的生活にも秩序があつたのである。即ちこれ等の學者は、吾人の祖先は敬神・正義・深切・産業的活動・勇敢及び忠實を有して居つたことに同意して居ると述べて居る。

レクラス(Raclus)やクロボトキン(Kropotkin)等は、各地を旅行した經驗から、スペンサー(Spencer)のいうたやうな所謂善良なる野蠻人の多くあることを述べて居る。

かくて結局、ラボック(Lubbock)や、エスピナス(Espinas)や、フォーレル(Forel)や、ウヅー(Honzeau)や、ブレーム(Brehm)等が、動物界の生活に就いて研究した結果から、吾人は類人猿に於ても、更に下等な蟻や蜜蜂の類に於ても、深切なる協力・相互補助・勇敢なる拒絶等の所謂美德が、外部からの觀察に依つて知られるのである。

ラカッサーム(Lacaze)は、一八八五年に羅馬に開かれた萬國刑事人類學會の席上で、ロンブロー

ゾ一派の唱道する隔世道傳説は、要するに誇張した説であつて、又誤れる推測とも見られる、所謂隔世道傳は、色々な事實の相集まつた遺傳に過ぎないで、容易に再生し得べき且最も永く最も古くから存在する性質に外ならない、かくて論者のいふが如き隔世道傳説は、何等の系統をも立てることの出来ない一種の天才的臆説たるに過ぎない、のみならず世人は往々これを誤用する故に、危険なしとはいはれないと述べた。

マヌヴリエ(Manouvrier)は、特に殺人犯者の場合を挙げて述べて居る。殺人犯者が隔世道傳説に依つて野蕃人であるといふ説明は甚だ笑ふべきもので、恰も如何なる犯罪者も、精神病者たる能はずといふの愚なるが如きものである。尙又、數多き國民の各個人が、皆同一の歩調を以て進歩發達するものでなく、其一部分は比較的進歩せず居るものであつて、其比較的後れて居るものの中から、主に殺人犯者の如き犯罪者を生ずるものである。何となれば劣等なる腦や頭蓋骨の形は、一般に劣等なる本能を有するからであるといつて、かくの如きものが特別に遺傳に因つて得られたものとは觀られないのである。

マンテガッツ(Mantegazza)は、ロンブローゾは總べて自己の説を誇大的にいつて居る、殊にロンブローゾは病理學と隔世道傳説とを混同して居る、元來此兩者は、時に相合致することあるも、多くは

相平行するものである、即ち相似たりと雖も本來は相異なる事實である、然もこの二事實を相混同して論せんことは、殊に社會學上及び刑法學上に於て、最も注意すべきことであると述べて居る。即ち彼は隔世道傳なる事實を、全然承認しないのではないが、所謂此説の論者が此説に據つて説明せんとするものの中には、單純なる病理學的のものが少なくないといふことに注意したのである。

キルン(Kiln)は、犯罪者に一定の表徴があるといふ事實は、如何なる事情の下にも、これを隔世道傳的論據に置くことは出来ないものである、ロンブローゾが自己の學説を確立せんが爲めに引用した實例の如きものも、確固たる論據となるものではない、若し犯罪者と野蕃人との間に類似點の多く存することが、甚だ重要な價值のあるものごせば、吾人は宜しく其間に存する幾多の差違點にも、亦充分着眼して論すべきであるといつて居る。

ドリル(Drill)は、若し野蠻人が一つの例外もなく、何れも皆犯罪者たるならば、吾人は犯罪者の隔世道傳説を大に信じなければならぬ、然るに吾人の經驗に據れば、かかる事實はない、これを以て觀れば、かのロンブローゾのいふ習慣的犯罪者の心身の變態と下等人種の性質とは、單に外觀的の比喻に過ぎないで、其實際に於ては大に異なるものといはねばならない。これを要するに、下等人種は動物學上の或發達階級に留まれるものなるに反し、犯罪者の普通人と異るところは、全く社會的若しくは

衛生學的性質より、有害なる影響を受けたものといふべきであるというて居る。

ルッス(Russ)は、劣等なる文明にある人民と犯罪者とを比較することは、其當を失せるものである、何となれば野蕃人に於ても不道德なことのみではなく、又文明人に於ても決して道徳的生活をのみなせるものではないからであるというて居る。

尙又、ペールも、吾人が精神的方面に於て犯罪者の隔世遺傳説を信せんせば、未だ犯罪せざる人及び善良なる社會の高級の人々に於てはかの有史以前の祖先若しくは現今の未開人等の有するが如き衝動・傾向及び性質を全然有しないものとしてなければならぬ、而してかかることは眞實いはるべきことなりや否や、疑はざる能はずというて居る。

かくの如くに、ロンブローゾ一派の犯罪人に關する所謂隔世遺傳説は、次第に其勢を減じて來て居る。けれども勢力が減じたとしても、此學説が無意義に終る傾向があるといふのではない。即ち一面に於ては、此學派の採れる如き研究方法を採用する學者が、次第に輩出するに至つたというてもよい。獨逸の刑法學の泰斗リスト(Von Liszt)の如きは其一人であつて、かの學説を直接に用ひないでも、其進化論的に刑事現象を研究せんとするところは、明かにこれ等の學説に影響されたものである。

三、同等隔世遺傳説 而して又他方に於ては、此犯罪の隔世遺傳説を補正して立てんとする學者を

出すに至つたのである。フナハ(Guglielmo Ferrero)は一八九六年に同等隔世遺傳説(Atavismo per equivalente)を發表した。元來野蠻人と現代の文明人とを區別する點は、殘忍なる風習といふことのみでは不充分なるのみならず、却つて原始的の人は單純にして馴れ易く、又文明の第一歩の有毒なる果實は犯罪であるともいはれる位である。されば野蠻と文明との區別は、寧ろ容易に起る衝動・情性及び心身の興奮性であつて、此三特徴は心理上甚だ密接の關係に存在して居るものであるから、相互の因果關係は明かに知られない、即ちこれ等を一つ一つ分離して考へることは出來ないのである。彼は此三つの特徴を伴へる多くの事實や記録を得て、犯罪の隔世遺傳に關する新なる概念を立てた。即ち犯罪者の性格に於ける隔世遺傳的特性は、或犯罪をなさんとする特別な傾向ではなく、寧ろ身體上の關係から、仕事に不適當なる心理状態にあると共に、容易に衝動的行爲に越くことである。殺人・竊盜・詐欺等をなすものは、隔世遺傳的のものである。何となればこれ等のものは、吾人の文明に於ける勞働の稍不均一にして且規則正しきことに適應することの出來ないもので、彼等は原始民族の仕事に總括する漁獵以外の他の方法に於ては、其生活をなし得ないものである、されば犯罪を構成する間接にして特殊なる手段より外には、文明社會に生活されない、即ち一方に於て仕事の出來ないといふことが、彼等をして嚴重なる道徳に従ふことを不可能ならしめるのである。かくて彼等は確固たる道徳

的意識は得られず、徒に自らを蹂躪なる激情の奴隷たらしめ、動もすれば、劇烈なる行爲に至ることがある。又或地方に於ては、文明に因つて生せる總べての需要は、只に漁獵のみでは生活することが不可能であるから、未開人のなし得ないやうな文明社會獨特の仕事をなし得ないものは、畢竟犯罪をなすに至るのである。即ちフエロに依れば、特殊な未開時代の犯罪的性質を、孤立的に又分離的に隔世遺傳に依つて得るのではなく、只原始時代の發達しなかつた性質全體が其儘隔世的に遺傳して來るのである。この意味で未開時代の祖先の性質と同等であるから、同等隔世遺傳説といふのである。

かくの如くに隔世遺傳に關しては、種々の主張や論戦が行はれたけれども、進化論が假令突然變化説に依つて幾分其勢力範圍を失つたにせよ、まだ其根據の確固たる今日に於ては、又忽にすることの出來ぬものであつて、一部の論者が極端に主張した爲めに、幾分反動的に反駁された傾も無いではない。只其遺傳に依つて説明せんとするものが、餘りに遠き關係に存在し、兩者の因果關係を疑はしめたといふことも、亦注意すべき點である。けれども隔世遺傳なる思想は、相當な範圍と程度とに於て、これを認めるに決して差支なきのみならず、興味ある事實といはねばならない。

只、吾人の遠き祖先又は他の下等動物に存在する形態上の類似せる單一な事實を捕へ來つて、これを隔世遺傳に因る表徴の一となし、これのみを以て直に、それと類似點を有せる未開なりし吾人の祖

先又は他の下等動物の有するが如き精神上の性質をも有すと論斷するのは、隔世遺傳を主張せんとする人の最も心すべき點である。例へば、兒童に涎を垂らすものがあつたとして、それを牛の涎を垂らすのに比較し、其兒童は牛からこれを遺傳したのであつて、又牛の有するが如き性質をも有すとすることが、極めて一笑事であるが如きはそれである。犯罪的傾向を生物學的・比較形態學的・比較心理學的に考察せんとする論者は、動もすると此弊に陥り、極めて下等なる生物界に於ける現象を以て、直に吾人人類の日常生活に持ち來つて、輕卒なる推論を試みるこゝがあるのである。

第二節 近接遺傳

隔世遺傳は、幾多の世代を越えた遠き祖先に其遺傳的類似點を認めるのであるが、近接遺傳は、近親の關係にある祖先に於て、遺傳的要素を捕へ、かくて犯罪行爲をなすが如き悪性を説明せんとするのである。けれども兩者とも遺傳的關係を認めるのは同一であつて、只其關係が遠きと近きとの相違である、従つてこれを單に程度の區別と考へる人もあるのである。

今日より約五十年前、奧太利の牧師メンデル (Gregor Johann Mendel, 1822-1884) が、豌豆の交種から八年以上研究した結果、ダーヴィンの進化論に於ける種々なる疑點に一つの説明を加へ、遺傳は必

す一定の法則の下に行はれるものであると述べてより、近接遺傳の研究は最近長足の進歩をなした。これをメンデルの法則と稱して、其後の研究家は益此法則の眞實なることを確かめ、人類の遺傳にも着々適用せんとするに至つた。

今、其最も簡単な形式を述べれば、同種族のものの中で、純粹な甲の特性を有するものと、純粹な乙の特性を有するものとを交種する時には、甲でもなく乙でもない相混合した特性のものが出来る。次には其混合した特性のものを交種して見ると、今度は混合した特性のものゝ甲の特性のものゝ乙の特性のものゝの三種が出来、然も其數は甲乙の特性のものを各一の割合とすると、混合した特性のものが二の割合となつて居る。更に此時に出来た甲並に乙の特性のものは、其子孫に何時迄も甲若しくは乙の特性として現はれるが、混合した特性のものの子孫は再び前の如く三種を生じ、且其數が前と同じく、甲と乙との特性のものを各一とせば、混合した特性のものは二の割合となつて居る。但しかる形式は、吾人人類の如き複雑なる性質を有し、純粹の特性の得難く、子供の數の多からざるものに於ては、直接に適用して考へることは稍困難ではあるが、他の動物・植物に於ける試験の結果よりせば、殆んど疑ふことの出来ない法則である。

尙遺傳する或一定の性質は、場合に因り優性に働いて表面に現はれ出で易きことと、劣性に働いて隠れて存することがある。これは交種する相互の特質に因り、又は動物などにあつては性に因つて優性か劣性かの何れにか定まるのである。これ亦興味ある事實として認められるに至つたのみでなく、それによつて従來說明の困難であつた多くの遺傳現象を説明することが出来るやうになつたのである。

次に近接遺傳を分けて一は直系遺傳、二は傍系遺傳とする論者がある。前者は祖父母・父母等の直系から或特性を遺傳するもので、後者は叔伯祖父母・叔伯父母等の傍系に現はれて居る或特性を遺傳するものである。而して其最も注意されるのは、直系遺傳である。

却説、悪性の近接遺傳を考へるには、次の三つの問題に於て觀察を下すのが、普通である。即ち一は、犯罪的傾向が直接に父祖より遺傳するや如何、二は、腦神經病の遺傳に因り、間接に犯罪に至らしめる點は如何、三は、腦神經病以外の病理的其他の關係から、其人の子孫に不健全者を生ぜしめる點は如何これである。

固より此等の點が、如何なる程度迄研究し得られ、如何なる程度迄信すべき價值ありや等の點は、明かに一つの問題である。けれども遺傳的關係を近親者の間に於て觀察するのであるから、前述の隔世遺傳に比較して接近せる關係が見られ、且又理論上遺傳する割合が著しく多いのは自然の勢である。

かくて隔世遺傳論者が、悪性を吾人の縁の遠き原人・類人猿・其他の動物と比較せんとするよりは、割合に價値ある結果が得られる。但し前者の場合は悪性の淵源的説明の爲めであるが、後者の場合は個人に於て悪性の近き由來を求めんが爲めであつて、其目的とするところに、相違のあるのはいふまでもないことである。

一、犯罪者と其子孫の犯罪 犯罪者の子孫には、必然的に犯罪者を出すとはいはれない、又犯罪者の祖先には必ずや犯罪者ありたりともいはれない、されども多くの學者の研究は、この兩者間に幾分の關係あることを證明して居る。

シシヤール(Sichart)は、一千七百四十人の犯罪者に就いて、其兩親に犯罪者ありや否やを調査したのに、其四三・七%は兩親の中に犯罪者があつた。更にこれを細別して、各罪質に就いて見ると、不義の罪をなせるものの五一・三%、偽誓罪のものの二三・%、詐欺罪のものの三四・八%、窃盜罪のものの二〇・九%は、何れも其兩親の中に犯罪者があつた。

マロ(Marro)は、五百九人の犯罪者に就いて調査したのに、シシヤールの結果とは大に相違して、其四%のみが兩親に犯罪者を有し、これを細別すれば、不義の罪をなせるものの三%、詐欺罪のものの六・五%、窃盜罪のものの三・七%、殺人罪のものの七・五%は、何れも兩親に犯罪者があつた。

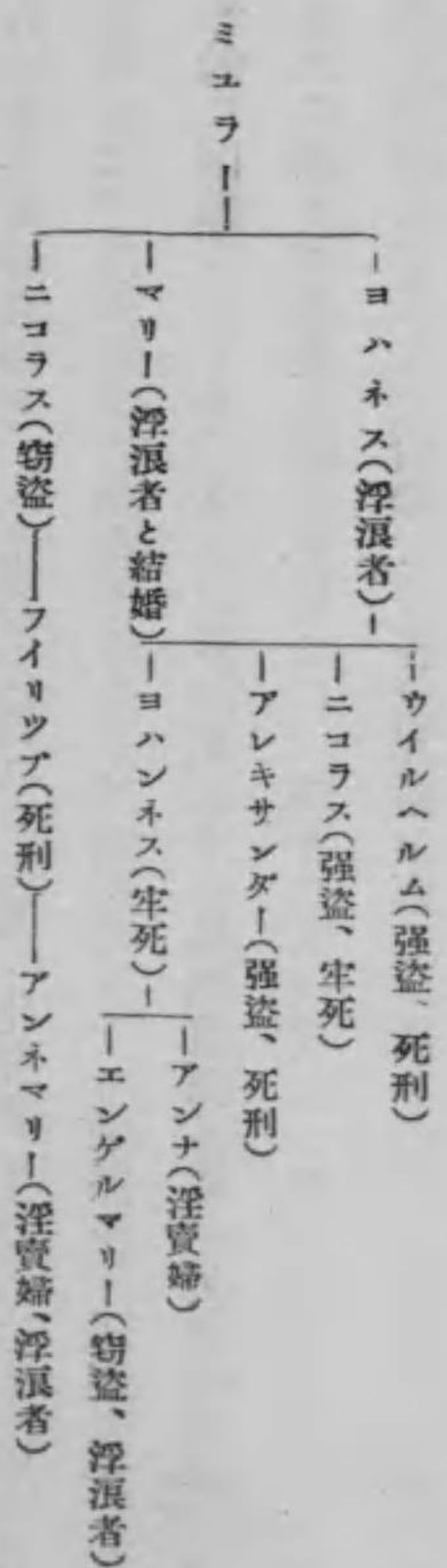
ヨーカー(Joy)は、七千七百人の懲治青年に就いて調査したのに、其二三・%は犯罪者の親を、其二%は浮浪又は乞食に因り罰せられた親を持つて居つた。

其他、ペンタ(Penta)は、五百人の犯罪者中、一七・六%、ヴィルジリオ(Virgilio)は、百人の青年犯罪者中三二・二%、デ・サルロ(De Sarlo)は、百十人の青年犯罪者中三〇%、フェン(Feno)は、八千二百二十七人の青年犯罪者中三〇・五%が、何れも其親に犯罪者を有して居るのを確めた。

我邦では、親族關係の調査不備なるも其他種々なる關係上、兩親に於ける犯罪者の有無を知るのは比較的困難であるが、大正二年乃至三年の巢鴨監獄入監の男子の犯罪者で二十歳未満のもの一千五十一人に就ての調査の結果を見るに、四十二人は父に、四人は母に、三人は祖父に、一人は叔父に、三人は伯父に、二人は伯母に、各犯罪者を有して居つた。これを以て觀れば、上述の諸家の調査の割合より、幾分か存在の高が少いやうに見られる。但し不明なものが八十三人あるから、精密なことは論斷されないのである。

而して所謂犯罪家族なるものがあつて、一家族中に極めて多數の割合に犯罪者を有して居る場合がある。例へば、デスピン(Despina)は、ジャンクレチエンなる一家を擧げて居る、其子が三人あつて、孫が十人あつたが、九人の孫は何れも犯罪者で、其中五人は窃盜で、三人は殺人で、一人は窃盜及び

殺人であつた。但しこれ等の父母や祖父母の性格は明かにされて居ない。又クレラ(Krulla)は、ブラウンといふ無頼漢の一家を挙げ、其子に龔啞と窃盜の二人があり、後者の子に三人の男があつて其長男自らは不明であるが、浮浪行商・殺人・無頼漢・窃盜・浮浪の各一人の子供を有し、又其三男は自ら無頼漢であると共に、浮浪・強盜をなせる一人の子供があつた。尙クレラは無頼漢ミユラーの一家を挙げて居る、即ち左の如くである。

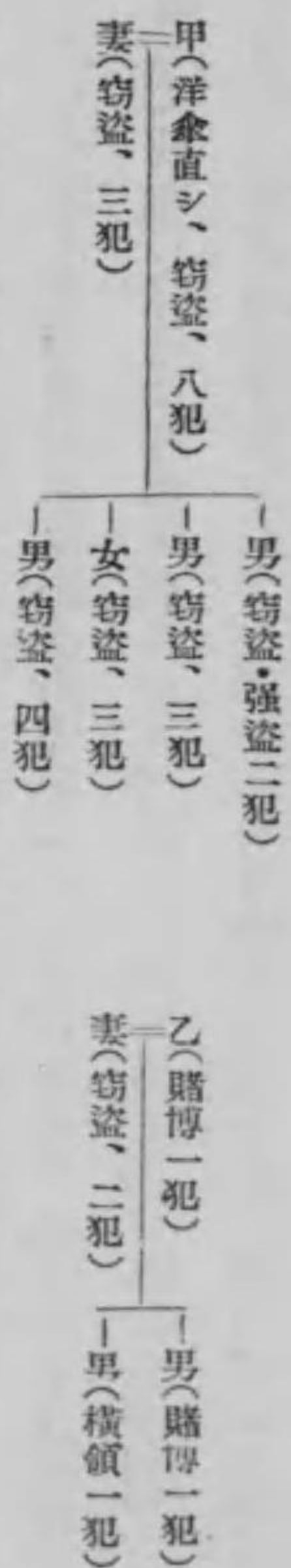


即ち罪質の不明なるものもあるが、かくの如く反社會性のものを有する家族は、極めて稀であるといふてよい。

不良家族の最も著しい例は、ダググデール(Dugdale)の調査した米國紐育州のシューク一家である。この家系は一七二〇年に生れた懶惰放縱なる漁師の五人の娘から分れ、五代の間に結婚に因る配偶者

をも加へて約千二百人に達し、其中天死した三百人を除外して九百人中、三百十人は常習的乞食、四百四十人は自己の招ける悪性の病氣に因つて死し、女の半数以上は醜業をなし、百三十人は犯罪者で、其中六十五人は常習窃盜者、七人は殺人犯者であつた。而して小學教育を受けたものは一人もなく、職業を覺えたものは僅二十人であつたが、然かも其十人は監獄で教へられたものであつた。尙此一家の爲めに、直接國家の支出した金額は二百五十萬圓以上で、間接に社會が受けた損害は蓋し想像の外であらう。

我邦に於ては、かくの如くに廣き範圍に迄涉つて、不良家族の研究されたものはないやうであるが吾人の得た二例を挙げれば



此種のもののは決して多くはないが、殊に甲の一家の如きは頗る珍しきものであるが、甲の兩親が如何なる生活をなせるものであつたか、其邊は調査の便を得なくて不明であるが、尙將來にも注意すべき一家といふべきである。

尤もこれ等の事實を以て、何れも皆犯罪性自體が遺傳するものであると速断してはならない。假令其遺傳的素質が、犯罪に至り易き傾向のものであつたにしても、其生後に於ける家庭其他の四圍の境遇は決して輕視してはならない。場合に依つては寧ろ後者を重視するの却つて適當なることも少くないのである。況んや窃盜の子は必ず窃盜をなし、放火をなせるものの子は必ず放火をなすといふやうに、極めて狹義に遺傳的關係を觀るのは、明かに誤である。のみならず以下に述べる特殊な遺傳的關係が、間接に犯罪者の子孫をして犯罪せしめるやうな場合が、頗る多いのである。

二、精神病・神經病者の子孫と犯罪者 精神病・神經病と犯罪とは、別項にも述べたやうに極めて密接な關係を有し、或一部の論者は、殆んど總べての犯罪を精神病・神經病を以て説明せんとする位である。故に若し精神病・神經病が遺傳するものであるとせば、精神病・神經病者の子孫と犯罪者との關係は、當然注意せざるべからざる問題である。

(1)、精神病の犯罪者に於ける遺傳的關係 これは次の如き割合となつて居る。

ロッシ(Rossi)が、七十一人の犯罪者を精密に調査して見たのに、彼等の五人は精神病の親、六人は精神病の同胞、十四人は精神病の遠姻者を有して居つた。

シシャルが、一千七百十四人の犯罪者に就いて調査した結果は、其六・七%は兩親に精神病者があ

つた。尙細別すれば不義犯者の八・五%、詐欺犯者の五・五%、窃盜犯者の五・四%は、何れも其兩親に精神病者があつた。

マロが、五百七人の犯罪者を調べた結果は、其二・六%は兩親に精神病者があつた。尙細別すれば不義犯者の一〇・三%、詐欺犯者の一〇・四%、窃盜犯者の一四・%は、何れも其の兩親に精神病者があつた。

ベントが、五百人の犯罪者に就いて調査したのに、其一・八%は兩親に精神病者があつた。

(2)、癲癩・其他の神經病の犯罪者に於ける遺傳的關係 これは左の如くである。

シシャルによれば、一千七百十四人の犯罪者中、其一・七%、これを細別して不義犯者の一・二%、詐欺犯者の二・%、窃盜犯者の二・一%、放火犯者の一・八%は、何れも兩親に精神病者があつた。

マロによれば、五百七人の犯罪者中、其二・一%、それを細別して詐欺犯者の一・三%、窃盜犯者の三・%は、何れも兩親に精神病者があつた。

其他、ベントに據れば、五百人の犯罪者中、其の八%、タルノヅスカ(Tarnowska)に依れば、其調査した犯罪者中六%は、何れも兩親に精神病者があつた。

(3)、酒精中毒の犯罪者に於ける遺傳的關係 これは左の如くである。

シシャルによれば、一千七百十四人の犯罪者中、其六一・一%は兩親に酒精中毒者を有し、これを細別すれば、不義犯者の一四・二%、偽誓犯者の一一・一%、詐欺犯者の一三・三%、窃盜犯者の一四・%、殺人犯者の四七・五%、放火犯者の二三・%は、何れも酒精中毒の遺傳があつた。

マロによれば、五百七人の犯罪者中、其四六・%は兩親に酒精中毒者を有し、これを細別すれば、不義犯者の四三・六%、詐欺犯者の二八・%、窃盜犯者の四七・一%、放火犯者の四二・%は何れも酒精中毒の遺傳的關係があつた。

其他ベントによれば、五百人の犯罪者中三〇・%、ロッシによれば、七十一人の犯罪者中四三・五%、デ・サルロによれば、百四十五人の青年乞食及び不良兒中二五・%、タルノヴスカによれば、百五十人の淫賣婦及び百人の婦人窃盜犯者中、六九・%は、何れも其兩親に酒精中毒者があつた。

ペールによればプロイセンの犯罪者一萬七千四百八十八人中二二・五%、バイエルンの四人四千八十七人中三四・六%は、何れも其兩親に酒客を有して居つた。

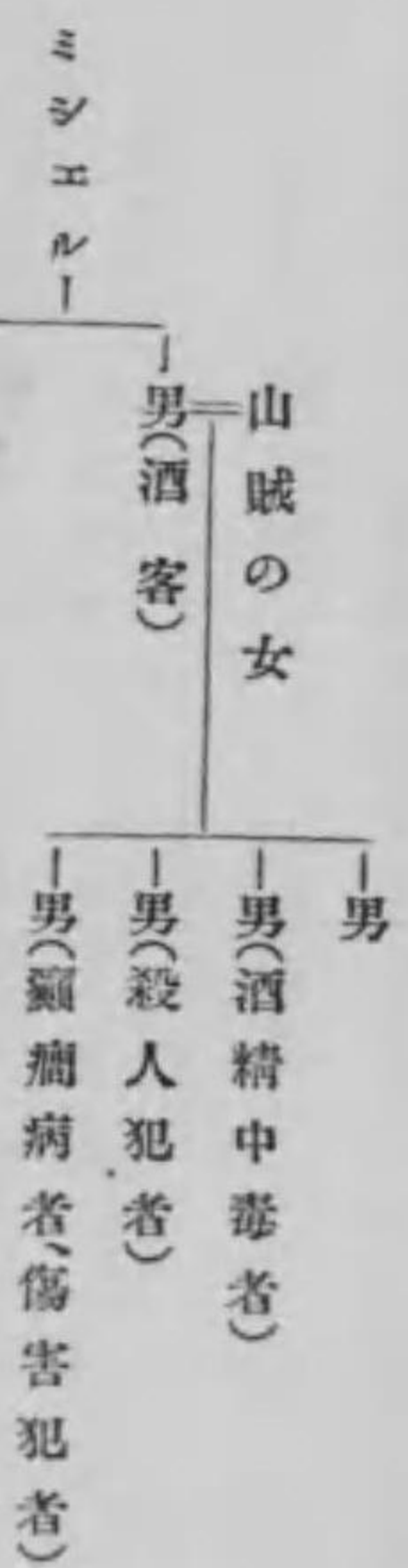
更に、マロが、犯罪者の兩親の酒精中毒者を、父と母とに分けて調査したのを見るに、父に酒客あるものは四一・%、母に酒客あるものは五・%であつて、尙これを細別して、不義犯者に於ては父、四一・%、母、二・六%、詐欺犯者に於ては父、二八・%、母、四%、窃盜犯者に於ては父、四二・八%、母

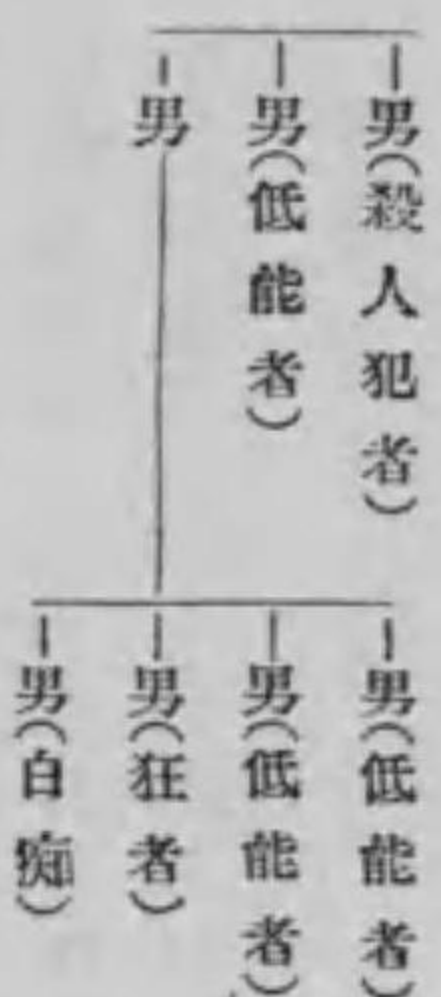
四・三%、殺人犯者に於ては父、四五・%、母、二・五%の割合に兩親に酒客を有して居つた。勿論酒客を父と母とに有して居つたものもあるのである、これは茲に挙げた父母の割合を合して、前に挙げたマロの細別した兩親の酒客の割合から減せば明かである。

ロッシもこの調査をなし、七十一人の犯罪者中、其二十人は父に於て、其十一人は母に於て酒客を有した。

尙、マロが普通人を調査した結果を見るに、犯罪者が前述の如く多數の酒客を兩親に有するに反し普通人には僅に一六%のみであつた。

我邦に於ても、これに關する調査が發表されて居る。けれども充分に信を置き得る程度に研究されて居るや否やは幾分疑問であるが、犯罪者の兩親に酒客の多いのは、争ふべからざる事實である。最後にクレラの舉げて居るミシエルの一家族を舉げて見るに、





ミシエルなるものは、如何なるものであるか不明であるが、其子や孫を一見すれば、決して健全なものでなかつたことは明かである。これを以て觀るも、一家族中に、如何に多くの不健全な者を生ずるかは論ずるまでもないことである。

これを要するに上述したところの諸家の研究の結果は、其割合が區々になつて居るけれども、これは調査する人の標準と、調査される犯罪者の性質、殊に初犯者を多く含むか累罪者を多く含むか等にも、大に相違を來たすものであるから、蓋し已むを得ぬところである、けれども其注意すべき程度に多くの割合を有して居ることは疑ふべき餘地がない。

三、其他の不健全なる遺傳的關係 犯罪者並に精神病・神經病者の子孫と犯罪とが、遺傳的に濃厚な關係を有することは、上述した如くであるが、次にはこれ等よりも尙比較的關係の薄き遺傳的條件に就いて研究しなければならぬ。而して其主なるものは一に身體の虛弱、二に特別なる病的素因、三に生存競争の劣敗である。

(1)、身體の虛弱なる父祖 身體の虛弱なる人の子孫に、強健な子供の得られないのは普通のことである。尤も身體の虛弱は、必ずしも犯罪の直接原因ではない、即ち適當なる境遇に生活し、衣食住の後顧なく、然も普通人の性格をさへ有するものであれば、犯罪行爲等に至らぬのが普通である。されども若し生活の維持に對して、第一に身體的勞働を必要とするが如きものである時には、普通の生活をなし得ない場合が少くない。のみならず此種のものであつて、精神的勞働に依つて自活し得る準備をなすの道なき場合には、尙更である。而して犯罪者の身體が、一般に虛弱なることは、争ふべからざる事實である。尤もこの事實は父祖の身體虛弱なりし關係以外に、生後に於ける不健全なる生活状態が、著しい影響を與へて居るのは疑はれない。従つて境遇を度外視せんとするのではないが、遺傳的關係も亦忽にすることは出来ない。

尙又、茲に附言すべきは、虛弱なる父祖は、一面に於ては若死にする虞のあることである。これは遺傳の問題ではないが、兒童の教育に好ましからぬ結果を來たす一つの重要條件である。

(2)、精神病・神經病以外の特別なる疾病ある父祖 身體の虛弱といふことは、疾病と全然分離して存すことは出来ないものではあるが、今ここに述べんとするのは、或特殊の疾病を父祖が有して居つた爲めに其子供に不健全なる生活をなさしめるに至つたといふ場合である。其最も注意すべきは、結核

と徴毒とである。いふまでもなく此兩者は、人生を害する二大敵であつて、常に社會衛生家の心を悩ましめるのである。

かくの如き疾病を有する父祖は、假令其子供に直接結核又は徴毒を遺傳することなしとするも、これ等に對する抵抗力鈍き身體的素質を與へるのは、疑ひもないことである。而してかかる素質を受けたものは、比較的に身體の虚弱なると共に、普通人にては侵されずに終つたやうな場合にも、これ等に侵され易く、爲めに劇しき生存競争場裡に活動する能はざる心身を有するに至るのである。これ又犯罪發生に關しては、間接に注意しなければならぬ點である。

(3)、生存競争に劣敗せる父祖 生存競争の劣敗には、極めて種々なる原因があつて、今ここに論ずる餘裕はないが、其中の或少数を除いては、多くは其人自から、精神上か身體上に、何等か生存競争に劣敗し易き性質を有して居たといはねばならない。例へば、普通人の敢てせざるが如き無謀な架空の事業を企て、或は當然失敗に歸すと信せられるが如きことを射倖的に行ひ、或は普通の事業を普通に營みて何時も失敗し、或は職業を變轉することにこれ努めて何時も損害するが如き人は、其日常生活に於て、必ず其社會生活に適合し得ない一若しくは數多の性質を有して居るものに相違ないのである。かの相當の資産を有したものが、破産したるが如き場合を觀るに、特別な天災・地變を除きては

必ずや上述の如き事實の存するのが普通である。

かかる見地よりせば、現今見られる貧民の殆んど全部は、現今の繁雜にして困難なる社會生活に不適當なる心身の素質を有するものである。従つて貧民の家庭に産れた兒童の多數は、又必ず此種の不幸なる遺傳的傾向を心身の上の有して居る筈である。若し彼等をして相當な境遇にあらしめても、これに適當な方法を與へるでなければ、彼等の父祖と相撰ばない經路に至るもの多いは、寧ろ自然の結果というてよい。此意味に於て、劣敗者の子孫は、假令全部でないにしても、其大多數は遺傳的に劣敗者たり易き心身の素質を有し、間接に犯罪と幾分の關係あるを否むことは出来ない。

以上を以て吾人は犯罪に至り易き傾向と遺傳との關係を略述した。隔世遺傳の論はこれを暫く措き、吾人が近接遺傳と呼びたるものの中に包含せしめた犯罪性の遺傳、精神病・神經病の遺傳、其他のものは、決してこれを嚴密に區分すべきものではない。即ち犯罪者の遺傳と思はれて居るものも、或は精神病・神經病的素因から或は其他の遺傳的關係から得られて居るのかも知れない。又生存競争の劣敗者たるに至つた原因が、或は徴毒や結核から、或は精神病や神經病から、或は其父祖の偶發的な犯罪から得られたのかも知れない。かくの如くに考へる時には、上述の數種の問題は、必ずしも分離的

に論すべきものではない。これ等を相關係せしめて説明すべき場合が多いのである。

而して所謂生來的犯罪者の存在を肯定せんとせる論者は、遺傳的關係に最も重きを置き、殊に隔世遺傳的に極めて遠き祖先なる原人や類人猿其他の有する不良な性格を得た結果、現代の社會に於ては、當然犯罪者たるべきものとするのである。尤も一見生來的犯罪者たるが如きものが、往々見られないのではないが、これを直に隔世遺傳的に説明しないでも、寧ろ普通の近接遺傳に依つて説明するの却つて穩當なことが少くない。次に又、父祖の犯罪的性質が、其儘若しくは多少の變形を以て遺傳するや否やの論は、かの後天的に得たる性質が子孫に遺傳するやの問題であつて、これは今日切りに學者間の研究題目とされて居るが、要するにこれに對する確固なる論證はない。かくて吾人は一部の論者のいふが如くに、父祖の得た犯罪性といふが如き特殊な一性質が、直接子孫に遺傳するとは觀ないで、吾人の社會生活に於て、犯罪に陥り易き一般の性質及び體質の遺傳を觀察し、間接の犯罪的傾向の遺傳を肯定したのである。

従つて吾人の觀る遺傳に因つて得られた性質及び體質は、必ずしも犯罪に陥るべきものといふ限定的範圍のものでは勿論ない。假令遺傳的素質に於ては、犯罪に至り易きものありとするも、生存に於ける後天的影響に依つて、其殆んど全部又は一部は、矯正又は補足されて、普通の社會生活をなし得ることも少くないといはねばならない。かの全く衝動的に犯罪に至り易きものの如きは、多くは純然なる精神病者・神経病者であつて、若しこれが遺傳に因つて得られたものとすれば、それは犯罪性の遺傳といはんよりは、寧ろ單に普通の意味に於ける精神病・神経病の遺傳といひたいのである。

以上は、今日の吾人の社會適應性に對して不良な條件を先天的に賦與するものである。これを要するに、悪性の遺傳は、以下に述べる精神上の種々なる異常を起さしめること多く、不健全なる境遇と共に、生存上の劣敗者・犯罪者の社會生活的運命を規定するものである。

第三節 民族・種族

民族・種族が、吾人の社會生活に特殊な條件を與へることはいふまでもない、従つて犯罪現象を研究する場合にも、注意すべきものである。但しこれを單純に、其民族・種族の遺傳的性質にのみ歸することは出来ない、クレラもいふ如く、國々の犯罪現象は、總べての法律的・文化的發達に關係し、給養・娛樂・氣候・風土等にも影響を受けて居る、けれども各民族・各種族其者の特質が、一つの主要條件たるは明かである。而してこの特質は主として遺傳に依つて規定されて居る。

一、民族・種族の特徴 民族・種族は、先づ氣候・風土・地勢等の自然的條件に支配され、次に特殊な法律・習慣・宗教・言語等の條件に支配され、更にこれ等の各種條件から定められた生活状態の下に、特殊な色彩を以て居るものであるから、如何なる性質が何處の民族・種族に特殊なものであるといふ事實は、必ずしも其民族・種族の絶對的性質たるものではない。されども民族・種族間に於ける相對的差違として、又相對立し共存する場合に於て、頗る興味あるものである。

ワインバーグ(Weinberg)は、精神的變質と犯罪と民族との關係を研究して、次のやうに興味ある事實を述べて居る。即ち各の個人に特殊な心身上的性質並に勢力のあるやうに、民族・種族の間にも亦この特徴は認められ、各の民族・種族は其精神能力並に習慣力に於て相違するのみでなく、神經に影響を與へる刺戟や障害に對しても、同様な反應をなすものではない。例へば露西亞の統計に據つて見るも蒙古人種のものに失明者が多く、亞細亞・歐羅巴の北極地方に住むものに聾啞者多く、中央亞細亞・高加索地方のものにクレチヌス病者多く、アイヌ・ネグロ等には腦神經病者が多く、又猶太人には精神病的傾向が著しい。これ等を以て推すも、人種が犯罪發生に對して一條件たることは、拒まれない。且又、人種が相混する場合には、精神能力並に道徳力に、變化を與へることも明かである。人種の混することに関しては、ネッケ(Nacke)は次のやうに述べて居る。人種の相去ること遠きも

の程、其混種に不良なものを生じ、接近したものの程、善良な混種が得られる、かくて白人と黒人との混種の如きは、最も不良なものである。又同一民族でも、地方的に性質上の相違を有して、身體的・精神的並に社會的不健全を見ることがある、獨逸のザクセンの如きはその例である。且又、歐羅巴に於ける文明民族の身體的・精神的並に社會的の損害は、量的にも質的にも民族混合に因つて規定され、其混合の程度及び環境の状態に影響されて居るのである。

かくて今日の如くに、交通機關の完備して居る状態では、民族の混合なる事實が極めて重大事であつて、それが爲めに一民族・種族の特殊な特徴は、稍薄められる傾がある。それと同時に、異種の民族・種族の共存は、それが充分に醇化せざる間は、自然それ等の社會適應性を、相互に相牽制し、結局はその中の優者が劣者を壓服するのであるが、その爲めに社會現象に不健全な事實を起さしめることは少くない。其最も著しい場合は、土着民と移民との關係である。これは民族・種族が、心身上に特質を有する以上、到底逃る能はざる勢であつて、一面から觀れば民族・種族が、異種者との共存に依つても、容易に其遺傳的素質を、失はないからである。

二、民族・種族と犯罪性 或民族・種族が、或特殊な犯罪的傾向を有せりや否やの點は、遽に斷定することは出来ない、けれども幾分か相違した心身を有し、相違した風俗・習慣・宗教等を有するの事實

は、これが住地を異にして居る場合はいふまでもなく、共存する場合にも、犯罪現象に特色を與へることは否定されぬ事實である。

ウルフェンは、伊太利に於ては生命に關する犯罪が、佛蘭西に於ては性慾に關する犯罪が、獨逸に於ては窃盜が、各其國の犯罪の主調となつて居ると述べて居る。これ頗る注意すべき事實であるが、然らばこれ等の民族の住地を互に變へて、果して如何なる結果を起すべきやは、また問題である、少くも氣候や風土の不同に伴ふ産業・生活状態の差違は、犯罪現象に多大の影響を與へるものといふべきである。

フェーリングゲル(Fehling)は、亞米利加合衆國に於けるネグロの犯罪を研究して彼等が白人よりも多く犯罪をなすのは、合衆國が彼等に適しない經濟的狀態にあるのみならず、其民族性に因るものであると述べ、且亞米利加の文明が、ネグロの大部分に理解されずに居ることは忘るべからざること、彼等には其文明が適應しない爲めに、其社會の法律を犯さないやうに努めるのが、頗る困難な状態にあるのだと論じて居る。

ネッケもいふ如く、民族は歴史・文明史・藝術並に科學の上に大なる關係を有し、人類の全歴史は、民族に依つて先づ理解され得るのである。國民性といひ民族精神といふも、皆民族の内生的性質に因る

もので、要するに個々の民族・種族の同じからの情調・道德・性的生活から生じたものである。固より環境の影響もあるが、個人の場合に於けるやうに、内生的條件には及ばないのみならず、それは極めて徐々たるに過ぎない。かかる見解よりせば、民族・種族に因る犯罪の特徴をも認めねばならない。

而して今日生存せる多くの民族・種族に就いて觀察するも、其日常の生活に現はれる状態には、假令環境の種々な影響があるにせよ、著しい相違あるのは明かであつて、例へばエスキモーの如くに溫和なものもあれば、生蕃の如くに殺伐なものもあり、支那の男子の如く勤勞を厭はぬものもあれば、朝鮮の男子の如くにこれに反するものもある。かかる著しい相違は、各の民族・種族の歴史的・地理的關係から得られたことの多いはいふまでもないが、然も長き年代の傳統的特質は、畢竟其民族・種族の一特質となり、容易に除去去ることの出来ぬものとなつて居る。例へば、伊太利に於て、割合に殺人の多きことは、必ずしも伊太利人本來の殺伐なるに因るといはんよりは、從來この國に於て見られた暴虐なる犯罪者の少からぬ團體の、傳統的影響と認める方が、却つて穩當な如きそれである。又我國の倭寇の如きものも、日本人本來の掠奪的傾向といはんよりは、寧ろ一部分のものの一時的事實と認めなければならぬやうな場合もあるのである。

かくて第一章第二節二に述べた未開人に於ける犯罪の中、或特殊な事情から起つたものは別として

も、自然に彼等の犯罪の内容若しくは外形に、相違したものを見ることは、決して不可思議の現象ではない。即ち個人の犯罪性に特徴を認めると同じやうな意味に於て、民族・種族の犯罪に特徴を認めることは、其環境的條件はいふまでもなく、其遺傳的條件からしても、附會の事實ではない。

但し行爲の形式を見て、直にこれの價値を定め、善惡を論ずるのは相對的の場合に於てのみの問題であつて、その民族・種族としての行爲たる立脚地からせば、それが必ずしも絶對的の判定にはならない。従つて異種の民族・種族の接觸し又は共存する場合に、一方から見て極めて犯罪性に富めるものが、他方よりせば只普通人たるに過ぎないことがある。これ民族・種族と其犯罪性を關係せしめて研究する上に注意すべき一つの點である。

三、民族・種族の特性に因る争闘 民族・種族に關聯して注意すべきは、それ等が相接觸したる場合に起る現象である。勿論それは悪性遺傳の問題ではないが、民族・種族と犯罪との關係を考察する上には忽にすべからざるものである。

民族・種族は、個人の場合と同じやうに、各容易に變じ難い特性を有し、本能的に自己の保全と繁榮とに努めるもので、其接觸は各互に劇しき存立上の競争を起さしめ、爲めに整然たる法律を有し、發達した道徳を有する社會に於てすら、尙對他民族的の又對他種族的の犯罪殊に騷擾・殺人・脅迫・政治犯

等を發生せしめ易いことがある。例へば亞米利加合衆國に於て、白人の婦人を凌辱した黒人に對する應報が禁せられて居るに拘らず、私刑として極めて殘虐な形式に依つて行はれる如き其著しい場合である。これは民族・種族が、遺傳的に又傳統的に固有の性質を有し、然も其性質は容易に消失するものでなく、形式上に表はれた言語・風俗等の大體に於ける醇化はあつても、尙確固とした特有性を留める傾向がある。この根柢強き性質が、即ち上述の如き特殊なる犯罪を發生せしめるのである。

次に民族・種族は、特有な宗教を有することが少なくなく、然も其宗教に支配されることの著しいものであつて、これが爲めに民族・種族間に、時々は大規模の慘劇をすら演ずることがある。例へば、西方亞細亞地方に於ける土耳其人の回教徒とアルメニヤ人の基督教徒との殺戮事件の如きそれである。

而してこの種の事實は、交通機關の發達による民族・種族の接觸と共に、漸次其場合を多からしめ、然も相互に少からぬ同情を以て迎へられることは、將來益注意すべき刑事現象の一方面として觀察しなければならぬ。

第四章 知能の異常

通俗の意味に於ける知能は、所謂感情及び意志に相對していふものである。而してここに知能といふは、知識の種々なる作用を總括したものである。其主要なるものは、知覺・觀察・記憶・想像・聯想・判斷・推理・思考等を包含するのであつて、嚴密なる意味からいへば、他の感情や意志から引き離して論ずることは出来ない。即ち知能も、これが吾人の精神活動となつて現はれる時には、必ずや感情や意志と相聯關して居るのであるが、其主たる特徴を捕へて、説明の便宜上から分けるのに過ぎない。

人は何れも生れながらに、其精神活動の傾向を異にして居るのみでなく、生後に於ける種々なる方面からの影響は、一層これに多様性を與へて、個人の性質の特徴を生ずるものであるが、其一面の活動なる知能に於ても亦此關係が存在して居る。けれども其主なるものは、一に知能作用全體が低格にあるものと、二に知能作用の或一部分のみが、他の部分に比較して著しく發達し、又は劣れるものと及び作用上に不健全なものがある。前者は一般に精神薄弱を以て呼ばれ、犯罪と最も密接な關係のあるものであつて、後者は知能の發達不平均並に變態作用を以て呼ばれ、特種なる場合に於て、犯罪と種々な關係がある。但し學者に依つて、精神薄弱を廣義に解して、後者をも包含せしめていふこと

がある。或は又精神作用全體に就いていふこともある。尙知能に關しては、普通の意味の教育も亦注意すべき一項目である。

第一節 精神薄弱

一、精神薄弱の意味　ここにいふ精神薄弱は、從來醫學の方面では、白痴・痴愚又は魯鈍と呼んで一種の精神病者と觀られ、又心理學の方面では、これを普通の者よりも知能の低格なるものとされて居つた。然し近來は醫學的に觀るも、亦心理學的に觀るも特種な病的狀態が原因をなして、知能の發達に障礙して居るものであると考へられるに至つた。而して此種の研究を進めたものは、個性心理殊に知力測定に關する實驗心理學の進歩であつて、個人の知力を測定してこれを比較し、知能發達の程度を正確に定め得るに至つてからのことである。

(1)、知能低格の標準　かくて或年齢に相當する一定の知能の標準よりも低度にあるものは、何れも精神薄弱者であるとする論者もあるが、他の多くの學者は、かくの如き範圍に解さないで、これを幾つにも分けて居る。

例へば、シモン (Simon) は、知能の發達程度が、普通人の二歳乃至それ以下の發達程度に留まつ

てそれ以上に進歩しないものを白痴といひ、普通人の三歳乃至七歳の發達程度に進まないものを痴愚といひ、普通人の七歳の發達程度乃至成人の平均發達程度より低度にあるものを魯鈍となし、所謂精神薄弱者の發達程度の最高を、普通人の九歳の發達程度として可なりといつて居る。又ビネー (Binet) は、痴愚を普通人の七歳以下の知力發達程度となし、魯鈍即ち狹義に於ける精神薄弱を普通人の九歳以下の知力發達程度として居る。而して一部の學者は、普通人と上述の如き知能缺陷者との間に位する精神中間者を擧げて居る。

(2)、知能の鑑査　而して從來此知能の鑑査は、年齢と共に急劇な發達をなす兒童に就いて行はれて居ることが多いから、其發達の低度にある割合が時には年齢に依つて明かに異つて居る。例へば、三歳のものが二ケ年の發達遅延をなして居る場合と、十歳のものが二ケ年の發達遅延をなして居る場合とは、同じく二ケ年の發達程度の相違であるが、比較上から觀れば、前者は極めて著しき低度にあるに反し、後者は左程に極端な低度にあるものとはいはれない。

されば或年齢を境にして、發達程度遅延の割合を幾分異にして考へることの實際上適當なる場合が多い。かくてビネー、シモンの標準を採れば、九歳以下の者にありては二ケ年の發達遅延を以て、九歳以上の者にありては三ケ年の發達遅延を以て精神薄弱者とするのであるが、又他の論者は九歳以下の

者は三ヶ年の、九歳以上の者は四ヶ年の發達遲延の存する場合に、これを精神薄弱と呼ぶべきであるというて居る。

但しかくの如き範圍の問題は、決して嚴密になし得られるものでなく、従つてピントナー (Rudolf Pinther) やバターンソン (Donald G. Paterson) の如きは、精神薄弱者と普通人との境界をなす中間者といはるべきものは、十歳乃至十二歳の知能發達程度にあるものであるというて、劃然たる時期を以て區別して居らない。これは寧ろ當然のことであつて、知能の發達程度の如きは、假令精密なる標準を以てするも、これを遺憾なきやうに定めることは不可能なものである。

(3)、知能の低格と他の精神作用 且又、此所謂知能の低格なることは、觀察・記憶・想像・判斷・推理・思考等の一般的不發達・缺乏に就いて論せられるのであるが、吾人の精神作用に於ける知識・感情・意志の三分法は、上述の如く決して嚴密なる意味で行はれるものでなく、従つて知識の作用を、他の作用から全く區別して考へることは、要するに便宜上のことであつて、これのみを以て眞に吾人の精神能力の發達程度を規定するのは、決して當を得たことではない、殊に犯罪行爲の如き意志や感情に密接な關係を有して居るが如き場合には、尙更である。但し吾人の今日の精神能力鑑査に於ては、感情や意志に屬する方面の研究は、これを數量的に計算して表はすことが極めて困難であるのに、知識

に關する方面は、比較的に數量的に測定し得るの便宜があるから、畢竟知識の方面が主として研究されそれを以て吾人の精神能力の發達程度を測定せんとする傾向になつて居るのである。かの學校教育に於て、主に採點法を以て精神能力を測定し比較せんとするも、亦これに因るのである。

けれども一部の論者は、吾人の知能發達の程度は、道德的方面の發達程度と極めて密接な關係があつて、所謂悖徳狂といはれるが如きものは、知能に於ても亦頗る低度にあるものであるというて居る。これは第五章第五節三(1) 悖徳狂の項に於て述べて置いた。但しピントナーやバターンソンは、これを區別して置くべきであるというて居る。

要するに精神薄弱は、多くの論者に依り認められて居るもので、これが一般的の定義としては、生來より若しくは幼年期より存在する精神的缺陷であつて、自己の生育した社會に生活して、自己の義務をなし得ない状態のものである。かくの如く、何時も其社會を對象として觀て論せられるものであるから、ダヴェンポート (Davenport) は生物學の意味でなくて社會的意味のものであるといひ、ピントナーなどは、其人の生活する社會を標準として見るもので、特別な精神的標準を示すものでないから心理學の意味でもないといひ、ターマン (Terman) は變態的社會に生活して其社會の一員たる義務を爲し得る者も、若し其社會を一步離るれば、精神薄弱者と見られるに至ることがあるというて居る。

従つて精神薄弱の意味を、絶對的に或標準から定めんことは、實際上不可能なことである。かくて或一定の標準に依つた精神鑑査で、最も低度にあるものを、その社會に於ける精神薄弱者と視るのである。

けれども又精神薄弱を、心理的方面殊に所謂知能の作用を主とししないで、其他種々なる方面から、其發達程度の低度にあることを鑑査しなければならぬと、比較的に廣義に解せんとする人もある。例へば、ステイヴンス (H. C. Stevens) の如きは、精神薄弱は單純に心理學研究のみでは、これを明かにすることが出来ない、これと共に生物學的方面並に病理學的方面をも、充分に考察するでなければ完全に精神薄弱を規定することは困難であるというて居る。これいふまでもなく心理學的に鑑査し得られる知能の外に、心身の方面に於ける缺陷を豫想した説である。

(4)、知能の低格なる特徴 然らば知能の低格といはれるものは、如何なる特徴を注意すべきであるか、その主なるものは次の數項である。

一、注意の不定 これは寧ろ知能低格者の意志活動に於て注意すべきものであつて、其場合に適當なる注意を適當に働かすことが出来ぬのをいふのである。其結果は俗に不注意又は注意散漫と呼ばれる状態となり、時には不必要な事項に極端に注意を奪はれて、所謂放心の状態となることもある、か

くて彷徨の癖を生じ易いのである。

二、知覺の不確實 外界事物に接して、これを經驗するに際し正確に心裡に銘することが出来ないのであつて、即ち健全な觀察をなし得ないのである。これには腦神經の中樞に故障ある爲めのものと神經末梢の故障の爲めのものがある。かくて直接に見聞したことであつても、確實にこれを再出することが出来ないのである。

三、記憶の薄弱 これも腦神經中樞の故障に因るものであつて、自己の經驗した事實を心裡に把住せしめて置くことが出来難いのである。而してこれは主として經驗時に於て、既に充分心裡に銘じて居ないのであつて、其時にはよく記憶されて居つたのであるが忘れ易いといふのではない。かくて空想に入り、實際と想像とを混同し易く、爲めに無意的の嘘言を述べることが多い。知能低格者の嘘言から種々の思はざる事件を發生せしめ、往々犯罪の捜査等に際して、少からぬ手數と徒勞とを起さしめることがある。

四、觀念の薄弱 換言せば思想の淺薄なことをいふので、綜合や分析や抽象や比較などいふ作用が、普通の日常經驗に對して加へられないから、事物を統一して考へ、區別して見ることが困難である。従つて普通人が明白に順序を立て若しくは識別し得ることをもなし得ず、又言語の發達も極めて

低く、多くの言葉を有して居ない。

五、聯合作用の薄弱 精神上又は身體上の作用は相互に關聯して活動するものであるが、知能低格者に於てはそれが極めて弱く不確實に結合して居る、従つて普通ならば甲の事實を経験すれば直に乙の事實に對する心身の活動を喚起すべき場合でも、それが出来ない。即ち身體の活動を心で支配することも出来ないで、精神と身體とが、各別々に働いて居るやうな結果となつて居る、かくて不必要に心身を働かしめて、徒勞することが少くない。且又精神上的の聯合作用即ち聯想の薄弱なることは、判斷や推理を正確になし得られぬ結果となるのである。

六、興味の缺乏 總べての事物に對して興味を有して居ない爲めに、精神上又は身體上の仕事が出来難いのみならず容易に疲勞を感じるに至るのが常である。かくて故意ならぬ怠惰や仕事に對する厭惡の念を有し易いのである。

これ等は知能低格の主なる特徴であつて、これに伴つて感情の不調や、意志の薄弱や、身體機關の故障や、有機力の薄弱なことなどは、殆んど常に見られることである。かくて知能の低格なることは、これ等の共存的缺陷を除外して觀ても、如何に吾人の日常生活上に故障を生じ易いかは、故らに喋々するまでもないことである。

二、精神薄弱者存在の割合 然らば精神薄弱者は、大凡如何なる割合に存するものであるか。

(1)、普通人に於ける割合 普通人とは後に述べる犯罪人に對していふ意味であつて、一般の社會生活をなせるもの、間に、幾許の精神薄弱者ありやの問題である。

三バートメント説 これは一つの臆説に過ぎないが、吾人のいふ精神薄弱は、一般人百人の中大略三人存在するといふ説である。社會の人々の知能の程度は、各個人に依つて極めて種々なる相違があつて、これが分類は殆んど限りなく行はれるものであるが、今これを發達程度の順序に列べてこれを五つに分ち、劣・不良・普通・良・優とす時は、一般人百人の中普通程度のを半數の五十人と定め、これよりも幾分進めるものと後れたるものとを各二十人とし、最も劣れるものと最も優れたるものとを各三人とするのである。其最も劣れるものが、即ち精神薄弱者である。これは極めて任意の分け方であるが、元來精神薄弱を定める標準が、既に頗る任意的ともいはれるから、これを以て直に捨てることは出来ない。然も多くの學者が、一定の標準を定めて、精神鑑査をした結果と略、接近して居ることが少なくない。

ハッダート (Godard) は、ボネーの鑑査法に依つて、普通の人二十人を調査して二乃至三%の精神薄弱者を見た。

これは、三バーセント説と類似した結果の得られた場合であるが、鑑査法とこれを實驗する人との因つて、頗る異つた結果の得られて居る場合がある。今其主なるものを擧ぐれば、アイルランド(W. Ireland)は、五百人の兒童の中で一人を、フェルナルド(Fernald)は、人口一千に付き二人を認め、シャツルウォース(Shuttleworth)とポッツ(Potts)は、學校兒童の中に於て一・五%を、アーウィン(Irwin)は學童に於て一五・九二%を、ウーレー(Woolley)はヤーキス(Yerkes)の鑑査標準に依つて、十五歳の工女五十人中二六%を精神薄弱者として認めた。

又ピントナーとバターンソンは、ビネー、シモンの鑑査法に依つて、知能發達の程度を五段に分けて見たのに、優は四・一%、良は一六・九%、普通は四四・〇%、不良は二三・八%、劣は一・三%といふ割合になつて、前の三バーセント説に依るものよりも、精神薄弱者が頗る多くなつて居る。

(2)、犯罪人に於ける割合 精神薄弱者は、知能發達不十分なる爲めに、其社會に於て適當に生活し得られぬものといふのであるから、これが犯罪人中に比較的多く存するのは自然のことである。

ヤーキスとブリッジス(Bridges)は普通の學童六百七十人の中一・五%を、犯罪人八百八十人中三〇・二%を精神薄弱者として居る。

ピントナーやバターンソンは、三バーセント説を採る一部の論者が、普通人の中に精神薄弱者が、三

%あるならば、犯罪人の中には其約二倍即ち六%位の精神薄弱者ありといへるを、餘りに割合が少いと述べて居る。

ボアース(Bowers)は、累犯者百人を精神的並に心理學的に研究して、二十三人の精神薄弱者を認めて居る。

ヒクション(W. J. Hickson)は、二百四十五人の犯罪兒を、ビネー、シモンの鑑査法に依つて研究し、普通の知識あるものを十八人即ち七・三四%、著しき異常ある愚鈍者を二百七人即ち八四・四九%、此兩者の中間に位すべき者を二十人即ち八・一六%認めた。

ブロンナー(A. E. Bronner)は、七歳乃至十八歳の不良兒並に犯罪兒、男三百四十七人、女百三十三人に付いて、普通兒と精神薄弱兒とに二分して研究したのに、男兒に於ては不明のもの九人を除外して二十六人即ち七・七%、女兒に於ては不明のもの二人を除外して十五人即ち一・二%の精神薄弱兒を見た。かくて彼は犯罪人の中に存する精神薄弱者は大略、一〇%以下であつて、知能の普通のもの九〇%位あるやうに思はれると述べて居る。

最近ウィリアムス(J. H. Williams)は、初年裁判所から來た十歳乃至二十二歳の不良行爲者二百十五人に付いて、次の如き研究をした。先づ個々の被驗者をビネー、シモンの鑑査法を基礎としたもの

で、精神年齢を定め、これを暦年齢即ち實際の年齢で除したものを知能率として、其比の一を普通人の發達程度となし、〇・七〇以下を精神薄弱者となし、〇・七一乃至〇・八四を中間者となし、〇・八五乃至〇・九九を鈍き普通人となし、一以上を普通人乃至それ以上の知能あるものとして、計算した結果は、普通人乃至それ以上のもの二〇%、鈍き普通人二七%、中間者三一%、精神薄弱者三二%の割合であつた。

三、精神薄弱と犯罪 この問題は、感情・意志と獨立して考へることは出来ないが、重要なものたるは勿論である。

(1)、精神薄弱と社會適應性 ベールは、次のやうに述べて居る。犯罪者は、日常の出來事に對して適當に判斷し・熟考して行爲に移り・又深き思慮を回らす點が、彼等と同じ位の生活状態にある普通人より劣つて居る。これは鈍い注意作用と落付いた思考作用とを連續せしめて居ることの出来ない爲めであつて、如何に外觀伶俐のもので、實は本能的に有する奸智に外ならない。かかる事實は、彼等が犯罪行爲後に、普通の注意をなさない爲めに其行爲は發覺され、或は笑ふべき辯解をなして窮地に入るが如きこと多きを以ても知られる。

但しこの後の部分、即ち犯罪行爲後に於ける犯罪者の不注意は、必ずしも彼等の精神薄弱にのみ因

るものではない。第十二章犯罪行爲に伴ふ經驗に於て述べるやうに、行爲の完了と共に、一時に弛緩状態・狼狽状態に入り、精神に多少の變態を生ずることは普通であつて、其爲めに普通の場合に於ては注意深き態度を取り得る人も、思はざる不注意を敢てすることがある。況して精神薄弱の者に於て、一層この傾向のあることは、喋々するまでもない事實である。

又ポアースのいうたやうに、精神薄弱者は、それ自體に生れながらの犯罪人でもなく、又反社會性のものでもない、只適當に判斷し理解して行爲することの出來ぬ爲めに、反社會性の人の爲めに、又は不良な環境の爲めに自ら心づかぬ間に道具に使用されるものである。又彼等は、他人から犯罪行爲の方法を聞き若しくは活動寫眞等に於て不良な行爲を見て、これを模倣せんと試み、若しくは他人に僅かな利益を以て誘惑され、些細なる動機から惡事を教唆される處が頗る多い。

思慮・判斷・先見等の完全に行はれざる彼等は、自己の行爲が如何なる結果を生じ、自己並に被害者が如何なる境遇に陥るか等の問題は、目前の利慾の爲めに、利那的の感興の爲めに、一時の興奮の爲めに、殆んど顧るの暇がない。此點は彼等をして往々恐るべき犯罪行爲をなさしめることがある。殺人・放火等には、固より種々なる原因もあるが、今述べるが如き關係から、行爲者自らも豫想しなかつた慘劇を演ずることが少くない。かかる前後を顧みない行爲の如きは、普通人の日常生活に於ても、

何事かに熱中したる場合に見られ易く、其内容こそ相違すれ、其形式は上述の犯罪者の場合と、殆んど何等の相違がないというてよいのである。

のみならず精神薄弱の程度の著しきものは、社會上の風習・法律上の規定・權利上の自他の關係等に對して、殆んど何等の思想を有して居ない爲めに、明かなる罪の觀念をも有せず、幾度も不良行爲を反覆して、然も更に顧みるところのないものがある、只其恐れるところは刑罰に依つて科せられる苦痛に過ぎない。従つて此種のもの、刑罰の苦痛の去るに共に、危険性は生ずるものというてよい。然るに彼等は、總べての經驗事實に對して明晰なる記憶を存せざると共に、刑罰の苦痛をも忘却し去ることが比較的早い傾向を持つて居る。

(2)、精神薄弱と罪質 知能低格なる者は、所謂精神上の仕事換言せば身體の勞働を主としなない職業には就くことが出来ない爲めに、勢手足を勞して糊口の方法を取らなければならぬ。事實上、勞働者中の下級なるものには、精神薄弱者といはるべきものが頗る高率にあるのである。然るに彼等は一面に、富家に生れたるものは別として、生活状態の不健全なるに加へて衛生上の思想極めて乏しき結果、結核・梅毒其他の疾病に犯されることが甚だ多い。かくて若し充分に身體的勞働に服することが出来ない場合には、必然の結果として糊口の途に窮し、其結果は二方面へ向つて墮落して行く運命を

持つて居る。即ち一は消極的なもので、過劇なる勞働を避ける途を取つて、乞食・浮浪者・淫賣婦等となり、二は積極的なもので、直接に他人を侵害して生活の資料を得んが爲めに、窃盜・横領・詐欺等の犯罪行爲をなすに至る。而して兩者共に常習性となつて、マックス・ノルダウ(Max Nordau)等のいふ寄生的生活を續けるものである。即ち輕微なる犯罪を反覆せる者、又は浮浪者・淫賣婦等の中には、上述の経路よりせる精神薄弱者が頗る多く、一部の論者は大凡二〇%を認めてよいというて居る。

尤も精神薄弱者の中、其程度の著しきものは、法律上の犯罪人として普通人と同様に取扱ひ難きものがある。例へばビネーなどのいふ白痴は、僅に普通人の二歳の發達程度であつて、言語に依つて他人と思想の交換をなし得ないのであり、又痴愚は、文字に依つて他人と思想の交換をなし得ないのであつて、これ等は何れも教育を施して、然も其效果の殆んど見られないものであるから、所謂心身耗弱者として刑を減輕し、若しくは精神病者として病院に監置さるべきものである。かかる著しき程度のもものは、明かに其異常者たる點が注意されるけれども、それよりも稍發達せる魯鈍者又は中間者といはれるものは、これを嚴密に云へば普通人と區別して罪を論ずべきものであるが、一般の普通人と同様に取扱はれて居ることが少くない、只往々これを稍愚なる者・正直者・使ひ易き者等の名稱の下に、取扱つて居ることはある。

次に精神薄弱者には、往々感情遲鈍と共に感覺遲鈍を伴ひ、間、無感覺者を以て呼ばれ、外界の經驗事實に對して、頗る冷淡であつて、普通の人であれば相應に刺戟されるやうな事物に接しても、殆んど何等の感應を経験しないやうに見えるものがある。先天性犯罪者を認める論者は、此種の事實を主要なる一條件として居る。而してかかる感覺遲鈍の著しきものは、強烈なる刺戟に對してのみ興奮と刺戟とを感じ、これに依つて特殊なる興味を得、若しくは普通人が殘酷と思惟するが如き行爲を、平然として行ふが如きものがある。かの白痴といはれるものが、動物を虐待して戯れ、又火炎を見て喜ぶが如きは、明かに此邊の満足を味へるものである。かくて數人を殺害し又全家塵殺を敢てせる者、若しくは放火犯の中には、精神薄弱者を極めて多數に占めて居る。而して中には火の燃ゆるを見、火事に因つて多數人の喧噪するのを見て、恰も演劇を好むものが舞臺に面して感興を覺えんと殆んど相撲ばざるが如き場合がある、甚だしきはそれを見て恍惚状態にあるものも往々ある。

ウィリアムスは、十歳乃至二十二歳の不良行爲者二百十五人に付いて、精神能力と犯罪の種類との關係を調べて見た、今ここに其主なるものを擧げんに、

夜間窃盜	精神薄弱者	中間者	鈍き普通人	普通人以上	合計人員
一七	一三	一六	一〇	五六	
30.3%	23.2%	28.3%	17.8%		

其他の窃盜	不徳義	其他の窃盜	不徳義	其他の窃盜	不徳義
一一	一九	四	九	三	三五
21.0%	54.3%	11.4%	25.7%	8.5%	50

此外の不良行爲は、何れも全數の五%以下であるから、これを省略した。この表を見るに、精神薄弱者の行ふ不良行爲には、不徳義なるものが頗る多くなつて居る。但し此調査には頗る年少のものも加はつて居るから、これを以て一般の犯罪人に論及するのは固より當を得て居ない、けれども精神薄弱者が、社會生活上に於ける適應性の不充分なる點は、一般の風習に犯するが如き行爲に至り易いのも、其自然の勢として怪しむに足らない。

マロは、この種のものに依つて行はれる罪質として、放火・殺人・浮浪・色情犯罪・單純なる窃盜等を主とし、詐欺・拘摸・夜盜等も、必ずしも普通人に劣つて居ないというて居る。

尙ウィリアムスは、精神薄弱者の不良行爲をなす原因を次の八つに別けて擧げて居る。

- 一、兩親の監督の不完全
- 二、窃盜者・放埒者其他不徳義なる人との交際
- 三、矯正し難き先天的の悪性
- 四、不道徳的環境に於ける生活

五、酒場又は球戯場への出入

六、怠惰

七、飲酒・喫煙・藥料の常用

八、怠惰・放蕩・不道德生活への誘惑

これ等は必ずしも精神薄弱のみに對するものではない、一般のものに對しても用ひられることであるが、殊に精神薄弱者に於ては、一層其不良行爲に至らしめる上に、深い關係を有して居る條件である。けれどもこれ等の條件が、必ずしも總べてを盡したもので、又完全な分け方といふのではない、ここには一つの参考として擧げたに過ぎない。

(3)、精神薄弱と虚偽 犯罪者を觀察した多くの論者は、彼等に殆んど共通した性質として、虚偽を擧げて居る。元來虚偽は、其發生原因には極めて種々なる要素があつて、決してこれを一樣に論ずることは出来ない(拙著「兒童の惡癖」噓言の章參照)。犯罪者に見られる虚偽も、亦必ずしもこれを精神薄弱にのみ歸することは適當でない。精神薄弱者が、前に述べたやうに正確な觀察も出來ず、記憶力も劣つて居り、判斷の誤つて居る場合もあつて、自然虚偽に至ることの多いのはいふまでもないが、一部の論者が、虚偽は自然界に於ける弱者の自己防衛たること少からずといふ事實は、犯罪者の虚偽

に於ても注意すべき點である。動物界・植物界に見られる保護色・擬態等は、自然界に於ける興味ある虚偽であるが、要するに自己防衛を完うせんとするに過ぎない。犯罪者の多くが、其社會生活上弱者たるの自覺、殊に自己の不健全なる生活に對する辯解的態度は、殆んど何等の必要な場合にも、虚偽を以て自己を蔽はんとする傾向がある。かくて犯罪者に見られ勝ちの虚偽には、他を虚偽に陥れて自己の慾望を満足せしめんとする計畫的・侵害的・積極的のもの外に、寧ろ自發的・自己防衛的・消極的のものもあるといはねばならない。

但し犯罪者に見られる虚偽には、次節四に述べる病的のものも亦少なくない。

第二節 知能の發達不平均並に變態作用

一、知能の發達不平均並に變態作用の意味 吾人の日常生活をして、極めて變調と波瀾とに富みしめるものは、客觀的條件としては種々なものがあるが、主觀的條件としては、次章に述べる感情や意志の異常が主なものであつて、それと共に注意すべきは、本節に述べる知能の異常である。

それは前節に於て述べた精神薄弱のやうに、全體としての知能の發達程度が劣つて居るものではない、即ちここに所謂知能の發達不平均とは、善良な方面にせよ不良な方面にせよ、特殊な知能が他の

ものより著しく優れ、若しくは一方に於ては普通人の知能を有するに、他方に於ては極めて低い程度にしか發達して居ないものをいふのである。次に、知能の變態作用とは、發達上からいふのではなく、知能が病的に又は或特別な原因の爲めに、極端な方面に偏して活動し、若しくは變態に活動し、普通人の普通状態に於けるやうに、健全に活動しない場合をいふのである。而して後者は、普通人に於ても、或特殊な經驗に接した場合に一時的・偶發的に見られることが少なくない。但し本節に於ては、犯罪行爲と密接な關係にあるものに就いて述べるに過ぎない。

二、知能の發達不平均並に變態作用の原因 これには種々なる場合があつて、一は先天的若しくは病的のもので、二は特殊な經驗に因るものである。

(1)、先天的若しくは病的のもの 上述の如き知能の缺陷は、人の生れながらの傾向に規定されるので、例へば視覚よりする記憶は健全なるも、聴覚よりする記憶は頗る不十分なことがある、或は記憶能力は遲鈍であるが、推理力に於て秀でてゐることがある。次に病的に或方面の發達が障礙され、或は一方面の活動が異常に昂進した爲めに、其他の方面の發達が妨げられた場合も少なくない。或は其時其時の心身の状態に因つて、同一の精神作業に著しい不平均を見ることがある、其主なるものは、神經質性異常性格であつて、これを兒童期に就いていへば、學校成績が時には頗る良く時には頗る不

良な如きそれである。或は又特殊な方面にのみ好奇心が強く、従つてその方面が不必要な程度にまで發達することも少くはない。而して知能の變態作用の中其最も著しいものは、いふまでもなく精神病に因る場合である。

(2)、特殊の經驗に因るもの これは廣義の教育其他の環境の事情が主たる條件をなし、或特殊なることに興味を感じたる爲めに、その方面に精神を集注する結果、漸次にそれが發達を來たし、其他の方面には比較的冷淡となり、かくて益知能の發達が一方面に限られることが少なくない。これは善良なる方面に於ても、亦不良なる方面に於ても同様である。而して此一方に傾ける動機が頗る注意すべきものなることも、亦極めて些細なことである場合もある。けれども多くは、その偶然なる外的刺激に對して、自ら感興を惹ける場合が主であつて、他人から強制的に仕向けられるが如き場合は割合に少い、これ後の場合には幾分反抗的態度に出づることがあるからである。殊に其特殊なる刺激が、假令人生に對する重大な意味なきにせよ、其經驗者にさうして何等かの利慾・興味・満足等の得られる場合に、最も此種の平均せざる知能の發達を來たすことが多いのである。而して知能の變態作用を來たす上に關係あるものとして、強烈な刺激を受け、劇しき情緒を経験した場合などは、最も注意すべきものである。

三、知能の發達不平均と犯罪 此知能發達の不平均を、犯罪行爲に關係せしめて考へる時には、次の二つの場合がある。

(1)、知能の劣等に因る犯罪 即ち一は、知能發達が不平均であつて、或一方面が其社會に於ける普通人より劣つて居る爲めに、常に失敗に至り易き場合である。例へば常に立案では往々普通人以上の才能を有して居るが、これを自ら履行せしめると、普通の人ならば成效したるが如き場合にも拘らず、新しき事實に遭遇してそれに適應し得る知能が缺けて居る爲めに失敗に陥る傾向の人がある。これは犯罪の直接の原因とはならないが、間接には極めて重要な關係を持つて居る。殊に最近の生活の如く複雑なる社會生活に於ては、企業者に於て上述の如き點から、遂に一時の彌縫策に出でて、不良行爲を敢てする所謂偶發性犯罪者を發生せしめることが少なくない。而して犯罪者に先見の明なきもの多しとは屢論せられて居ることであるが、これは要するに判斷力・推理力・理解力等が比較的劣つて居るもの多しに就いていはれるのであつて、時には意志薄弱の爲めに、仕事の終末の努力がなかつた結果失敗に歸し、結果に對する用意のなかつたやうに見られることもあるのである。

(2)、知能の優等に因る犯罪 二は、自己の或一方面の知能發達が、其社會に於ける普通人より秀れて居る場合に、それを以て自己の不正な慾望を満足せしめんとするもので、即ちそれは犯罪行爲と直接の關係を生ずるに至る場合である。其最も著しきものは、先づ詐欺的手段に依る行爲に於て見られ、一般の日常行爲に於ては、普通人と對抗して生存競争の劣敗者たるが如きものも、虚偽の事情を構へて他を詐ることに、特種の能力を有するものがある。かかるものは多く先天性に因るものであるが時には或偶然な機會に用ひた詐欺が、豫想以上の成果を得た爲めに、これに關して特殊の感興と満足を経験し、其後幾度もこれを繰返さんとするものが少なくない。而して詐欺の場合に就いていへば、何時も同様な手段を採るものと、常に其手段を變更するものがある。けれども一方面に缺陷を有するが如きものは、多くは同様な手段を幾度も反覆するのが常である。その爲めに彼等は、捜査に對して便宜を與へて居る場合が屢々ある。其常に手段を變更し得るが如きものは、普通には他の方面には著しき缺陷のないものであつて、比較的均一によく發達した知能を有するものである。次に又窃盜の方法などに於ては、一見頗る痴呆に類するが如きものが、極めて伶俐なる仕方をなして居る場合がある。かかる場合も、上述の詐欺の場合と同様であつて、彼等は他の知能作用を活動せしめ得ない代りに、悪用する方面に全力を傾注し、他人から教授された方法に専心以て行はんとする傾向があるから、往々人をして其惡事に對する知能に驚嘆せしめることがある。其他の犯罪に於ても、白痴・低能視されるものに、此種のものがあるのである。

隔世遺傳説を主張する人は、かかる種類のものも、又一の先祖歸りをなしたもので、若し彼等が未開の社會に生れたならば、其社會の勝利者たるものであるが其特性の遺傳した時期を失した爲めに、犯罪者となり終つたのであるというて居る。

かかる知能の一方面のみが、特別に著しく發達して居ることは、決して一部の特殊なる犯罪者にのみ見られるものでなく、普通の健全なる生活をなせる人に於ても、亦常に見られるところである。其最も顯著なる例は、天才若しくは専門家の專攻に關する知能である。人はかかる有り勝ちの事實が、偶、犯罪人に於て發見された場合に、今更の如く驚きの眼を見張るのである。

尙、知能發達の全體として頗る低格なるもので、然も極めて詐くに長じたるものあるは上述の如くであるが、この事實は被害者の精神状態に就いても、一考しなければならぬ。即ち詐欺される者は、其大多數は自己の利慾の爲めに、冷靜にして正確なる判断をなすことが出来ないで、甚だしき錯誤・矛盾のあることに對しても、容易に陥罪に入るものである。従つて加害者の知能は、被害者の知能より劣つて居ても、よく詐欺罪を完成し得るのである。これは第三節一に述べるやうに、詐欺をなせる者が、他の罪質に比較して必ずしも教育程度の高きものに依つて、多く行はれて居ない事實でも知られることである。

四、知能の變態作用と犯罪 これは前述のやうに知能の發達上からいふのではなくて、活動上からいふのである、主として病的のものであつて、就中特殊な現象として注意すべきは、錯覺・幻覺と強迫觀念と妄想・空想とである。

(1)、錯覺と幻覺 これは知覺の異常であつて、知能を活動上から観る場合に混同して論すべきものではないが、知能の活動不健全を起さしめる上には、頗る注意すべきものである、何となればこの種の知覺異常に依つて判断され、推理されるからである。

錯覺とは、外界の刺激を錯誤して經驗するものである、例へば白衣の干しあるを見て幽霊と感じ、風の音を聞いて何人か自分を襲つて來たと感じ、菓子の中に砂のあつたのを砂糖粒と感じ、背に木の葉の落ち込みたるを毛蟲の匍へると感ずるが如きそれである。

幻覺とは、外界に何等の刺激もないのに、恰も或刺激に接して居るかやうに感ずるもので、例へば何物も見えないのに幽霊を見、何の音もないのに人の近づく足音を聞き、菓子の中に何も無いのに毒藥の味を感じ、背に何も入つて居ないのに毛蟲の匍ふやうに感ずるが如きそれである。

かかる現象は、總べての感覺に於て見られるが、其場合に富んで且比較的犯罪に關係の多いのは、視覺に因るものと聽覺に因るものである。而してこれ等は普通人に於て經驗されることもあるが、

多くは心身に何等かの異常を有する者に現はれるのである。普通人に於ては、何等かを期待し又は豫想して居る場合に経験されること多く、例へば人を待てる時に人の足音を誤つて聞き、恐ろしき時に幽霊を見、毛蟲の多く居る時に毛蟲を誤り感ずるが如きそれである。けれども心身に異常を有する人、精神病・神経病を患へるもの、酩酊・疲勞・睡眠不足・感情興奮等の状態にあるものは、何等の期待も豫想もなく、これ等を経験することが極めて多い。

これが犯罪と関係ある場合としては、色々なものがある、今實例に就いて見るに、獵に出たものが、兎と見て友人を射殺せるが如き、酩酊者が、誤つて人を傷けたるが如き、嫉妬の念強き夫が、妻の來客に挨拶せるを情事を語ると聞いて、其來客を毆打せるが如き、懷郷の念に攻められて居る子守少女が、何等關係なき婦人の聲を母の聲と聞き、其然らざるを知るや急劇に懷郷の念に攻められ、子供を壓殺して家へ歸らんとしたるが如き、何れも錯覺に因つて行はれた犯罪である。

次に、天狗に火をつけよと命せられて放火し、火の燃え出すに至つて急に驚いて消火せんとしたる如き、次項に述べる被害妄想を懐くものが、何等の事實なきに、菓子の中に毒藥の味を感じたと訴へたるが如き、全然無根のことなるに或人が自分の耳の傍で、常に自分を罵詈するものと感じ、其人に危害を與へんとしたるが如き、迷信に溺れたものが、神の宣託を幻覺として聞き、特別に惡意なくし

て多數の人を詐つた如き、何れも幻覺に因つて行はれた犯罪である。

かくて精神病者の犯罪・過失に因る犯罪・心身喪失状態に於ける犯罪等に、この種のものを見るのが稀有でない。且これ等の錯覺や幻覺が、妄想・空想に伴つて起ることのある點は、往々複雑な形式で犯罪をなさしめることがある。

(2)、強迫觀念 これも知能の發達上より述ぶべきものではなく、一時的若しくは永續的の病的現象といふべきものであつて、或一つの觀念の聯合が極めて強く一方に偏して強迫的に現はれ、これを却けんとするも不可能なものである。これが程度の強からぬものは、日常經驗に於ける氣懸り・懸念等として知られ、其極端に昂進したものは、癲癩・ヒステリー等の患者に見られる強迫感情として注意されて居る。而して其昂進の度の甚だしい時には、自らこれを内省することは出来ないが、其甚だしからぬ場合には内省して観ることが出来る。且つ其現はれ方は衝動性であつて、これが行爲に對する一つの動機たる場合には、衝動行爲となる。かくてこの問題は、感情・意志並に行爲と不可分離の關係を有して居る。

かかる觀念の發生には、種々な原因があるが、神經中樞の刺戟性虛弱・神經衰弱等の病的状態、又は普通人に於ても精神の過勞・睡眠不足等の状態から起ることが多い、其他特殊な場合として、月經・姪

娠・産褥の時期に於て現はれることも少くない。

而してこの種の觀念の性質に因つては、特殊な異常行爲をなさしめるのが普通である。例へば、酒を見れば如何なる障礙を排しても飲まんとし、手に汚物の附着せるに心づくとき、極端に洗ひ清めなければ氣の落ちつかぬが如きは、何れもそれである。但し、かかるものより一層危険性を帯びたものは、特別な理由なきに甲某を見るとき殺害せんとする念を起し、或は利器を見れば人に傷け若しくは自ら傷けんとの念を起し、或は燐寸を持って放火せんとする念を起し、或は婦女子に接觸せばこれに惡戯を加へんとの念を起して、著しくそれに苦しめられ、これを實行するが如き、何れも犯罪行爲に至るものである。クラフト・エービング (Kraft-Ebing) は、月經時に自分の子供を殺さんといふ強迫觀念に襲はれ、三人の子供の首を切つて、自らも自殺せんとした或女の例を擧げて居る。

而してかかる觀念の種類が、何に因つて定まるかは、主として其人の先天性並に境遇よりするものであつて、時には極めて偶然なる機會にこれが得られることがある、例へば活動寫眞や新聞等に於て見た事實、又は人に聞いた事實が根深き印象を與へ、それが強迫觀念となることも稀でない。

(3)、妄想・空想 吾人が内的若しくは外的の過去の經驗事實を其儘再生し思ひ浮べる作用は、普通の記憶であるが、これ等の事實に幾分の總合・分析を行ひ、これ等の間に聯合を試みる作用は想像であ

る。けれどもかかる意味の想像は極めて廣いもので、多くは主として具體的經驗事實より構成され、實際世界に適合するが如きものとして、妄想や空想と區別されて居る。即ち妄想は、全體の思想としては論理的に意味をなさぬもので、或特殊な感情に依つて色々な經驗事實が相聯合したものをいふのである。而して錯覺・幻覺が妄想を起さしめることも、妄想の爲めにこれ等の現はれることもあつて、兩者は極めて密接な關係にあるものである。妄想と相類したものに空想がある、これは觀方に依つては妄想と分離することが出来ないもので、只妄想の如く實際世界と相去ることの遠くないものといつてよいのである。

これが原因は、腦の疾病に因ることも、或病的状態の一症狀として現はれることもある。而してこれが種類には、責罪妄想・追跡妄想・被害妄想・誇大妄想等がある。

責罪妄想は、自己に何等かの罪業があつて、それに責められて居るといふ念に苦しめられるものであつて、自殺の原因たることが頗る多い。尤もかかる妄想を起すには、何等の根據のなきことも、又普通人ならば意としない程度の過失に因ることもある。

被害妄想・追跡妄想は、何等の事實なきに拘らず、外部より或危害を加へられ、若しくは何者かに追跡されて居るやうに思惟するものであつて、時には錯覺若しくは幻覺が同時に起つて、一層患者を苦

しめることがある。例へば何等危害を加へない人を見て、其人を加害者又は追跡者と誤認し、多くは恐怖の餘りに、時には憤怒の餘りに、打ちかかつて傷害行為をなすことがある。但し場合に依つては、自ら何等かの侵害を加へたことが原因となり、何時も其時の被害者が念頭に現はれて苦しみ、思はざる他の人を傷害することもある。かくて被害妄想に因る行為は、自己防衛的に行はれることも多く、従つて身體・生命に關する犯罪を起さしめるのが普通である。尤も時には自分を害すると思惟する人に、直接に向ふことが出来ない爲めに、其家に放火するやうなこともあるのである。

誇大妄想は、實際事實と懸け離れた誇大な思想であつて、これには自己が神佛・偉人・富豪となつたやうに思ふものもあれば、自らは如何なる事業にてもなし得らると思ふものもある。されば何人にも妄想なることの推知され得る程度に極端に昂進した場合には問題は起らないが、若し多少信じられ得るが如き形式に現はれる場合には、他人を詐欺した結果となることが多い。但し被害妄想の如く、身體・生命に關する犯罪行為となることは殆んどなく、只自ら高貴の人・地位ある人となれりと信じ、其爲めに官吏に抵抗し、又は不敬罪を犯し、物品を毀棄し、或は又他人の名譽を侵すが如き行為に至ることが往々ある。

尙この外に嫉妬妄想とて、嫉妬に關係するものがある。これはヒステリーの人に於て見られ易く、

放火・殺人・傷害・誹謗等の行為をなさしめることが多い。

これ等は何れも普通に見られ勝ちの妄想であるが、犯罪者の中には往々其精神上の故障から、妄想に耽つて自ら樂しめる場合もあつた。吾人の接した窃盜數犯の或男は、常に通心器の發明に腐心したる結果、硝子製の丸瓶二つを用意して各に草の葉の綠色なを入れ、その中に人の生血を注ぎ置く時は、この兩瓶が如何なる遠距離にあるも、それを持てる人と人との心は相通じて、無線電信などよりも便利なものであると思惟し、其發明の成功に多大の満足を感じ、出獄後これを用ひて大に社會に益せんと意氣込み居たるが如き、其一例である。

その種の荒唐無稽なる妄想が、時には宗教的色彩若しくは性慾的色彩を主調として現はれることがある。かかる患者は、妄想の性質に因つて、色情に關する犯罪又は禮拜所の神聖を犯す犯罪をなすことがある。

而して時には、妄想の程度にまでは至らないで、一種の空想を畫き、其裡に慰安と勇氣と努力とを得て居る犯罪者は、決して稀ではない。この種のものには、精神病理的原因よりするものと、知能の發達不健全なる爲めに適當な推理・判斷・思考等をなし得ないよりするものがある。但しかかる場合には、迷信・冒險心・好奇心・射倖心等が、大に關係して居ることが少くない。

(4)、病的虚偽 これは第一節(3)に述べた精神薄弱より起つたものと稍異り、特殊の病的症状から正確なる知覚をなすことが不可能であつて、錯覺・幻覺等の爲めに、又妄想・空想・想像の爲めに、或は又記憶の一部的去脱状態・朦朧状態若しくは思想奔逸等の爲めに、自ら心づかぬ虚偽に陥ることが少くない。癲癇・ヒステリー・酒精中毒等を患ふものには、この種の虚偽が頗る多い。但しかかる虚偽は必ずしも犯罪として取扱はれるとは限らないが、時にはこれが犯罪の原因たることが往々あるのである。而して一部の論者のいふが如き道德的感情に著しき缺陷あるものは、意志的・自覺的の虚偽をなすことはいふまでもない。

第三節 教育

教育を廣き意味に解すれば、吾人の精神並に身體の教化訓練に關係ある總べてのものを包含し、家庭教育・社會教育・學校教育の三つに區別することが出来る。但し家庭教育・社會教育に關する事項は、極めて範圍の廣いものであつて、具體的に説明するのが困難である、吾人は只第二章第二節に於て、それに關する事項を略述した。而して教育を極めて狭く解すれば、所謂學校教育であつて、吾人はそれに關して比較的具體的事實を得易いから、主にそれに依つて犯罪と教育との關係を研究して見た

のである。即ち普通に人の教育程度を評するに先づ學校教育を以てせられ、高等の學校に學びたるものは、然らざるものに比して教育あるものといはれて居る。元來嚴密な意味に於ける人の教育程度は、これを測定することが極めて困難であるから、先づ學校教育の程度を以て其大要を推知するのである。而して犯罪者の教育に關する統計の多くも、亦此學校教育の程度を以て分類して居る。

一、教育と罪質 狹義の教育殊に學校教育が、主に知能の開發進歩を主とせる點から、知能の有無は多く教育の程度に依つて定まると觀なければならぬ。且又犯罪行爲は、其性質に依つて比較的多くの知能を要するものと、然らずして可なるものがある。従つて教育と罪質との關係にも注意すべき點の存するは明かである。

知能の薄弱なるものが、生存競争場裡に於ける劣敗者又は犯罪者となることは、上に述べたやうであるが、知能を主とする犯罪行爲は如何なるものであるか。

今大正二年度に於ける刑事統計年表に據つて見るに、右罪を宣告された刑事被告人十一萬四百二十三人の中、教育程度不詳なるもの二千五百七十六人を除外して、これを、一、高等教育を受けたもの、二、中等教育を受けたもの、三、普通教育を受けたもの、四、稍讀書し得るもの、五、全く無學なるもの、五つに區別して見るに、最も多數の犯罪者を有し且つ教育程度の低き罪質は窃盜で

あつて、高き教育を受けたものの比較的が多いのは、文書偽造を最となし、竝職・有價證券偽造・恐喝・横領・詐欺等の罪が順次に相次いで居る。今中等教育以上の教育あるものを、知能多きものとして、各罪質に就いて見るに、次の如くである。即ち中等教育以上の教育を受けたものが、竊盜の中、多大数を占める他人の財物を竊取したといふもの二萬四千五百人の中、百七十三人即ち〇・七%であるのに、文書偽造罪は千百三人の中、百二人即ち九・二%、竝職罪は三百八十人の中二十九人即ち七・六%、有價證券偽造罪は二百五十三人の中、十九人即ち七・五%、恐喝即ち人を恐喝して財物を交付せしめ又は財産上不法の利益を得又は他人をして得せしめたるもの七百三十三人の中、二十八人即ち三・八%、横領の中自己の占有する他人の物及自己の物と雖も公務所より保管を命せられたるものを横領したるもの二千八百八十六人中、八十九人即ち三・%、詐欺の中人を欺罔して財物を騙取し又は財産上不法の利益を得又は他人を得せしめたるもの九千二百四十九人の中、二百三十七人即ち二・五%の割合をなして居る。尤もこれ等は、教育程度不詳のものを省いた計算である。

これを以て見るに、相當に社會上の地位に就き得るものの犯罪若しくは一般の被害者よりも知能の優秀を必要とする犯罪は、竊盜の如く殆んど特殊の知能なくしても行はれ得るものに比較せば、程度の高き教育を受けたものが、割合に多いのである。

固より學校教育の程度は、稟性に因り又學校教育以外の經驗に因つて得られたる知能を含めた眞の意味に於ける知能程度を示すものでないから、かの貧家に生育して、完全に學校教育を受け得なかつたものの中、稟性所謂伶俐なるものの如きは、加はつて居ない。されども知能と犯罪とを考察する場合には、此學校教育に因つて得られたでない優秀の知能を、殊に下級社會の犯罪者に就いて研究する必要がある。實際上、學校教育は完全に受けなかつたが、然かも稟性優秀な知能を有するものが、犯罪者として多大の危害を社會上に加へて居ることがある。

二、知能ある犯罪者 かくの如き意味に於て、今日の統計上には、學校教育を受けた程度の低きが故に、知能乏しきが如き形式に表はれて居るものの中、犯罪行爲をなす上には寧ろ普通人以上の知能を働かして居るものが含まれて居る。而して犯罪者の中には、學校教育を完全に受け得られない境遇にある下級社會のものを大多數占めて居るのである。

(1)、計畫的犯罪と知能 知能が犯罪と直接の關係を有するのは、いふまでもなく計畫的・豫謀的の犯罪である。これが冷靜に計畫されればされる程、知能の活動する餘裕があつて、知能のある割合に犯罪を巧妙に行ひ得るものというてよい。有價證券偽造・文書偽造・詐欺等は何れも此種のものであつて、これ等が行爲者の計畫なくして行はれるといふことは、殆んどないといふべきである。従つてこれ

等は知能あるものに依つて、最も多く、最も巧に、且最も大規模に行はれ勝ちである。犯罪の動機から觀て最も憎むべく、其搜索を逃れ易き點から觀て最も恐るべく、其及ぼす影響に於て特に著しきものは、知能あるものの計畫的犯罪である。

尤も此種の中で比較的善良な動機から來て居るものがある。例へば愛國の至情よりする國事犯の如き、或は愛郷の至誠よりする官吏に對する抵抗罪の如きものは、計畫的に行はれ又知能あるものの犯罪たることが多いけれども、社會に對する危険性の性質並に程度に於て、著しく相違したものである。

而して上に挙げた犯罪は、多く知能犯として、他の窃盜・横領等と區別して考へられることがある。けれども窃盜・横領等も、これが知能あるものに依つて行はれる時には、其計畫を回らして行はれる點に於て、詐欺・文書偽造等と殆んど相撰ばないことがある。かの敏捷なる行爲を以てする掏兎の犯罪の如き、法律を巧妙に曲解して行ふ横領罪の如きものは、即ちそれであつて、かかるものは永續して社會上に危害を及ぼすものである。

(2)、偶發的犯罪と知能 或特殊なる原因から、殆んど何等の計畫を以てすることなくして行はれる犯罪がある、これを茲で偶發的犯罪と呼ぶのである。而して吾人が一般の人の日常行爲を觀察するに、

深き計畫に依つて行はれるやうなものは比較的少なく、所謂偶發的のものが頗る多い。けれども其行爲に表はれた上から觀察する時には、知能あるものに依つて行はれたものと、知能なきものに依つて行はれたものとは、著しい相違がある。即ち、知能あるものは假令計畫的に行はないにしても、其心身の活動が適當に行はれ得る傾向となつて居るから、自然知能なきものの行爲より巧妙に、動もすれば計畫的に行はれたるやの觀がある。かくて知能あるものの犯罪所爲は、何等の計畫をも用ひなかつたものであつても、頗る巧妙に行はれて、愚鈍なる者のなし得ない程度に於て行はれて居ることは珍しくない。

これは犯罪が模倣に依つて行はれる場合に、假令行爲者自らはそれを模倣せんとする特別の意志はなかつたにしても、嘗て自己の心裡にあつた犯罪の方法等に依つて、巧に行はれることのあると、相類似した注意すべき現象である。

(3)、知能ある犯罪者と捜査 元來捜査機關の發達は、疾病に對する治療の如き關係にあつて、或疾病が起らなければ、それに對する治療の方法の講せられぬと同様に、或特種な方法に依つた斬新な犯罪行爲の如きは、これが事前に捜査の手段を研究されるものではない。何時も犯罪行爲を追つて發達して居る。而して此の捜査機關の進歩よりも、常に進んで行はれるものは、いふまでもなく知能ある

犯罪者に依つて行はれるものが、其大部分を占めて居る。

且、捜査の着手せられる順序は、一般に知能階級のものよりも、然らざる階級例へば労働者・貧民・浮浪者に於て先づ行はれ、知能あるものは自然第二次的に捜査される社會的信用を有して居る。これは富者が貧者に對して社會的信用を有することの多いと同様である。此の點が知能ある犯罪者をして、自ら初めに考へたるよりも廣き範圍に至らしめ、又より甚しき悪性を發揮せしめる所以である。かくて初めには全く偶發的であつたものが、容易に捜査を逃れ得たことから、遂には計畫的に犯罪するに至る場合が往々見られる。

(4)、知能ある犯罪者と社會道德 かくの如くに知能ある犯罪者が、比較的に重大な犯罪者となり易き點は、それが社會上に及ぼす危害の程度も、かの其日の食に窮したる結果、店頭の餅を窃取する浮浪者などの犯罪と異り、例へば大會社の重役の不正行爲が數千數萬の人に損害を與ふるが如く、其影響する範圍の廣大なることは言を待たない。

のみならず彼等は多く社會上に於て相當の位置にあるものが多いから、彼等に依つて行はれた犯罪の摘發される毎に、これが其社會の道德に悪影響を加へることは極めて大であつて、殊に青年の心理に不良の印象を深く與へることは豫想以上である。

(5)、知能ある犯罪者と一時的的精神異常 知能あるものは、必ずしも感情並に意志の方面に於て健全なものとはいはれない。のみならず一時的の感情異常が、知能を以て制限し得られるものでもない。かくて所謂感情劇奮の爲めに犯罪をしたやうな場合には、知能の有無は殆んど重要な關係を有してない。其爲めに相應に知識ある人が、一時の感情興奮の結果、極めて愚なる犯罪行爲となし、又は多少計畫的に自己の知能相當の犯罪行爲となすこともあるのである。

次に又、知能あるものの一部の犯罪には、酒精中毒の關係が大切であつて、殊に企業家其他のものが、事業の計畫をなす時、懇親を計る時等が、多く酒杯の間に行はれるから、一時の酩酊狀態の結果往々思はざる行爲に至り勝ちである、これ注意すべき條件である。或は又知能の一面のみに充分なる發達をなして、其他の方面に缺陷あるものが、普通の知能ある犯罪者として取扱はれて居ることも少くないのである。其他知能ある犯罪者には、述べべき多くの點があるが、要するに犯罪の論せられる時には、多く知能の劣れる精神薄弱者に就いて研究され、所謂知能あるものの看過されて居ることが少くない。けれども所謂知識階級に於て、相當の職業に就くを得ざるものの次第に輩出する今後の傾向を以て觀れば、知能ある犯罪者の研究は、忽にすべからざる問題の一である。

三、犯罪者の教育程度 以上は主として犯罪者の知能に關する特殊な方面を述べたのであるが、我

邦に於ける犯罪者は、一般に如何なる教育程度を有して居るか。

今、日本帝國統計年鑑に據つて、明治四十二年乃至大正二年に於ける新受刑者の教育程度の比例を見るに、

年次	教育程度			無筆者	合計
	高等教育あるもの	中等教育あるもの	普通教育あるもの		
明治四十二年	〇、〇九	一、〇二	一五、五五	四七、七八	三五、五七
同 四十三年	〇、〇八	一、〇一	一三、七〇	五三、六五	三一、五六
同 四十四年	〇、〇八	一、〇六	一四、四六	五五、五五	二八、八五
同 四十五年	〇、二〇	一、二九	一四、二〇	五八、七七	二五、五四
大正元年	〇、〇九	二、五二	三六、二六	四〇、九五	二〇、一八
大正二年	〇、〇九	二、五二	三六、二六	四〇、九五	二〇、一八

但し、表に現はれて居るやうに、年によつて比例が著しく相違して居る。無筆者の漸次に減少して居るのは、普通教育の次第に普及するを示すものであるが、大正二年度に於て、中等教育あるもの並に普通教育あるものが、二倍以上に劇増して居るのは、統計材料整理に際する標準の相違より來たものより外に、適當な説明が困難である、即ち之を特殊な犯罪の劇増又は單に比較的教育ある犯罪者の劇増等を以て説明するには、餘りに著しい變化である。而して明治四十五年大正元年に於て、高等

教育あるものが、他の年度より著しく多いのは、偶然に教育ある犯罪者が多く出たことを見るのが至當である、いふまでもなく高等教育あるものは、一般に極めて少數であるから、實數上比較的少數の増加であつても、他の年に比して頗る多數となるからである。

要するに、犯罪者の六割乃至八割は、國民一般の受くべき教育を受けなかつたもので、殊に全體の五分の一乃至三分の一は、全く教育を受けなかつたものであることは、頗る注意を要する點である。

而して犯罪者に、學校教育を受けたものの少いのは、色々な原因からであるはいふまでもないが、ウルフェンなどのいふやうに、彼等の中に實着な作業に對しての先天的無精力即ち怠惰から、自然學校を遠ざかつたものが多いことも、明かに注意すべき一面である。

この點から觀て、酒精中毒性素質を有するものは等閑視すべからざるものであつて、この種のもものは、常に注意散漫し・感情の動搖著しく、爲めに刹那々々の刺激に支配されるから、統一のある纏つた仕事が出来ない、假令或程度まで仕事を進めても、其結果が十分に出来ない、従つてこれを兒童に就いて云へば、學校生活の如きに對しては興味なく、學校休みをすることが多い。而して犯罪者の中に、普通の教育を完全に受けなかつたものの少からぬこと、酒精中毒性の素質を有するものが多いこ

ことは、幾分關係ある事實といはねばならない。

第五章 感情の異常

ここにいふ感情は、頗る廣義のものであつて、一般に情緒並に情操と呼ばれて居るものをも包含して居る。而して感情を狹義に解釋して、情緒並に情操と區別していふ場合には、感情は比較的簡單なる形式を以て現はれ、往々單一感情又は單情と呼ばれ、主に脈搏・血量・呼吸等の身體的方面に變化を與へるものである。情緒は比較的複雑なる形式を以て現はれ、脈搏・血量・呼吸等の外に手足・顔面・其他の身體的方面に變化を與へ、吾人の本能に必然に隨伴する主觀的變化である。憤怒・恐怖・嫉妬・怨恨等はこれに屬して居る。次に情操は、環境より常に受けて居る刺戟・身體上並に精神上の状態等に因り、個人の情緒に比較的固定的な傾向を得たものをいひ、普通の美的感情・道德的感情・宗教的感情・論理的感情を以ていひ現はされて居る。

かくの如く三者共に、幾分形式上に相違はあるが、何れも主觀的のものであつて、相當に身體的方面に變化を與へるの點は、相通したところである。従つてこれを發達の順序を追うて、幼少の時は、簡單なる快・不快よりする感情を以て、稍長じて少年の頃に至れば、複雑した情緒を以て、更に進んで青年の頃に至れば、一層複雑した高等な情操をもつて、各主たる感情生活をなして居り、それが

各の時期に於ける精神状態の重要な特徴とされて居る。

かくの如くに、感情は必ずや多少に拘らず身體的變化を伴ふと共に、吾人の行爲は必ずや又幾分の感情を随伴するものであつて、且特殊なる状態よりする感情は、吾人に或行爲を惹き起さしめるものである。かくてこの感情と行爲とは、殆んどこれを區別して述べ能はぬものであるが、今ここには行爲が犯罪若しくは不良行爲として現はれるやうな場合に就き、主に感情を中心として觀察するのである。

而して情緒が吾人の本能的活動に伴ひ、情操が個人の性格に規定されるの點は、殊に人の犯罪行爲を論ずる場合に於て、最も肝要な方面である。ロンブローゾ其他の唱へる感情性犯罪の如きはいふまでもなく、實際上一般の犯罪行爲が、感情の直接若しくは間接の發動に因つて居ることは、頗る注意すべきところである。

而して感情は、種々なる方面から觀察し得るものであるが、吾人の行爲をして常軌を逸せしめる方面よりせば、日常の生活に必要なものが、充分に發達して居ない場合と、今日の社會に於ては寧ろ制御さるべきものが極端に昂進し易き場合とである。而してかかる状態は、次に述べる各種の條件に因つて得られるのである。

第一節 感情の發達

簡單なる感情は、極めて幼少の時期に於て既に見られて居るが、複雑なる感情は、相當の年齢に達しなければ現はれないものである。換言せば感情の發達は、生れて直に得られるものでなく、多くの訓練陶冶の機會と期間とを待つて初めて今日の社會生活に適應する程度に達するのである。かくて感情は、個人に依つて著しく其發達の状態を異にし、殊にこれが行爲に關聯して、最も注意すべき多くの點を有して居る。

一、快・不快の起源 快・不快は、感情生活の基調をなすもので、これが起源に就いては種々な學説があるが、未だ一定しては居ない。其主なるものは、次の五つである。一は、進化論的に觀るもので、吾人の生活機能を増加するが如きものは快で、これに反するものは不快であるといふのである。二は刺戟の分量に依て説明し、如何なる刺戟にても其分量にして適當であるならば快を感じ、若しそれ以上増加すれば、不快を覺えるものであるといふて居る。三は、吾人の心身の活動の難易より説明し、何等の障礙なくして行はれる時は快で、然らざる時には不快であるといふのである。四は、刺戟とそれに因つて起る身體内部の興奮との比較に依つて説明し、刺戟が吾人の神經を興奮せしめること

の多き丈け快で、これに反するものは不快であるといふのである。尙この外に、五に經驗説を以てし、或偶然の機會に於て快を感じた事實は、後來に於て其經驗を忘れても快を覚え、若し不快を感じたる經驗ある時には、何時もそれに接する毎に不快を覚え、全く精神上の聯合に因つて得られるものであるといふのである。

而してこれ等は、何れも一面の眞理を捕へては居るが、何れも一を以て全般を説明し盡されるものでない。一乃至四は快・不快を生理的基礎に、五は心理的基礎に置いて居るものであつて、實際の場合に於ては、これ等の數個の所論が相合して、初めて説明し得られるのである。

二、感情と先天性 感情は頗る簡單なる作用のやうに見えるが、然もそれが身體の内若しくは外より受ける刺戟に反應する場合には、其程度に極めて多くの階段を有し、且同一の刺戟に對しても、個人に因つて異り、又同一の人にも時に因つて異つて居る。

これは感情の働く状態が、主に鋭敏なると遲鈍なるとをいふのであるが、次には先天的に或特殊な感情、例へば憤怒・嫉妬・怨恨等の情緒の一が、特別に強く昂進して居ることや、同情・憐憫・愛情等の情緒が、著しく現はれないことがある。これは未だ環境の事情に殆んど影響を受けない多くの幼兒を比較して觀察すれば、容易に知り得られることで、これが即ち訓練陶冶を得せしめなければならぬ所

以であり、又個性の特徴を得せしめる主要な一部をなすものである。

三、感情の發達と環境 既に吾人は、本能生活と社會適應性との關係の章に於て、今日の社會生活には、吾人の生來的に有する本能に對して、充分の陶冶を必要とすることを述べたが、それはこの感情に於て主に注意すべき問題であるのである。感情殊に情緒が、本能の主觀的方面であり、又それが日常の行爲と不可分離の關係にある精神作用なるを以て觀れば、これは寧ろ當然のことである。

(1)、表出運動と其目的 感情には、上述の如く必ずや多少の身體的變化を伴ふものであるが、前者があつて然る後に後者が生ずるのでなく、要するに一つの心身の活動の兩面である。従つて身體上の運動の状態を適當に變化せしめる時には、感情にも變化を與へることが出来る、例へば何等面白きことなきに、努めて笑ふ身體上の運動をなす時には、漸次に面白く感ぜられるが如きそれである。

感情に随伴する身體上の主なる變化を、總括して感情の表出運動といひ、耻辱を感じたる時に赤面し・怒れる時に顔色紅潮し・手足を張り・大聲を發し・暴行をする等何れも其例である。但しこれ等の表出運動は、感情の發動と共に自然に行はれるものであるから、それを一々自覺して居るものではない。而して一般の表出運動に就いて見るに、快のものはこれを表出することに依つて益・快となり、不快のものはこれを表出して益・不快に趣くが如き傾向を有して居る。然れども表出の結果には二種

ありて、一は吾人の爲めに益、適當なるものと、二は益、不適當なるものがある。例へば面白きことある時、笑へば益、面白くなり愉快となるに、耻しき時に赤面すれば、益、耻しきを増し不愉快となるが如きそれである。

この意味に於て、感情の表出運動の結果は、今日の社會生活には、必ずしも適當なるもののみとは限らない、却つて吾人の生活上の目的に反するが如き場合がある。換言すれば、感情の表出運動は、其結果の如何は第二として、只これを外部へ表出するのが本來の性質である。尤も進化論的に論ずる人は、假令今日の吾人には、不適當なるが如き感情の表出運動も、吾人が未だ發達せざりし極めて遠き祖先の時代に於ては、生活上の意味にして適當な目的あるものであつたといふのである。それが今日の如き文明の發達の爲めに、種々複雑なる條件の下に生活しなければならぬ吾人には、感情の表出に因れる行爲が、往々社會の秩序を亂し、自己の現在及び將來に對する目的に反する結果となるのである。

(2)、感情の陶冶 感情は刺戟に接すれば自然に發動するものであるが、然も其現はれ方は、境遇上の條件に因つて、相應に變化せしめ得るものである。一は刺戟の種類に因り、二は刺戟の與へられる度數に因り、三は表出運動に對する結果に因つて、各相違した結果が見られる。

一、刺戟の種類 常に悲哀を感せしめるが如き刺戟を経験して居る時には、悲哀の情緒が次第に發達して、それがその人の感情生活の主調となるやうな場合がある。個人の性質は、或特殊な情緒が主なる特徴となつて居ることが多いが、この種の情緒は、固より其先天性に因ることもあるが、多くは其人の境遇が、それを發達せしめる上に好都合であつたからである。かの同情・愛情・憐憫等の社會生活上最も善良な情緒の發達は、決して口舌の説明のみを以てして、充分に得せしめることは出来ない、人の不幸に對しては同情せよと教へんよりは、寧ろ不幸なる人を直接實見せしめるに如くはない。憤怒・猜忌・嫉妬等の不良なる結果に至り勝ちの情緒も、かかる精神状態に至らしめるが如き刺戟を與へなければ、先天性に異常のない以上は、決してこの方面に特別の昂進を見ることはないのである。

二、刺戟の度數 これは同一の情緒を起さしむべき機會をいふのである。前述せるところは、情緒の發達の方面を規定するものであるが、これは或情緒の發達の強度を規定するものである。即ち或種の情緒に至らしめる刺戟が絶えず加はるに於ては、一面にはこれが著しく昂進することあると共に、他面にその種の刺戟に對して慣れる結果、強き反應をなさざるに至ることがある。例へば常に殘忍なことを目撃するが如き状態にあるものは、殘忍なる情緒を昂進せしめ、遂には普通の程度の殘忍で